

河北町地域防災計画

令和 5 年 月改訂

河北町防災会議

河北町地域防災計画（案）・本編（目次）

第1編 総 則

第1章 総 則	1 - 1
1 本計画の目的	
2 本計画の構成	
3 本計画の方針	
4 用語の意義	
第2章 防災関係機関の事務又は業務の大綱	1 - 3
1 防災関係機関の責務	
2 住民の役割	
3 防災関係機関の事務又は業務の大綱	
第3章 河北町の概況	1 - 1 4
1 自然環境	
2 社会環境	
第4章 予想される被害等の状況	1 - 1 6
1 概要	
2 地震による被害想定	
3 風水害の被害の状況	

第2編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針	2 - 1
1 基本方針	
2 地震災害対策の具体的方針	
第2節 防災知識の普及計画	2 - 2
1 計画の概要	
2 防災関係機関職員に対する防災教育	
3 住民に対する防災知識の普及	
4 企業（事業所）等に対する防災知識の普及	
5 学校教育における防災教育	
6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	
第3節 地域防災力強化計画	2 - 7
1 計画の概要	
2 自主防災組織の育成	
3 企業（事業所）等における自衛消防組織等	
第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画	2 - 1 2
1 計画の概要	
2 一般ボランティア	
3 専門ボランティア	

4 活動環境の整備	
第5節 防災訓練計画	2-15
1 計画の概要	
2 総合防災訓練	
3 総合防災訓練の留意事項	
4 土砂災害訓練	
5 水防訓練	
6 防災関係機関の防災訓練	
7 学校の防災訓練	
8 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
9 その他の訓練	
10 実践的な訓練の実施と事後評価	
第6節 避難体制整備計画	2-18
1 計画の概要	
2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知	
3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令判断基準の明確化	
4 指定避難所等に係る設備・資機材等の整備	
5 避難行動要支援者の避難支援計画	
6 避難誘導体制の整備	
7 防災上特に注意を要する施設の避難計画	
8 福祉避難所の指定	
9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	
10 指定避難所運営マニュアル	
第7節 救急・救助体制整備計画	2-25
1 計画の概要	
2 自主防災組織の対策	
3 町の対策	
第8節 火災予防計画	2-27
1 計画の概要	
2 出火防止対策	
3 消防用設備の適正化	
4 初期消火体制の強化	
5 消防施設等の整備	
6 林野火災予防対策	
第9節 医療救護体制整備計画	2-29
1 計画の概要	
2 災害時の医療関係施設の役割	

3	医療関係施設の整備等	
4	医療資器材輸送体制の整備	
5	整備対象施設等	
第10節	防災用通信施設災害予防計画	2-31
1	計画の概要	
2	防災用通信施設の概要	
3	通信設備の災害予防措置	
4	通信機器の配備	
5	電気通信設備等の活用	
第11節	地震防災施設等整備計画	2-34
1	計画の概要	
2	整備対象施設等	
3	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	
第12節	土砂災害等予防計画	2-36
1	計画の概要	
2	各施設に共通する災害予防対策	
3	土砂災害予防対策の推進	
4	地盤沈下の予防対策の推進	
5	軟弱地盤等液状化対策の推進	
6	災害防止に配慮した土地利用の誘導	
7	被災宅地危険度判定体制の確立	
第13節	交通関係施設災害予防計画	2-40
1	計画の概要	
2	各施設に共通する災害予防対策	
3	道路の災害予防対策	
第14節	河川施設災害予防計画	2-43
1	計画の概要	
2	各施設に共通する災害予防対策	
3	河川構造物の災害予防対策	
第15節	都市防災化計画	2-44
1	計画の概要	
2	都市計画の地域・地区指定による災害に強いまちづくり	
3	防災空間の整備による安全性の確保	
第16節	建築物災害予防計画	2-45
1	計画の概要	
2	建築物の耐震性の確保	
3	公共施設等の耐震化の維持	
4	一般建築物等の耐震化の推進	

5	耐震診断等推進体制の整備	
6	建築物の火災耐力の向上促進	
7	地震保険の普及・啓発	
8	空き家対策	
第17節	危険物等施設災害予防計画	2-49
1	計画の概要	
2	各施設に共通する安全対策	
3	危険物等施設の災害予防対策	
4	ガス等の災害予防対策	
5	火薬類の災害予防対策	
6	毒物及び劇物の災害予防対策	
第18節	輸送体制整備計画	2-51
1	計画の概要	
2	交通の確保	
3	緊急輸送の確保	
第19節	農地、農業用施設災害予防計画	2-54
1	計画の概要	
2	各施設に共通する災害予防対策	
3	農道施設の災害予防対策	
4	用排水施設の災害予防対策	
5	ため池施設の災害予防対策	
第20節	企業（事業所）等における災害予防計画	2-56
1	計画の概要	
2	企業（事業所）等における自衛消防組織の育成	
3	企業等における事業継続計画の策定促進	
第21節	ライフライン施設の災害予防計画	
第1款	水道施設災害予防計画	2-58
1	計画の概要	
2	防災体制の整備	
3	広報活動	
4	水道施設の被害想定	
5	水道施設の災害予防対策	
6	災害対策資機材等の整備	
7	生活用水水源の確保	
第2款	下水道施設災害予防計画	2-61
1	計画の概要	
2	防災体制の整備	
3	広報活動	

4	下水道施設の災害予防対策	
5	災害復旧資機材等の確保	
第3款	電気通信施設災害予防計画	2-64
1	計画の概要	
2	防災体制の整備	
3	広報活動	
4	電気通信施設の災害予防対策	
5	災害対策資機材等の整備	
第4款	電力供給施設災害予防計画	2-66
1	計画の概要	
2	防災体制の整備	
3	防災関係機関との連携	
4	広報体制の確立	
5	電力設備の災害予防対策	
6	災害対策資機材等の整備	
第22節	食料・生活必需品等の確保計画	2-68
1	計画の概要	
2	基本的な考え方	
3	食料等の確保品目及び方法	
第23節	文教施設における災害予防計画	2-70
1	計画の概要	
2	学校の災害予防対策	
3	学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	
第24節	要配慮者の安全確保計画	2-73
1	計画の概要	
2	本町における要配慮者の現況	
3	在宅の要配慮者対策	
4	社会福祉施設等における要配慮者対策	
5	外国人の安全確保対策	
第25節	積雪期の地震災害予防対策	2-80
1	計画の概要	
2	克雪対策	
3	緊急活動対策の整備	
4	総合的な雪対策の推進	
第2章	災害応急計画	
第1節	防災体制の確立	
第1款	災害対策本部の設置	2-82
1	計画の概要	

2	町防災会議の招集	
3	災害警戒本部の設置	
4	災害対策本部の設置	
5	業務継続性の確保	
6	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	
7	複合災害への対応	
第2款	職員の動員配備計画	2-96
1	計画の概要	
2	初動対応の基本的な考え方	
3	配備体制の一般的基準	
4	第1次配備（注意配備）	
5	第2次配備（警戒配備又は災害警戒本部設置の体制）	
6	非常配備（災害対策本部設置の体制）	
7	地震等による大規模災害発生時の初動体制	
8	職員の動員方法	
第3款	広域応援計画	2-102
1	計画の概要	
2	広域応援計画フロー	
3	他団体等の広域応援	
4	消防の広域応援	
5	広域応援・受援体制	
第4款	広域避難計画	2-106
1	計画の概要	
2	広域避難計画フロー	
3	他の自治体への広域避難要請	
4	他の自治体からの避難受入れ	
第5款	自衛隊災害派遣計画	2-110
1	計画の概要	
2	自衛隊災害派遣計画フロー	
3	自衛隊の災害派遣基準等	
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	
5	自衛隊の災害派遣要請の手続き	
6	自衛隊の自主派遣	
7	自衛隊災害派遣部隊の受け入れ体制の整備	
8	自衛隊派遣部隊との協議、調整	
9	自衛隊災害派遣部隊の撤収	
10	救援活動経費の負担	
第6款	災害ボランティア活動支援計画	2-115

1	計画の概要	
2	災害ボランティアセンターの設置及び運営	
3	一般ボランティアの活動	
4	専門ボランティアの活動	
第2節 情報収集伝達関係		
第1款	災害情報収集・伝達計画	2-116
1	計画の概要	
2	災害情報の伝達系統図	
3	被害状況等情報収集の概要	
第2款	広報計画	2-120
1	計画の概要	
2	基本方針	
3	広報活動における各機関の役割分担	
4	報道機関による災害時の報道	
5	被災者等への情報伝達活動	
6	地震発生後の各段階における広報	
7	安否情報の提供	
8	広報活動実施上の留意点	
9	広聴活動	
第3節	避難計画	2-126
1	計画の概要	
2	避難指示等応急対策フロー	
3	住民等の自主的避難	
4	行政の避難指示等に基づく避難	
5	学校・病院等における避難	
6	避難収容計画	
7	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	
8	帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する 避難情報等の提供	
第4節	指定避難所運営計画	2-137
1	計画の概要	
2	指定避難所への受入れと必要な措置	
3	指定避難所管理運営	
4	避難後の状況の変化に応じた措置	
5	指定避難所運営に係る留意点	
第5節	孤立集落の応急計画	2-142
1	計画の基本的な考え方	
2	対策活動の内容	

第6節 救助・救急計画	2-145
1 計画の概要	
2 救出の対象者	
3 要救助者の通報・捜索	
4 救助体制の確立	
5 救助活動の実施	
6 負傷者等の搬送	
第7節 医療救護計画	2-148
1 計画の概要	
2 医療救護体制	
3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供	
4 救護所の設置	
5 医療救護活動の実施及び調整	
第8節 消火活動計画	2-152
1 計画の概要	
2 消火活動フロー	
3 初期消火	
4 消防団による火災防ぎよ活動	
5 消防機関による火災防ぎよ活動	
6 応援要請	
第9節 危険物等施設災害応急計画	2-154
1 計画の概要	
2 危険物等施設の災害応急対策	
3 個別の災害応急対策	
4 危険物等の流出応急対策	
第10節 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬計画	2-157
1 計画の概要	
2 行方不明者等の捜索	
3 遺体発見時の対応	
4 遺体の収容・安置	
5 遺体の火（埋）葬	
6 広域応援体制	
第11節 交通輸送計画	2-160
1 計画の概要	
2 交通計画	
3 輸送計画	
第12節 農地・農業用施設災害応急計画	2-163
1 計画の概要	

2	農地・農業用施設災害応急計画フロー	
3	施設の緊急点検	
4	被災状況の把握	
5	応急対策及び応急復旧対策の実施	
第13節	農林水産業災害応急計画	2-165
1	計画の概要	
2	農林水産業災害応急計画フロー	
3	被害状況の把握	
4	二次災害防止措置	
5	災害応急対策	
第14節	ライフライン施設の応急対策計画	
第1款	水道施設災害応急計画	2-168
1	計画の概要	
2	活動体制の確立	
3	被災状況の把握	
4	緊急対策	
5	応急対策	
6	住民への広報等	
第2款	下水道施設災害応急計画	2-170
1	計画の概要	
2	活動体制の確立	
3	被害状況の把握	
4	応急復旧対策	
5	住民への広報等	
6	広域応援要請	
第3款	電気通信施設災害応急計画	2-172
1	計画の概要	
2	応急対策	
3	復旧計画	
第4款	電力供給施設災害応急計画	2-174
1	計画の概要	
2	活動体制の確立	
3	被災状況の把握及び広報	
4	応急対策	
5	復旧対策	
第15節	生活支援関係	
第1款	応急給水計画	2-176
1	計画の概要	

2	給水の基準	
3	応急給水計画	
第2款	食料供給計画	2-178
1	計画の概要	
2	供給の基準	
3	調達の方法	
4	配布の方法	
5	炊き出しの実施	
6	広域応援体制	
7	国によるプッシュ型支援	
第3款	生活必需品等物資供給計画	2-180
1	計画の概要	
2	供給の基準	
3	調達の方法	
4	配布の方法	
5	広域応援体制	
6	国によるプッシュ型支援	
第4款	保健・防疫計画	2-182
1	計画の概要	
2	被災状況等の把握	
3	活動体制の確立	
4	防疫対策	
5	保健活動の実施	
6	防疫用薬剤及び資機材等の確保	
7	食品衛生監視活動の実施	
8	被災動物対策	
第5款	環境衛生計画	2-185
1	計画の概要	
2	災害廃棄物の処理	
3	ごみ処理	
4	し尿処理	
5	広域応援体制	
第6款	義援金品受入れ・配分計画	2-188
1	計画の概要	
2	義援金	
3	義援物資	
第16節	廃棄物処理計画	2-190
1	計画の概要	

2	災害廃棄物処理	
3	ごみ処理	
4	し尿処理	
5	広域応援体制	
第17節	障害物の除去計画	2-193
1	計画の概要	
2	道路及び河川障害物の除去	
3	住宅障害物の除去	
第18節	文教対策	2-194
1	計画の概要	
2	体制	
3	学校の応急対策	
4	教材、学用品等の調達及び配給	
5	心の健康管理	
6	学校給食センターの応急対策	
7	学校以外の文教施設の応急対策	
8	文化財の応急対策	
第19節	要配慮者の応急対策	2-198
1	計画の概要	
2	要配慮者の応急対策フロー	
3	在宅の要配慮者対策	
4	社会福祉施設等における要配慮者対策	
5	外国人の援護対策	
第20節	応急住宅対策	2-201
1	計画の概要	
2	被災住宅状況等の把握	
3	被災住宅の応急修理	
4	応急仮設住宅の建設	
5	建物関係障害物の除去	
第21節	技術者等動員計画	2-204
1	計画の概要	
2	技術者等の従事命令等	
3	労務者の確保	
第22節	水害対策	2-206
1	計画の概要	
2	被災状況調査	
3	住民の安全確保等	
4	被害拡大防止措置	

5 応急復旧	
第23節 災害救助法の適用	2-208
1 計画の概要	
2 法による救助フロー	
3 適用基準	
4 実施責任者	
5 法による救助	
6 法の適用手続き	
7 実施状況の報告	
8 被災者台帳及び罹災証明	
第24節 自発的支援の受入れ	2-212
1 計画の概要	
2 自発的支援の受入れ計画フロー	
3 災害ボランティア活動支援	
4 義援金・物資の受入れ・配分	
第3章 災害復旧・復興計画	
第1節 公共施設等災害復旧計画	2-216
1 計画の概要	
2 公共施設の復旧方法	
3 公共施設の復旧事業費等の種類	
4 被害状況の調査と県への報告	
5 復旧技術職員の確保	
6 緊急資金の確保	
7 権限代行制度による工事	
第2節 被災者の生活安定対策	2-218
1 計画の概要	
2 被災者のための相談	
3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	
4 住宅対策	
5 税の減免及び徵収猶予	
6 介護保険料の減免及び徵収猶予	
7 被災者への各種措置の周知	
第3節 企業（事業所等）への融資	2-228
1 計画の概要	
2 融資計画	
3 計画の体系	
4 農林漁業関係	
5 中小企業関係	

6 医療機関に対する災害復旧資金の融資

第4節 激甚災害指定による復旧 2-237

1 計画の概要

2 激甚災害指定の手続き

3 激甚災害指定による援助の種類

第5節 災害復興計画 2-239

1 計画の概要

2 復興対策組織体制の整備

3 復興基本方針の決定

4 復興計画の策定

5 復興事業の実施

6 住民合意の形成

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針 3-1

1 基本方針

2 風水害対策の具体的方針

第2節 防災知識の普及計画 3-2

1 計画の概要

2 防災関係機関職員に対する防災教育

3 住民に対する防災知識の普及

4 企業（事業所）等に対する防災知識の普及

5 学校教育における防災教育

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における
対策

第3節 地域防災力強化計画 3-8

1 計画の概要

第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画 3-8

1 計画の概要

第5節 防災訓練計画 3-9

1 計画の概要

2 総合防災訓練

3 学校の防災計画

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

5 その他の訓練

6 実践的な訓練の実施と事後評価

第6節 避難体制整備計画 3-11

1 計画の概要	
第7節 救助・救急体制整備計画	3-1-1
1 計画の概要	
第8節 火災予防計画	3-1-1
1 計画の概要	
第9節 医療救護体制整備計画	3-1-2
1 計画の概要	
第10節 防災用通信施設災害予防計画	3-1-2
1 計画の概要	
第11節 水害予防計画	3-1-3
1 計画の概要	
2 治山対策	
3 治水対策	
4 情報の収集、伝達体制の確立	
5 水害防止対策等の実施	
6 水防	
7 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組	
第12節 土砂災害等予防計画	3-1-7
1 計画の概要	
2 各施設に共通する災害予防対策	
3 土砂災害予防対策の推進	
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	
第13節 都市防災化計画	3-2-2
1 計画の概要	
第14節 建築物災害予防計画	3-2-3
1 計画の概要	
2 建築物の火災耐力の向上促進	
3 建築物の災害予防対策の推進	
第15節 輸送体制整備計画	3-2-5
1 計画の概要	
第16節 ライフライン施設の災害予防計画	
第1款 水道施設災害予防計画	3-2-5
1 計画の概要	
第2款 下水道施設災害予防計画	3-2-5
1 計画の概要	
第3款 その他のライフライン施設災害予防計画	3-2-6
1 計画の概要	

2	防災体制の整備	
第17節	食料・生活必需品等の確保計画	3-27
1	計画の概要	
第18節	文教施設における災害予防計画	3-27
1	計画の概要	
第19節	要配慮者の安全確保計画	3-27
1	計画の概要	
第2章 災害応急計画		
第1節 水害対策計画		
第1款	水防活動計画	3-28
1	計画の概要	
2	水防管理団体の義務	
3	水防活動の組織	
4	水防体制の整備	
5	洪水予報等の発表基準	
6	水防組織の配置体制	
7	水防本部の設置	
8	水防作業	
9	避難のための立退き	
10	水防解除	
第2款	応援計画	3-43
1	地元住民の応援	
2	警察官の応援	
3	自衛隊の出動要請	
4	他の水防管理団体の応援	
5	協定	
第2節	防災体制の確立	3-44
1	計画の概要	
第3節	情報収集伝達関係	3-44
1	計画の概要	
第4節	避難計画	3-45
1	計画の概要	
2	避難指示等応急対策フロー	
3	住民の自主的避難	
4	行政の避難指示等に基づく避難	
5	学校・病院等における避難	
6	避難収容計画	
7	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する 避難情報等の提供	
第5節 指定避難所運営計画	3-68
1 計画の概要	
第6節 救助・救急計画	3-68
1 計画の概要	
第7節 医療救護計画	3-68
1 計画の概要	
第8節 行方不明者等の搜索及び遺体の収容・埋葬計画	3-69
1 計画の概要	
第9節 交通輸送計画	3-69
1 計画の概要	
第10節 ライフライン施設の応急対策計画	3-69
1 計画の概要	
第11節 応急給水計画	3-70
1 計画の概要	
第12節 食料供給計画	3-70
1 計画の概要	
第13節 生活必需品等物資供給計画	3-70
1 計画の概要	
第14節 保健・防疫計画	3-71
1 計画の概要	
第15節 環境衛生計画	3-71
1 計画の概要	
第16節 義援金品受入れ・配分計画	3-71
1 計画の概要	
第17節 廃棄物処理計画	3-72
1 計画の概要	
第18節 障害物の除去計画	3-72
1 計画の概要	
第19節 文教対策	3-72
1 計画の概要	
第20節 要配慮者の応急対策	3-73
1 計画の概要	
第21節 応急住宅対策	3-73
1 計画の概要	
第22節 技術者等動員計画	3-73
1 計画の概要	

第2章	災害救助法の適用	3-74
1	計画の概要	
第3章	災害復旧・復興計画	3-75
1	計画の概要	
第4編 個別災害対策編		
第1章 雪害対策計画		
第1節	雪害予防計画	4-1
1	計画の概要	
2	雪害対策の具体的な方針	
3	気象情報の伝達	
4	雪情報の把握	
5	降雪時及び融雪時の警戒	
6	降雪期間の要配慮者（高齢者等）の対策	
7	火災防止	
8	住宅除雪の体制の整備	
第2節	除雪・排雪計画	4-3
1	計画の概要	
2	道路の除雪	
3	排雪計画	
4	町豪雪対策本部の設置	
第2章	道路災害対策計画	4-5
1	計画の概要	
2	被害情報等の伝達	
3	活動体制及び広域応援体制の確立	
4	応急対策の実施	
第3章	河川災害対策計画	4-7
1	計画の概要	
2	被害情報等の伝達	
3	活動体制及び広域応援体制の確立	
4	応急対策の実施	
第4章	大規模土砂災害対策計画	4-9
1	計画の概要	
2	大規模土砂災害対策フロー	
3	避難指示	
第5章	航空災害対策計画	
第1節	航空災害予防計画	4-10
1	計画の概要	
2	防災体制の整備	

3 施設の点検	
第2節 航空災害応急計画	4-1-1
1 計画の概要	
2 事故状況の把握及び広報	
3 消火救難活動体制	
第6章 原子力災害対策計画	
第1節 総則	4-1-3
1 計画の目的	
2 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所	
3 町の対策等	
第2節 原子力災害予防計画	4-1-5
1 計画の概要	
2 モニタリングの実施	
3 防災体制の整備	
4 防災知識の普及等	
第3節 原子力災害応急計画	4-1-7
1 計画の概要	
2 町の活動体制	
3 モニタリングの強化及び対応	
4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	
5 住民への情報伝達等	
6 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動	
第4節 原子力災害復旧計画	4-1-9
1 計画の概要	
2 制限措置等の解除	
3 モニタリングの継続及び汚染の除去等	
4 損害賠償請求等	

第1章 総則

1 本計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、河北町における住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を河北町防災会議が定めることにより、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 本計画の構成

本計画の構成は、第1編 総則、第2編 震災対策編、第3編 風水害対策編、第4編 個別災害対策編とする。

3 本計画の方針

- (1) 本計画は、本町及び防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。また、各防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進とともに、人的被害や経済被害を軽減するための住民運動の展開を図る。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であり、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。
- (3) 河北町防災会議は、都市化及び少子高齢化の進行等、社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (4) 各防災関係機関については、前号の趣旨を踏まえて、本計画に毎検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを河北町防災会議に提出する。

また、河北町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、本計画を修正する。

4 用語の意義

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 町防災計画 | 河北町地域防災計画をいう。 |
| (2) 県防災計画 | 山形県地域防災計画をいう。 |
| (3) 災害対策本部 | 河北町災害対策本部をいう。 |
| (4) 災害対策本部長 | 河北町災害対策本部長をいう。 |
| (5) 各部班 | 河北町災害対策本部組織各部班をいう。 |
| (6) 防災関係機関 | 国、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (7) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |

- (8) 県救助法細則 山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）をいう。
- (9) 広域相互応援協定 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定をいう。

第2章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 河北町

河北町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関、自衛隊及び他の地方公共団体の協力を得て、町防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(2) 山形県

山形県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、河北町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その掌握事務について、指定地方行政機関及び他の地方行政機関と相互に協力して自ら防災活動を実施するとともに、町が行う防災活動が円滑に行われるようそれぞれの公共的業務に応じて勧告、指導、助言及び協力をを行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、知事の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町が行う防災上の諸活動に対し、協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むように努める。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 河北町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
河北町	<p>1 河北町防災会議に關すること。</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に關すること。</p> <p>3 自主防災組織の育成及び指導</p> <p>4 防災に関する調査・研究、教育及び訓練</p> <p>5 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に關する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報・注意報伝達の改善</p> <p>6 防災意識の高揚及び災害安全運動の啓発</p> <p>7 通信施設及び組織の整備</p> <p>8 消防、水防、救助その他の災害応急に關する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄</p> <p>9 治山治水その他町全域の保全</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>12 その他必要と認めた措置</p>	<p>1 河北町災害対策本部の設置及び運営</p> <p>2 指定地方行政機関の長等及び知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援要請</p> <p>3 知事の委任を受け行う、災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>4 損失及び損害補償並びに公的徵収金の減免等</p> <p>5 災害情報の収集及び災害広報</p> <p>6 災害予報及び警報・注意報等の情報伝達並びに避難の指示、指示及び警戒区域設定</p> <p>7 被災者の救助</p> <p>8 消防活動及び浸水対策活動</p> <p>9 緊急輸送の確保</p> <p>10 ライフラインの確保</p> <p>11 公共土木施設、農地農業用施設及び林地・林業用施設等に對する応急措置</p> <p>12 農産物、家畜、林産物及び水産物に對する応急措置</p> <p>13 食料その他の生活必需品の需要計画</p>	<p>1 被災者のための相談に關すること。</p> <p>2 見舞金等の支給等に關すること。</p> <p>3 雇用の安定に關すること。</p> <p>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に關すること。</p> <p>5 住宅対策</p> <p>6 租税の特例措置に關すること。</p> <p>7 被災産業に対する金融対策</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に關すること。</p> <p>9 その他必要と認めた措置</p>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		14 災害時の清掃、防疫 その他保健衛生の応急措置 15 被災児童生徒に対する文教対策 16 要配慮者に対する相談及び援護 17 その他必要と認めた措置	
西村山広域消防本部	1 災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策に関すること。 2 消防機材の整備充実と訓練の実施に関すること。	1 災害における人命救助対策に関すること。 2 災害時における危険物の災害防止に関すること。	
消防団	1 消防、水防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備及び資機材の維持管理に関すること。 2 防災に係わる教育及び訓練に関すること。	1 消防、水防その他応急措置に関すること。 2 被災者の救護、救助その他保護に関すること。	

(2) 山形県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議に関すること。 2 防災関係機関相互の総合調整 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現 4 防災に係る気象、地象、及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報・注意報の伝達改善	1 山形県災害対策本部の設置及び運営 2 防災関係機関相互の総合調整 3 河北町の実施する被災者の救助の応援及び調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請 6 建設機械及び技術者の現況把握並びにその緊急使用又は従事命令	1 被災者のための相談 2 見舞金等の支給等に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 5 住宅対策 6 租税の特例措置に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練</p> <p>7 通信施設及び組織の整備</p> <p>8 消防、水防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄</p> <p>9 治山治水その他県土の保全</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>12 在宅の災害時要援護者対策に関すること。</p>	<p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付け</p> <p>9 河北町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>11 災害予報及び警報・注意報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達</p> <p>12 災害広報</p> <p>13 緊急輸送の確保</p> <p>14 ライフラインの確保</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需要調整</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置</p> <p>19 被災児童生徒に対する応急の教育</p> <p>20 要配慮者に対する相談及び援護</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	<p>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関すること。</p>
山形県警察本部（寒河江警察署）	1 災害警備用の装備、資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実	<p>1 災害情報及び交通情報の収集</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導</p>	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	2 災害警備の教養訓練 3 防災広報	3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保 4 行方不明者の調査及び遺体の検視 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

(3) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
農林水産省 東北農政局 山形県拠点		1 災害時における応急食料の供給に関すること。	
山形森林管理署	1 治山事業、地すべり対策事業及び保安林整備管理事業の実施に関すること。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること。	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
東京航空局 山形空港出張所	1 航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること。	1 山形空港及び航空保安施設の管理運用に関すること。 2 航空機による輸送の確保に関すること。	1 山形空港の災害復旧事業の指導援助に関すること。
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運営の確保に関すること。 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北運輸局 山形運輸支局	1 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること。	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること。 2 緊急輸送船及び車両のあっせん並びに航海、公益、確保、輸送の命令に関すること。	1 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること。
山形地方気象台	1 防災教育、防災知識の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関すること。 2 避難指示等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関すること。	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等の関係機関への伝達に関すること。	1 災害時気象資料の作成、公表に関すること。 2 災害時における気象情報の推移や予報の解説等に関すること。
東北地方整備局山形河川国道事務所	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 3 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。 4 重要水防区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに指導に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	1 災害に関する情報の収集及び予報及び警報・注意報の伝達等に関すること。 2 水防活動及び避難誘導等に関すること。 3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4 災害時における復旧資材の確保に関すること。 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。	1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
村山労働基 準監督署	1 大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となるおそれのある災害の防止に関すること。	1 災害応急工事等の監督指導、二次災害発生の防止に関すること。	1 災害復旧工事等の監督指導、被災事業場の操業再開時における災害防止に関すること。

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 (第六師団)	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に 関すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報・注意報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に 関すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、消防活動、水防活動、道路又は水路啓開に 関すること。 3 診察、防疫、病害虫防除等の支援に 関すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸与又は譲与、交通規制の支援に 関すること。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に 関すること。	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受諾に 関すること。

(5) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便(株) (河北郵便 局)	1 災害発生時の郵政事 務の運営確保体制の整 備に関すること。	1 被災者に対する郵 便はがき及び郵便書 簡の無償交付に関す ること。 2 被災者が差し出す 郵便物の料金免除に 関すること。 3 被災者の救助を行 う町等にあてた救助 用物資の小包及び救 助用又は見舞い用の 現金書留の料金免除 に関すること。 4 被災者の救援を目 的とする寄付金の送 金のための郵便振替 料金免除に関するこ と。 5 為替貯金業務及び 簡易保険業務の非常 取扱いに関すること。	1 町に対する簡易保険 及び郵便年金積立金の 融資に関すること。
東日本電信 電話(株) 山形支店	1 高度情報網の確立と 既設設備の整備による 通信設備の安定化並び に防災に関すること。	1 気象警報の伝達に 関すること。 2 災害時における通 信の確保、利用調整に 関すること。 3 災害用伝言ダイヤ ル「171」に関する こと。 4 特設公衆電話の設 置に関すること。	1 避難指示等により実 際に電話サービスを受 けられない契約者の基 本料金の減免等料金の 特例に関すること。 2 電気通信施設の災害 復旧に関すること。
(株)N T T ド コモ東北支 社	1 移動通信網の確立と 既設設備の整備による 通信設備の安定化並び に防災に関すること。	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること。	
K D D I (株)	1 移動通信網の確立と 既設設備の整備による 通信設備の安定化並び に防災に関すること。	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること。	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
ソフトバンク(株)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
楽天モバイル(株)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害における移動通信の確保に確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
東北電力株式会社 東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 2 電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本通運(株)山形支店		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
日本銀行山形事務所		1 通貨の供給の確保に関すること。 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 3 各種金融措置の広報に関すること。	
日本赤十字社山形県支部		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 2 赤十字ボランティア活動の指導に関すること。 3 義援金の募集受付に関すること。 4 被災者に対する救援物資の配分に関すること。	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本高速道路(株)山形工事事務所	1 所轄する有料道路の災害防止に関すること。	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること。 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること。	1 所轄する有料道路の災害復旧に関すること。
日本放送協会山形放送局	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	1 放送施設の災害復旧に関すること。

(6) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送(株) (株)山形テレビ (株)テレビユー山形 (株)さくらんぼテレビジョン (株)エフエム山形	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動、奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	1 放送施設の災害復旧に関すること。
山交バス(株)本社 第一貨物(株) (公社) 山形県トラック協会		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
河北町医師会		1 災害時における医療救護に関すること。	
寒河江川土地改良区 東根市土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策・災害復旧等
県立河北病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
東根市外二市一町 共立衛生処理組合	1 災害時におけるし尿処理に関すること。 2 災害時における廃棄物、ゴミ等の収集
河北町ほか2市 広域斎場事務組合	1 災害時における火葬体制の確保
河北町商工会	1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 2 救助用物資の確保についての協力に関すること。 3 復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
農業協同組合、森林組合等農林関係団体	1 共同利用施設の応急対策に関すること。 2 共同利用施設の復旧に関すること。 3 肥料、飼料等の応急確保 4 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(福)社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 2 福祉救援ボランティアに関すること。 3 災害ボランティアに関すること。
病院等経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等に関する事項 2 災害時における収容患者の避難誘導に関する事項 3 被災負傷者等の収容保護に関する事項 4 災害時における医療、助産等の救護に関する事項 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事項
社会福祉施設経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等に関する事項 2 災害時における収容者の避難誘導に関する事項
建設業協会等 建設業者	1 防災対策資機材、人員の確保に関する事項 2 障害物の除去等、応急・復旧対策に関する事項
(一社)山形県LPGガス協会西村山支部	1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関する事項 2 応急燃料の確保に関する事項 3 被災地に対する燃料の供給に関する事項
町内会等、自治組織 自治防災会（組織）	1 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防犯に対する協力に関する事項 2 町が実施する応急対策についての協力に関する事項
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事項

第3章 河北町の概況

1 自然環境

(1) 位置及び面積

本町は、山形県のほぼ中央、山形盆地の北西部に位置し、西は出羽丘陵、東は最上川に接し、寒河江川の北に発達した東西8キロメートル、南北11キロメートル、面積52.45平方キロメートルの菱形状の土地である。

(2) 地勢

町の東半分が全地域の約70パーセントに当たる平野部で、集落が形成されている。平野部の西を約100メートルの等高線が西南から東北方向に走り、山地との境界をなしているが、北部において山麓線とずれて、そこに法師川扇状地が開けている。この等高線と最上川とを斜線とし、寒河江川を底辺とした二等辺三角形が寒河江川扇状地であり、標高90メートルの平坦で標高差13メートルから14メートルの所に古佐川、渋川、槇川が東に流れ、最上川に注いでいる。

西部の出羽丘陵は、後沢後方535.6メートルが最高点であり、前山の根際山や慶光寺山などは、せいぜい200メートルで、山麓線からみると100メートルの高さにすぎず、山地全体は西北方から東南に向かって傾斜をなしている。その間をぬって両所沢、滝の沢、弥勒寺沢、法師川が流れ、地形は複雑であり、そこに平田溜池、田の頭溜池、引竜溜池、一の滝、二の滝、不動滝がある。

(3) 地質

山地は、新世代の第3紀、第4紀（洪積世）からなっており、火成岩で形成され、およそ滝の沢を境としてその北東部は凝灰岩、砂岩で覆われ、西南部は大部分が安山岩からなっている。

けつ岩は両所沢に多くみられ、海成層であって、河北町で最も古い層をなしている。この層の上を葉山火山群の活動による安山岩が覆っており、地質分布は複雑である。

平野部は第4紀（沖積世）からなっており、礫、砂、粘土からなり、肥沃な耕地をつくっている。これら沖積世は湖成層であり、地下に泥炭層、即ち天然ガス鉱床を含んでいる。地下水位は極めて高い。

(4) 気候

冬は北西風で雪を降らし、夏は南東の風が吹き込む典型的な内陸型天候をもち、寒暖の差が著しい地域である。

《資料編》

- ・気温、降水量状況
- ・積雪、降雪量状況

2 社会環境

(1) 人口と世帯数（令和2年：国勢調査）

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	一世帯当たり人員
17,641人	5,929世帯	336.34人／km ²	2.98人

(2) 昼間人口（令和2年：国勢調査）

単位：(人)

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	町内に在住する就業者	町外からの従業者	町外への従業者
17,641	16,445	3,637	4,833	9,276	3,637	4,833

(3) 産業別人口（令和2年：国勢調査）

産 業 別	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能産業
人口(人)	965	3,150	4,888	273
割合(%)	10.4	34.0	52.7	2.9

第4章 予想される被害等の状況

1 概要

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害発生によるその被害の特徴、想定被害量及び災害との関連を示して、より具体的な予防対策の推進を図る。

2 地震による被害想定

(1) 町防災計画が、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためにはこのような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、平成8年度及び平成9年度の2カ年にわたり、県が実施した「山形県地震対策基礎調査」における調査報告書及び山形盆地断層被害想定調査をもとに、想定被害量を設定する。

(2) 震源域は「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し、本町を含む村山地域は「山形盆地断層帯の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会）」の断層帯を以下のとおり設定する。

ア 想定地震

種類	想定地震名	地震規模 (マグニチュード)	起震断層長さ
内陸型地震	山形盆地断層帯地震	7.8	60km

イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害想定が異なることが考えられるため、報告書により、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3つのケースを設定する。

	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
風速 (m/s)	1.4	1.4	1.5
風向	南西	南西	北
屋根の積雪量 (cm)	30	30	なし

3 風水害の被害の状況

前章において記述したように町内の平野部は、最上川と寒河江川に囲まれているため、台風や集中豪雨等による水害に弱く、災害記録上において多くの被害が残っている。

また、暴風雨や台風などの風による被害については、人家に影響を及ぼす被害は比較的少ないが、本町の特産物である果樹に対しては、果実の落下や樹木の枝折れ、ビニールハウスの倒壊など大きな被害をもたらしている。

《資料編》

- ・過去の災害履歴

山形盆地断層帶地震被害想定（河北町）

平成 14 年 山形盆地断層帶被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 8			M 7. 2
震度	震度 6 弱～6 強			震度 4～7
建物全壊	1, 090 棟 12. 2 %	860 棟 9. 6 %		92, 877 棟 4. 8 %
建物半壊	1, 311 棟 14. 6 %	1, 196 棟 13. 4 %		99, 829 棟 5. 2 %
全半壊計	2, 401 棟	2, 056 棟 1, 996 棟		192, 706 棟
出火	11 件	4 件	1 件	257 件
建物焼失	14 棟 0. 16 %	5 棟 0. 06 %	2 棟 0. 02 %	7, 119 棟 0. 4 %
死者	58 人 0. 28 %	70 人 0. 32 %	43 人 0. 21 %	5, 480 人 0. 1 %
負傷者	696 人 3. 32 %	793 人 3. 56 %	573 人 2. 73 %	34, 900 人 0. 6 %
死傷者計	754 人	863 人	616 人	40, 380 人
全半壊建物 被災者	5, 646 人 26. 92 %	5, 627 人 25. 25 %	4, 812 人 22. 94 %	詳細不明
収容指定避難所生 活者	2, 715 人 12. 94 %	2, 702 人 12. 12 %	2, 253 人 10. 74 %	32 万人 5. 6 %
上水道断水 世帯	3, 753 世帯 63. 3 %	3, 658 世帯 61. 7 %		130 万世帯 阪神地区
下水道排水 困難世帯		12 世帯 0. 62 %		
停電世帯	1, 908 世帯 36. 1 %	1, 768 世帯 33. 5 %		100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	1, 891 世帯 27. 8 %	1, 687 世帯 24. 8 %		29 万世帯 阪神地区

長井盆地西縁断層帶地震被害想定（河北町）

平成 18 年 山形県地震被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 7			M 7. 2
震度	震度 5 強～6 強			震度 4～7
建物全壊	2 6 3 棟 2. 5 %	2 4 3 棟 2. 3 %		9 2, 8 7 7 棟 4. 8 %
建物半壊	9 2 6 棟 8. 9 %	8 5 6 棟 8. 2 %		9 9, 8 2 9 棟 5. 2 %
全半壊計	1, 1 8 9 棟	1, 0 9 9 棟		1 9 2, 7 0 6 棟
出火	0 件	0 件	0 件	2 5 7 件
建物焼失	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	7, 1 1 9 棟 0. 4 %
死者	1 1 人 0. 0 5 %	1 9 人 0. 0 9 %	8 人 0. 0 4 %	5, 4 8 0 人 0. 1 %
負傷者	2 3 0 人 1. 1 %	3 3 1 人 1. 6 %	1 8 6 人 0. 9 %	3 4, 9 0 0 人 0. 6 %
死傷者計	2 4 1 人	3 5 0 人	1 9 4 人	4 0, 3 8 0 人
収容指定避難所生活者	9 4 5 人 4. 4 %	1, 1 1 1 人 5. 2 %	9 4 5 人 4. 4 %	3 2 万人 5. 6 %
上水道断水世帯	地震直後 5, 3 0 2 世帯 一日後 4, 0 9 7 世帯	9 4. 2 % 7 2. 8 %		1 3 0 万世帯 阪神地区
下水道排水困難人口	2 6 4 人 2. 1 8 %			
停電世帯	9 2 4 世帯 1 6. 4 %			1 0 0 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	5 0 2 世帯 7. 3 %			2 9 万世帯 阪神地区
L P ガス要点検世帯	8 2 0 世帯 1 1. 4 %			

※数値の「0」は想定上 1 に満たないもの。

庄内平野東縁断層帯地震被害想定（河北町）

平成 18 年 山形県地震被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 5			M 7. 2
震度	震度 5 強～6 弱			震度 4～7
建物全壊	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	92, 877 棟 4. 8 %
建物半壊	44 棟 0. 4 %	42 棟 0. 4 %	42 棟 0. 4 %	99, 829 棟 5. 2 %
全半壊計	44 棟	42 棟	42 棟	192, 706 棟
出火	0 件	0 件	0 件	257 件
建物焼失	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	7, 119 棟 0. 4 %
死者	0 人 0 %	0 人 0 %	0 人 0 %	5, 480 人 0. 1 %
負傷者	0 人 0 %	0 人 0 %	0 人 0 %	34, 900 人 0. 6 %
死傷者計	0 人	0 人	0 人	40, 380 人
収容指定避難所生活者	172 人 0. 8 %	208 人 1. 0 %	172 人 0. 8 %	32 万人 5. 6 %
上水道断水世帯	地震直後 4, 204 世帯 74. 7 % 一日後 2, 465 世帯 43. 8 %			130 万世帯 阪神地区
下水道排水困難人口	158 人 1. 30 %			
停電世帯	0 世帯 0 %			100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	0 世帯 0 %			29 万世帯 阪神地区
L P ガス要点検世帯	30 世帯 0. 4 %			

※数値の「0」は想定上 1 に満たないもの。

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 基本方針

この計画は、大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図り、町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2 地震災害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の耐震化を推進する。
- (2) 地震災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 「自分の身体は自分で守る」（自助）の理解と家庭の防災力強化を図る。
- (4) 「減災」の考え方を基本に、地震による被害を軽減するための地震防災対策に取り組んでいく。
- (5) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (6) 地震発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (7) 被災時の速やかな支援活動のための体制づくりを進める。
- (8) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (9) 総合的、計画的に地震災害対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

町及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び震災時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底とともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

3 住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通じ、住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- a 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- d 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- e 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- f ペットとの同行避難や避難所等での飼養を想定したしつけの実施（飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

- g 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- h 本町の災害史や地域の危険情報の把握
- i 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験
- j 自動車へのこまめな満タン給油
- k 携帯電話等へのこまめな充電
- イ 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - a 緊急地震速報発表時の行動
 - b 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
 - c 自らの身を守る安全確保行動
 - d 自動車運転時の行動
 - e 地震発生時に危険になる箇所を踏ました行動
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の災害のおそれのない適切な避難場所や避難経路等
 - g 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 応急救護の方法
 - i 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - j 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - k 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - l 指定避難場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - m 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

町は、広報紙、パンフレット、リーフレット、ホームページ、ポスターの配布等により、防災知識の啓発活動を行うとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

4 企業（事業所）等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して企業（事業所）等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- a 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- d 自動車へのこまめな満タン給油
- e 携帯電話等へのこまめな充電
- f 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- g 本町の災害史や地域の危険情報の把握
- h 地域住民との協力体制の構築
- i 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- a 緊急地震速報発表時の行動
 - b 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸すことのない適切な行動
 - c 自らの身を守る安全確保行動
 - d 自動車運転時の行動
 - e 地震発生時に危険になる箇所を踏ました行動
 - f 指定緊急避難所等、避難経路の確認
 - g 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 応急救護の方法
 - i 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - j 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - k 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- 1 指定避難所等において被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

町は、広報紙、パンフレット、リーフレット、ホームページ、ポスターの配布等により、防災知識の啓発活動を行うとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

校長は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、校長は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 町教育委員会は、県教育委員会と連携しながら初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等（以下、「危険物等施設」という。）不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員等に周知徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努

める。

(4) 宿泊施設における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員等に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の標示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、被害を軽減するためには、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助及び自助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

町は、災対法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置付けられていることから、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

ア 人口の密集している地域

イ 要配慮者の人口比率が高い地域

ウ 木造家屋の集中している市街地等

エ 土砂災害危険地域

オ 雪崩発生危険箇所の多い地域

カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域

キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成する。

ア 市街地における街区単位、住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 町は、自主防災組織に対する住民の意識高揚を図り、育成・指導を行う。

a 編制の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編制を定める。

① 自主防災組織内の編制

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

② 編制上の留意事項

- ・ 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編制の検討
- ・ 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- ・ 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- ・ 地域的偏りの防止と専門家や経験者（元消防団員等）の活用

b 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

c 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- ① 自主防災組織の編制と任務分担に関するここと（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関するここと（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関するここと（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関するここと（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止及び初期消火に関するここと（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出及び救護に関するここと（活動内容、消防機関等への連絡）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関するここと（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難所等の運営協力等）
- ⑧ 給食及び給水に関するここと（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- ⑨ 防災資機材等の備蓄及び管理に関するここと（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 町は、町内会等の中核となって平常時においては自主防災組織における訓練の企画・指導、住民への防災知識の普及活動を行うとともに、災害発生時においては率先して応急対策活動にあたる自主防災リーダーとしての防災士の養育及び育成に努めるとともに元消防団員、元消防職員、元自衛隊員への自主防災組織への参加を促す。

ウ 災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 町及び町消防団は連携を図りながら、積極的に訓練指導を行うなど、自主防災組織の育成強化に努める。

オ 町は、防災資機材を整備するとともに、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難所等）の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時の効果的な活動ができるよう努める。

カ 自主防災組織連絡協議会との連携

自主防災組織の活動強化に向けて、自主防災組織間の活動交流を図つていくことが重要であることから、町は連絡協議会との連携を進める。

(5) 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

ウ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検

エ 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

キ 指定避難所等及び医療救護施設の確認

ク 火気使用設備・器具等の点検

ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理

コ 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等

サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

(6) 災害発生時の活動

ア 出火防止及び初期消火活動の実施

イ 地域住民の安否の確認

ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

オ 地域住民に対する避難指示等の伝達

カ 避難誘導活動の実施

キ 要配慮者の避難活動への支援

ク 避難生活の指導、避難所の運営への協力

ケ 給食・給水活動及びその協力

コ 救助物資等の配布及びその協力

サ 他地域への応援等

(7) 関係団体との連携

自主防災組織は、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した要配慮者支援の実施に努め、他の民間防火組織及び社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

(8) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における

自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

町は、町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 企業（事業所）等における自衛消防組織等

(1) 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 高層建築物、スーパーマーケット、宿泊施設等多数の者が出入りし、又は居住する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防法の規定により、自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(3) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は、次のとおりである。

ア 平常時の活動

- a 防災要員の配備
 - b 消防用設備等の維持及び管理
 - c 家具・什器等の落下・転倒防止対策
 - d 各種防災訓練の実施等
- イ 災害発生時の活動
- a 出火防止及び初期消火活動の実施
 - b 避難誘導活動の実施等
 - c 救援、救助活動の実施等

(4) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフルラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（B C P）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(6) 企業（事業所）等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

※ 事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについての受入れ体制及び活動環境の整備について定める。

2 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 軽易な応急・復旧作業
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 災害ボランティアの受入れ事務

(3) 受入れ体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN P Oとの連携を図るとともに、中間支援組織（N P O、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入れ体制を整備する。

- ア 災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、介護員、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入れ体制の整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPOとの連携を図るとともに、ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを行う。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

4 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 総合防災訓練

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、災害時における関係機関及び住民との相互協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、次の内容により総合防災訓練を実施する。なお、訓練の実施にあっては、要配慮者の参加を促進するとともに、自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置く。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 災害対策本部設置運営訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 災害情報収集訓練
- (5) 通信手段確保訓練
- (6) 初期消火訓練
- (7) 火災防ぎよ訓練
- (8) 救出救助訓練
- (9) 医療救護訓練
- (10) 救援物資輸送訓練
- (11) ライフライン施設応急復旧訓練
- (12) 給食給水訓練
- (13) 広報訓練
- (14) 災害ボランティア受入れ訓練
- (15) 緊急道路確保訓練
- (16) その他必要な訓練

3 総合防災訓練の留意事項

町は、上記の総合防災訓練をはじめ、机上シミュレーション訓練等、効果的な訓練を毎年1回実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、N P O・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めるこ。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するよう努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するよう努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。

- (8) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (9) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

4 土砂災害訓練

土砂災害予防計画に基づき、土砂による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減を図れるよう訓練を実施する。

- (1) 災害対策本部設置運営訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 災害情報収集訓練
- (4) 緊急道路確保訓練

5 水防訓練

水防計画に基づき、洪水等による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減を図れるよう訓練を実施する。

- (1) 水防本部の指揮活動
- (2) 地域住民への防災情報の提供、災害情報の伝達
- (3) 地域住民による避難訓練
- (4) 水防活動
- (5) 被害情報の報告・通報

6 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

7 学校の防災訓練

校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

8 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の従業員等の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、訓練を実施する。

9 その他の訓練

災害応急対策の万全を期すため、各防災関係機関は、単独又は共同して、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員等の防災に対する意識の高揚と技術の向上を図る。

10 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようする。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、避難体制の整備について定める。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、指定緊急避難場所（公園、緑地、学校のグラウンド等）及び指定避難所（体育館及び学校等の公共施設）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、町防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、別表で指定した場所をいう。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館及び学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するため、別表で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

町は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がな

い場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて受入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所等の施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

サ 指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。

ス 町は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するN P Oや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難経路の安全確保

町は、次の事項について、指定避難所等に至る避難路の安全確保を図る。

ア 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備を図ること。

イ 地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果

を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

a 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

b 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

c 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

d 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 公共用地の活用

町は、公共用地について、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

(6) 自宅療養者等への対応

町は、保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

《資料編》

・大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所一覧

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令判断基準の明確化

町は、災害時に適切な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際

に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4 指定避難所等に係る設備・資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 指定避難所等及び避難路の耐震化
- (2) 防災公園設置の計画及び整備
- (3) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等の整備。なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備の整備に努めるものとする。
- (4) 地域完結型の備蓄設備（既存施設のスペースも含む。）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、及び毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- (5) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、多目的トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方の性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保
新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

5 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

6 避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平

常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。また、避難確保計画等について、定期的に確認するよう務めるとともに、必要な支援や働きかけを行う。

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、児童福祉施設、病院及び社会福祉施設等の管理者は次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、興行場、公衆浴場その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止対策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る町との事前調整

(3) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たしつゝ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(4)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビル等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(4) 一般建築物の災害予防対策

- 県及び町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。
- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
 - イ 落下物等による災害の防止
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
 - ウ 水害常襲地の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

8 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね 10 人の対象者に 1 人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難てくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。

また、適當な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

10 指定避難所運営マニュアル

指定避難所の運営にあたってはあらかじめ責任者を定め、運営マニュアルを定める。

また、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第7節 救急・救助体制整備計画

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時ににおいて、消火活動や救急・救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を、地域の防災拠点や避難所等に整備するよう努める。

3 町の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

(2) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制の整備に努める。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制の充実強化を進める。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町は、自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。

イ 民間組織の協力

公衆通信網の途絶等で有線電話又は移動電話が使用できない場合、アマチュア無線を活用した通信について協力が得られるよう、その方法や体制の整備を図る。

また、町内のタクシー会社とも、通行中に発見した要配慮者の通報について協力が得られるよう体制の整備を図る。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆け付け、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策について、警察機関や県と協議し事前に定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入れ体制の確立

同時多発災害が発生し、本町の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく県、他市町村の消防機関、警察機関及び自衛隊等への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入れ体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法について、協議し確立しておく。

第8節 火災予防計画

1 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町及び消防機関が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 出火防止対策

(1) 一般対策

- ア 町は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- イ 町は、火災の発生を防止するため、耐震安全装置付石油暖房器具等の普及、建築物の内装材料等の不燃化を啓発に努める。
- ウ 消防機関は、飲食店、スーパーマーケット等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

町は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器、住宅用火災報知器等の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性等を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

- a 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- b ガスにあっては、元栓を締める。
- c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- c 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

消防機関は、不特定多数の者が利用する防火対象物には防火管理者を必ず選任させるとともに、当該管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、その計画に基づく防火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備並びに火気の使用及び取扱いに関する指導を行う。

3 消防用設備の適正化

(1) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（飲食店、スーパーマーケット、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

(2) 消防用設備の適正化

- ア 消防機関は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防設備の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。
- イ 消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関に通報する体制を確立する。
- イ 自主防災組織は、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

町は、防火管理者をおく事業所に対しては、河北町消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、パンフレットの配布等により、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 町による消防施設等の整備

- ア 町は河北町消防計画に定めるところに従い、消防力の基準を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。
- イ 町は、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性防火水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。
- ウ 町は、県と協議し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画対策等により、防火水槽等の整備の推進を図る。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

消防法第8条に定める防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、各種補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

6 林野火災予防対策

町は、林野火災の予防を図るため、関係機関と相互に連携し、次の対策を講じる。

- (1) 入山者、林野周辺住民、林業関係者等への防火意識の啓発及び広報
- (2) 山林火災警戒期における巡視の強化及びその他管理体制の整備
- (3) 保安林及び消防用資機材の整備

第9節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 災害時の医療関係施設の役割

災害時において、負傷者に応急処置・医療を提供する被災地内の医療関係施設等においては、死傷者を一人でも少なくすることを最優先の目的として医療救護活動にあたる。

(1) 医療救護所

医療救護所は、町が設置し、緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位の決定（以下、「トリアージ」という。）及び傷病の程度に応じた応急処置を行う。また、県立河北病院への重篤・重症の傷病者を搬送することについては、その緊急性度に応じて県消防防災ヘリコプターの要請を行うとともに、消防機関が行う。

(2) 一般医療機関

一般の医療機関は、できるだけ早く傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

3 医療関係施設の整備等

町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

(1) 医療救護所設置場所の確保

町は、小学校の学区毎に1箇所程度を目安として、指定緊急避難場所、その他の災害地域周辺で安全な場所又は医療機関などに救護所を確保し、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

(2) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診察場所・患者収容場所等の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するように努める。

(3) 災害時医療救護マニュアルの整備

町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、町、医療機関及び関係団体等の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(4) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

町、及び医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診察状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、

適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

(5) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

(6) 非常用通信手段の確保

町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(7) 医療品等の調達先

町は、あらかじめ町内業者等と「災害時協定」を締結する等体制の整備に努め、災害発生時に医療品等の優先的供給を受けられるようにするとともに、調達可能な品目及び数量を把握するよう努める。

《資料編》

・河北町薬局薬店一覧

(8) 長時間停電対策

災害拠点病院等は、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(9) 食料等の備蓄

災害拠点病院等は、食料、飲料水、医薬品の備蓄の充実に努める。

4 医療資器材輸送体制の整備

町は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

5 整備対象施設等

(1) 防災資機材の整備

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

(2) 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 防災用通信施設の概要

(1) 山形県防災行政通信ネットワーク及び山形県防災情報システム

山形県防災行政通信ネットワーク及び山形県防災情報システムは、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を、地震に強いとされている衛星無線と降雨減衰の影響をまったく受けない有線（I P-V P H）で結ぶことでネットワークの二重化を図り（非常用電源完備）、異常気象災害に対応するとともに、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。また、災害情報などの安心、安全に関わる公的情報を、県を経由してマスコミから住民に迅速かつ正確に伝えるための災害情報共有システム（L-A L E R T）を活用してスムーズな広報に努める。

(2) 河北町防災行政無線

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と防災行政無線の自動放送連携を維持する。

ア 防災行政無線（同報系無線）

住民に対する災害情報の周知徹底を図ることを目的にした屋外拡声器設備により迅速かつ的確に伝達するため、整備の促進を図る。また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の活用を図ると共に確実な動作を確保するための保守点検、管理を行う。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、町庁舎と災害現場等の間又は、災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線設備の活用を図る。また、区長との災害時の通信手段として、携帯型の無線の活用を図る。

3 通信設備の災害予防措置

(1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

- (2) 町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点に十分配慮する。
- ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、通信ネットワークの強化を図る。
 - イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。
 - ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町村等を通じた一体的な整備を図る。
 - エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。
 - オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。
 - カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。
 - キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（L－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 通信機器の配備

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努めるとともに、最新の情報通信関連技術の導入に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議しておく。

5 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(2) 特設公衆電話

町の防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている特設公衆電話を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている簡易無線機についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第11節 地震防災施設等整備計画

1 計画の概要

町は、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

町は、各種補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かい配置に努める。

イ 町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

b 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

町は、災害発生時の防災活動の拠点の整備を行う。また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度

(2) 対象事業

県防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（町事業を含む。）

ア 指定避難所等

イ 避難路

ウ 消防用施設

- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- カ 水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものの
- コ キ～ケまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- サ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- シ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ス 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設
- セ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ 地震災害発時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- タ 地震災害発時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ツ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第12節 土砂災害等予防計画

1 計画の概要

地震による地すべり、がけ崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険区域等の指定

町は、危険箇所に関する情報を県に提供し、危険箇所の指定を要請する。

県は、土砂災害を予防するため、危険箇所を指定し、指定地域における開発等の行為に対し適正に指導する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	土砂災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域（山形県該当なし）

(2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を推進する。

ア 砂防事業

国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施する。

イ 町は県と協議のうえ、国に危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所から、地すべり防止区域の指定を求め、順次崩壊防止工事の要望を行う。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、渓流の縦横侵食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防施設を整備する。

町は、県に対し土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次砂防指定地として指定されるよう県に対し要請を行う。また砂防事業を推進するよう要請する。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所、又は相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれがあり、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設等を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請する。

ウ 地すべり対策事業

県は、地すべり活動が確認できる区域又はそのおそれのきわめて大きい区域について、地すべり災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要請する。

エ 治山事業

本町には、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区的山地災害危険地区がある。

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

町は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保護するため、優先的に土砂災害防止事業を推進する。

町は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るととも

に、警戒避難体制の確立に努める。

町は、要配慮者関連施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

(5) 砂防施設等の維持管理

町は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(6) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査・点検を実施した地すべり、がけ崩れ及び土石流等の危険箇所について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む危険箇所については重視する。

(7) 危険箇所の周知

町は、県から提供される土砂災害危険箇所等に関する資料を活用し、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や広報活動等により、危険区域に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

町は、土砂災害ハザードマップを活用し、地域住民に対し土砂災害危険箇所について、周知徹底を図る。

土砂災害ハザードマップは、県からの危険箇所の資料・情報と土砂災害(特別)警戒区域を基に作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法・避難施設その他の避難場所・避難路その他避難経路に関する事項を記載する。

(8) 警戒避難体制の確立

町は、危険箇所巡視・点検を強化して警戒避難体制を確立する一方、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう周知・啓発するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定を促進し、指定避難所等、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど、土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を図る。

(9) 緊急連絡体制の確立

町は、県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織等との連絡体制を確立する。

(10) 緊急用資機材の確保

町は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(11) 砂防ボランティアの育成

町は、県と連携し、地震発生後の余震等による土砂災害から住民の生命や財産を守るため、斜面や渓流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

4 地盤沈下の予防対策の推進

地下水の過剰採取により地盤が不等沈下した地域では、地震による被害が

拡大するので、町は、県と連携し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図る。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の研究調査

町は、県と連携し、液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町は、県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

7 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握して、その危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

《資料編》

- ・河北町土砂災害危険箇所図
- ・河北町山地灾害危険地区箇所図

第13節 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による道路、公共ヘリポートの被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

3 道路の災害予防対策

(1) 一般国道（自動車専用道路を除く。）及び県道の災害予防

一般国道（自動車専用道路を除く。）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修を実施する。

(2) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策に努める。

(3) 防災体制の整備

町は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

イ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合には、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

エ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、町は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(4) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、町は、協議会の設置等による相互の連携を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

町、警察機関、消防機関等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(5) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

町及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(6) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

警察機関は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

町は、公安委員会に対して主要交差点に非常用電源付加装置の設置促進について要請を行う。

第14節 河川施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による被害の発生を防止し、又は、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために町等が実施する災害予防対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

(4) 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

3 河川構造物の災害予防対策

町は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を要請するとともに、国・県等へ内水排除用ポンプ車等の確保についても早めの要請を行う。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

第15節 都市防災化計画

1 計画の概要

都市計画の地域・地区指定による災害に強いまちづくりについて定める。

2 都市計画の地域・地区指定による災害に強いまちづくり

(1) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(2) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を図る。

3 防災空間の整備による安全性の確保

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難支援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 市街地整備の推進

防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに、従来型の土地区画整理事業だけでなく、小規模、短期間、民間主導の土地区画整理事業や適度な規模の市街地再開発事業など、多様で柔軟な市街地整備手法の導入を検討する。

(4) 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の形成を図るために、宅地開発に対しては、防災性及び安全性に関する情報提供に努める。

第16節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するための災害予防対策について定める。

2 建築物の耐震性の確保

(1) 大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下、「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防機関等）
- エ 避難所（体育館及び学校等の公共施設等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障がい者授産施設等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改造の促進

町は、「河北町建築物耐震改修促進計画」（平成22年2月策定。以下、「町促進計画」という。）に基づき、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次改修等を推進するよう努める。また、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を講じ、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の耐震性の強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

3 公共施設等の耐震化の維持

町は、耐震化の実現へ向けて主体的に取り組むため、町促進計画に基づき、計画的に耐震化を推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 小中学校等の耐震化の維持

町立学校については、多くの児童生徒が日常的に生活する場であり、災害発生時に指定避難所にもなるため、耐震性能の維持に努める。

(2) 町立学校等を除く防災拠点施設

町は、第一次的な防災機関として防災活動を実施するものであることから、大規模地震の発生時においても確実に防災活動を実施できるように、防災活動の拠点施設を中心とした公共施設の耐震化に努める。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

4 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

スーパー・マーケット、宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の者を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
カ 商業ビル等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(2) 一般建築物等の耐震化

ア 特定建築物等の耐震診断・改修

ア 町は、県と連携し、一般建築物については、耐震診断を促進し、「特定建築物」（「町促進計画」に定めるもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ 特定建築物以外の建築物については、町促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

カ 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

キ 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町は、県と連携し、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

a 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

b 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応じるため、相談窓口を開設する。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は、県と連携し、ブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、指定避難所等や避難路、通学路沿いのブロック塀、板塀等これらの所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 窓ガラス、看板等の落下防止

町は、県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 家具類の転倒防止

町は、県と連携し、地震発生時における家具類の転倒による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒防止対策について住民に周知徹底を図る。

5 耐震診断等推進体制の整備

(1) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

ア 応急危険度判定士の把握

町は、県が開催する講習会により、応急危険度判定士として認定された建築士等を記載した認定台帳の配付を受け、保管する。

イ 判定コーディネーターの把握

町は、県が登録した判定コーディネーターの登録台帳の配付を受け、保管する。

ウ 判定資機材等の整備

町は、県が実施する応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備に協力する。

エ 関係機関における協力体制の確立

町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(2) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立

に努める。

6 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は県と連携し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき情報提供を行うとともに、既存建築物についても、次により改善を図る。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県及び消防機関は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、スーパー・マーケット、旅館等不特定多数の者が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を図る。

(2) 防火基準適合表示制度による改善

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マークの交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善を図る。

7 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

のことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

8 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況を確認し、所有者等による適正管理を促すように努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第17節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、危険物等施設の施設及び設備の耐震化の推進と安全管理の強化のための対策について定める。

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 危険物等施設の災害予防対策

危険物等施設における火災、爆発、流出等による事故は、二次災害として人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいため、消防機関は、当該施設に立入検査を行い、徹底した安全管理と法令に基づく規制の遵守を指導するとともに、次により災害防止に万全を期す。

- ア 製造所、貯蔵所、取扱所の位置及び構造の把握
- イ 危険物等施設の維持管理の適正化
- ウ 危険物等施設の定期点検の指導強化
- エ 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- オ 自衛消防組織等の樹立と防災訓練の推進

(1) 施設構造基準等の維持

- ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。
- イ 県及び消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等、危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を隨時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるように訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防機関、警察機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

4 ガス等の災害予防対策

町は県の助言を受け、L P ガス及びその他可燃性ガスの設置等の実態を把握のうえ、当該施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、取扱い等における安全確保及び施設の保守点検並びに自衛消防体制の確立等の指導を行う。

5 火薬類の災害予防対策

町は県の助言を受け、火薬類による火災、爆発の災害防止のために、火薬類取扱施設等の実態を把握し、必要に応じて施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱い等における安全確保及び施設の保安点検並びに自衛消防体制の確立の指導を行う。

(1) 施設構造基準等の維持

- ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。
- イ 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

- ア 町は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
- イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防機関、警察機関等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

6 毒物及び劇物の災害予防対策

- (1) 県は、毒物、劇物関係の防災上必要な事項について届出させ、これに基づき施設の実態を把握させ、防災上の不備欠陥事項について関係者を指導するとともに、施設に対する災害防止対策を検討し、災害予防を推進する。
- (2) 県は、当該施設に立入検査を行い、毒物、劇物の適正な貯蔵取扱いを行わせるとともに、防災管理者等による自主保安体制の確立と推進を図る。
- (3) 県は、施設の管理者等に消防計画等の防災対策の確立を指導する。
- (4) 県は、警察官等関係者に対して、毒物、劇物の保管箇所の周知徹底を図り、避難誘導、広報活動等の措置について万全を期する。

第18節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために迅速かつ効率的な交通輸送体制の整備について定める。

2 交通の確保

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(1) 緊急輸送道路等の確保

「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」に指定する路線及び町内の各主要防災拠点をネットワークする路線を、優先復旧路線として、緊急車両及び応急復旧対策に必要な車両の交通の確保を図る。

ア 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（町役場、河北交番及び河北分署の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（山形空港及び臨時ヘリポート）、救助物資等の備蓄拠点又は一時集積配分拠点（河北町総合交流センターサハトベに花、河北町民体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

イ ネットワークに指定する道路の基準

- a 高速道路にアクセスする国道、県道及び町道
- b 隣接生活圏を連結する道路
- c 病院、広域避難地等公共施設と a の道路を結ぶ道路

ウ 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで連接される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

《資料編》

- ・緊急輸送道路ネットワーク計画図

(2) 道路施設の安全化

幅員の狭小な路線や地震で損傷を受ける可能性の高い路線については、

必要な整備を順次行い、避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

橋梁については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕に努める。

(3) 臨時ヘリポートの指定

緊急な空輸に備えて、臨時ヘリポートを指定する。

《資料編》

- ・ヘリコプター発着陸予定場所
- ・災害対策用臨時ヘリポート設定基準

3 緊急輸送の確保

(1) 災害物資集積場所

災害発生時の応急対策活動を円滑にするため、次のとおり物資集積所を指定する。

- ア 河北町民体育館（高齢者・幼児体育室）
- イ どんがホール
- ウ 河北町総合交流センターサハトべに花

(2) 町有車両の緊急通行車両の事前届出

災害時における円滑な応急対策活動の実施を図るため、緊急通行車両に該当する町有車両について、県公安委員会に事前に届出を行うものである。

(3) 運送業者等と協定締結の推進

緊急輸送時に備え運送業者等と「災害時協定」を締結する。そのうえで、調達可能な車両の種類や台数について把握し、災害時の車両、資機材の確保と体制の整備を図る。また、町は、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。

- ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(4) 「道の駅」の災害交通拠点の確保

国土交通省認定である「道の駅河北 ぶらっとぴあ」について、国道287号における交通の要衝にあることから、通過する車両数などを考慮し、車両が避難できる場所、情報の確保に努める。

(5) 自動車運転者のとるべき措置

町及び警察機関は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- a できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- b 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままでし、窓を閉め、ド

- アをロックしないこと。
- イ 避難する場合
 - a 車両を使用しないこと。
- ウ 災対法による交通規制が行われる場合
 - a 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
 - b 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - c 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第19節 農地、農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による農地、農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるよう災害予防対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

町は、農地、農業用施設の管理について次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備及び指導の徹底を図る。

(2) 情報管理の手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検の実施及び指導を行い、異常の早期発見、危険箇所の整備に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備及び指導を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

3 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道や重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

4 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管、揚排水機場は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、現在の基準で耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき耐震度性の向上を図る。

5 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模・構造、老朽化の度合いを内容とする台帳を整備する。

また、老朽化の著しいもの、耐震性の不足するものについては、現地調査を行い、危険度の判定に基づき計画的に施設を改修する。

さらに、ため池ハザードマップ（平田・引竜第一・第二）を活用し、災害時の対処方法の周知に努める。

《資料編》

- ・ため池ハザードマップ

第20節 企業（事業所）等における災害予防計画

1 計画の概要

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、企業における防災に関する取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上を図る。

2 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成

(1) 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、スーパーマーケット、宿泊施設等多数の者が出入りし、又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 育成強化策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等について、消防法に基づいて、定期的に行われる初期消火、通報、及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備促進に向けた理解の確保

消防機関は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう関係者の理解確保に努める。また、これらの施設について、自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により、自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(3) 自衛消防組織の活動内容

ア 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下及び転倒防止措置対策
- d 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施
- c 救援、救助活動の実施等

3 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の調達、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び町は、企業における事業継続計画（B C P）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 企業等の事業継続計画の策定促進

ア 町内における企業の事業継続計画策定状況を把握

- a 企業による団体を通して各企業の事業継続計画策定状況を調査
 - b 各企業の事業継続計画策定予定を調査
 - c 各企業への事業継続計画策定のための意見聴取
- イ 企業等における事業継続計画策定のための環境整備
- a 事業継続計画策定に向けた研修会の実施
 - b 各企業の担当者のスキルアップに向けた指導

(2) 企業等と町との協定の締結

ア インフラ復旧の優先に関する調整

- a 事業継続計画におけるインフラ復旧の優先順についての調整
- b 関連企業における優先経路の調整

イ 災害対策本部との調整

- a 従業員の避難生活や復旧のための宿泊等についての調整
- b 食料、飲料水、生活支援用品等についての協力の調整
- c 関係機関との連絡体制についての事前調整

(3) 企業と地域社会との共生

ア 地域コミュニティの一員としての役割

- a 地域コミュニティと日頃から連携を取るようにする。
- b 地域の防災訓練等へ積極的に参加する。
- c 地域に対し、防災に関するアドバイス等を行う。

第21節 ライフライン施設の災害予防計画

第1款 水道施設災害予防計画

1 計画の概要

災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 災害対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧についての災害対策マニュアルを策定する。

(2) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等へ計画的に参加し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の設計・施工等の技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるように、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、応急給水訓練等の訓練を実施する。

(3) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道施設管理図等、指定避難所等の情報を盛り込んだ応急復旧用図等を整備する。

(4) 関係行政機関との連携及び連絡調整

応急対策が円滑に実施できるよう関係機関との連携及び連絡調整を図る。

(5) 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の確保を図る。

(6) 緊急時連絡体制の確立

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルを作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 発電設備等の設置

長時間停電に対応するため、発電設備等を設置する。

(8) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の備蓄に努めるとともに、関係業者との災害発生時における優先供給協定の締結等によりこれらの確保に努める。

3 広報活動

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、町の広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等、被災地においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

4 水道施設の被害想定

町は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、災害が発生した場合における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

ア 管路の被害想定

イ 構造物・設備の被害想定

ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

ア 水道施設ごとの応急復旧期間

イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

ウ 医療施設、避難所等の重要施設への給水の確保

5 水道施設の災害予防対策

町は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

(1) 重要施設の耐震化等の推進

災害による被害を軽減するために、次により老朽化した水道施設の補強及び更新等を実施し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

ア 配水池等の構造物の耐震化

イ 口径 300 mm以上の基幹管路並びに病院及び指定避難所等の重要給水施設に至る送配水管の優先的な耐震化、老朽管路の計画的な耐震化

ウ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) 代替性の確保

水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするために、バックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

機械・電気及び計装設備の振動による滑動、転倒等の防止

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

町は、応急給水用に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水器及びポリタンク等の応急給水資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧資機材の整備

計画的に応急復旧資材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

ア 発電機及び漏水発見器等の応急復旧機械器具の整備

イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧資材の備蓄

ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ 復旧資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備等の常備

7 生活用水水源の確保

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、設置状況の把握に努める。

第2款 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 災害時応急対策マニュアルの策定

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表を記載した参考マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた災害時緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(2) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会等へ計画的に参加し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるように、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(3) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(4) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討する。

(5) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(6) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(7) 事業継続計画（B C P）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、P D C Aサイクルにより隨時見直しに努める。

(8) 発電設備等の設置

長時間停電に対応するため、発電設備等を設置する。

3 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

4 下水道施設の災害予防対策

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び主要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1 地震動：供用期間中に発生する確率が高い地震動

レベル2 地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、下水道の機能が保持できるよう、下水道施設の耐震性及び安全性について計画・設計時に十分考慮する。

a 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

b 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わると部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講じる。

(2) 安全確保対策

ア 管理図書の整理

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整理と保管に努めるとともにそのバックアップを図って安全性を向上させる。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変化が発生している箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有效地に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用発電機（可搬式）の確保

下水道施設の停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

5 災害復旧資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。

また、独自に確保できない資材等については、広域的な支援体制の中で確保を図る。

第3款 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社等)が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

町内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受けられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 従業員の安全確保を図るとともに関係従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実させる。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 国、県、町等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

4 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次

により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他の応急復旧用諸装置

カ 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(4) 電気通信施設の巡視点検

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

5 災害対策資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的に実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講じる。

第4款 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、従業員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国、県、町等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

3 防災関係機関との連携

(1) 防災会議等との協調

防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

4 広報体制の確立

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体

箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要な施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

東北電力株式会社等は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第22節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するために実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「食料等」という。）の備蓄及び調達等について定める。

2 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 町は、防災関係機関と連携して、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、山形盆地断層帯被害想定調査の結果を参考に、指定避難所における生活者数及び利用者数を把握し、その人数に相当する食料等の計画的な備蓄に努め、併せて流通備蓄体制を整備する。
- (4) 町は、流通備蓄を行うため、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と「災害時協定」を締結する等体制の整備に努め、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようになるとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- a 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- b 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食など

イ 方法

町は、2の(3)及び(4)により備蓄（流通備蓄を含む。）を行う。

(2) 給水体制の整備

- ア 町は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、第1編第4章「予想される被害等の状況」に示された水道断水率を参考に給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- イ 町は、関係団体等と給水に関する情報ネットワークを整備するなど、情報の共有化に努める。
- ウ 災害時や緊急時にプールの水を浄水し、飲み水として提供できる支援体制を構築する。

(3) 生活必需品

ア 品目

生活必需品の供給にあたっては、年齢、性別、体格等の違いによるきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

物 資 名	品目例（特に重要な品目）
寝 具	毛布、ダンボール ほか
被 服	下着 ほか
炊 事 用 具	鍋、炊飯器、包丁 ほか
食 器	茶碗、皿、はし ほか
保 育 用 品	ほ乳びん、同洗浄器、紙おむつ ほか
光 热 材 料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
日 用 品	タオル、ちり紙、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、大人用紙おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、弾性ストッキング ほか
医 薬 品	包帯、三角巾、救急絆創膏、副本、体温計、災害用ハサミ ほか
季 節 用 品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

町は、2の(3)及び(4)により備蓄（流通備蓄を含む。）を行う。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時の確保に努める。

(5) し尿処理

町は、簡易トイレを2の(3)及び(4)により備蓄（流通備蓄を含む。）を行う。

第23節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時において児童福祉施設の幼児や小中高の児童生徒及び教職員並びに施設利用者及び施設職員の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

校長は、教育委員会の指導を受けて、また「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取り組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

a 安全教育に関する事項

- ① 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
- ② 学年別・月別の指導事項
 - (a) 特別活動における指導事項
 - ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項
(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
 - ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・ 児童（生徒）会活動での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - (b) 課外における指導事項
 - (c) 個別指導に関する事項
- ③ その他必要な事項

b 安全管理に関する事項

- ① 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
- ② 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項

c 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む。）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編制等

校長は、学校防災組織の編制等にあたって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編制

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童生徒の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

a 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講じる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

b 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

a 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

b 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

ア 校長は、児童生徒の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、第2編第1章第2節「防災知識の普及計画」による。）。

イ 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校教育における具体的な防災訓練は、第2編第1章第5節「防災訓練計画」による。）。

(7) 施設の耐震性の維持

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の指定避難所等の役割を果たすため、十分な耐震強度の維持に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるよう努める。

3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

不特定多数の者が利用する体育施設等では、災害発生時に組織的に誘導し、避難させることが難しく、また紅花資料館等は、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵しており、施設管理者は、それぞれの施設の特色に合わせた対策を講じることとする。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員等に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編制

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編制し、あらかじめ職員等の役割分担を定めておく。また、担当者が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の標示を増やす等の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 歴史的景観等を損なうことのないよう、その外觀及び設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第24節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を、地域社会等が相互に連携して支援する体制を整備するための災害予防対策について定める。

2 本町における要配慮者の現況

《資料編》

- ・河北町の災害時要配慮者等の現状

3 在宅の要配慮者対策

(1) 地域コミュニティの形成等

ア 町による支援

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためにには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及びN P O・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する協力と支援に努める。

イ 避難行動要支援者の実態把握・共有

a 町は、避難行動要支援者の居住地及び生活状況の把握に努める。生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員、区長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

b 町は、町防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、民生委員・児童委員、区長等と協力して、平常時より要配慮者のうち自ら避難することが困難な近隣住民等とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時における避難行動要支援者の事前登録制を活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新し、その居住地等について、事前に消防機関等と情報の交換に努めておく。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

c 町は、町防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、

地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- d 町は、町防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- e 町は、町防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- f 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

a 避難支援等関係者となる者

町における避難支援等関係者は、以下の範囲とし、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進する。

- ① 自主防災組織（町内会）
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 消防機関・警察機関
- ④ 河北町社会福祉協議会
- ⑤ 安否確認者及び地域支援者

b 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町における避難行動要支援者は、災害対策基本法に則り「災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」とする。

また、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲については、災害が発生した場合の避難行動の状況や関係者等の意見を参考にしながら、継続的に見直していく。

- ① 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - ② 身体障害者手帳1級又は2級所持者
 - ③ 療育手帳A所持者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ⑤ 特別児童扶養手当1級に相当する児童
 - ⑥ 介護保険法における要介護度3以上の認定者
 - ⑦ 難病患者のうち、町の生活支援を受けている者
 - ⑧ 上記以外で避難支援を希望する者
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に掲載される個人情報は、下表のとおり収集する。

個人情報の項目	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住所地の避難所 ・避難支援等を必要とする理由 ・町内会名 	町で管理している情報を集約する。
<ul style="list-style-type: none"> ・本人連絡先 ・情報提供についての同意の有無 ・利用している福祉サービス事業者 ・緊急時の連絡先 	自主防災組織や民生委員・児童委員による聞き取り、及び町から名簿掲載対象者等に対して送付する「避難行動要支援者情報の外部提供同意書」に、対象者本人（若しくはその家族等）が記入した情報をを利用する。

d 名簿の更新に関する事項

① 町が保有する名簿の更新

町は名簿情報の更新を年1回行い、更新の際には、情報提供の同意を得られなかつた方に対して、継続的に同意の意思確認を行い、地域における避難体制の確立に努める。また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除する。

② 避難支援等関係者が保有する名簿の更新

町は名簿情報の更新（年1回）に併せて、避難支援等関係者へ名簿を提供し、古い名簿を回収する。また、避難支援等関係者が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう、町は個人情報保護対策を講じる。

e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の提供を受ける避難支援等関係者について、その取り扱いに注意を要するため、町では以下の個人情報保護対策を講じる。

① 個人情報の適正管理

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正管理を行う。

- ・ 秘密の保持を厳守すること
- ・ 名簿及び個別避難計画の紛失等がないよう適正に管理すること
- ・ 個人情報を目的以外に使用しないこと
- ・ 第三者へ情報提供しないこと
- ・ 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること
- ・ 名簿の複製及び複写の禁止

② 避難行動要支援者名簿の取扱措置

名簿は、本人の同意を得ることにより、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、提供、共有の範囲は必要最小限度とする。

災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人にも守秘義務が課されていることを十分に説明する。

f 避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害が発生又は発生するおそれがあり避難指示等を発令する場合は、同報系防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせて伝達する。

また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段として活用を検討する。

g 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において、安否確認者及び地域支援者は、まず自分自身と自身の家族の安全確保が最優先となる。避難行動要支援者と避難支援等関係者（安否確認者等）の間で安全確保についてのルールを理解し、災害発生時の状況によっては、直ちに支援に来られない場合もあることを、互いに理解していることが必要である。

エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう次の事項に留意し、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

a 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

b 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

《資料編》

・河北町避難行動要支援者避難支援プラン

(2) 情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 近隣住民等の役割

災害発生時における情報伝達、避難誘導等においては、家族とともに、近隣住民等（各町内会の隣組等）の果たす役割が大きいことから、町は、避難行動要支援者避難支援プラン個別避難計画において、地域支援者を登録するとともに、日頃から民生委員・児童委員、区長、地域の自主防災組織、ボランティア等と協力し、避難行動要支援者に対する近隣住民の共助意識の向上に努める。

イ 情報伝達機器の整備

町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定避難所等への誘導標識等を設置するよう努める。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

ア 要配慮者へのパンフレットの配付等による防災知識の普及

イ 町の広報紙等による災害発生時における要配慮者支援の啓発、知識の普及等

ウ 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練の実施

(4) 要配慮者に適した指定避難所等の確保

町は、災害発時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。町は、要配慮者の中には指定避難所での生活が困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、特定の障がいを持つ者を対象とする福祉指定避難所の指定を推進するとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を推進する。

(5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害発時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、町内会、地域の自主防災組織等において、必要な防災資機材等の整備に努める。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、防災担当部局、福祉担当部局が連携した横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(1) 防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の基に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防機関等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、警察機関、消防機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、N P O ・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入（通）所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(2) 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

また、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、入（通）所者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(4) 施設、設備等の安全性強化

日頃から施設の維持管理、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

(5) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を整備するとともに、必

要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

(6) 要配慮者の受入れ体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

(7) 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に向けた町の支援

町は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める社会福祉施設等の管理者を支援する。

(8) 防災教育、防災訓練への支援に向けた町の支援

町は、社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

(9) 要配慮者の受入れ体制の整備に向けた町の支援

町は、社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。

ア 防災教育、防災訓練の実施

町は、国際交流関係団体、N P O ・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

イ 案内標示板等の整備

町は、災害に関する案内板等について、多様な言語による標示に努める。

ウ 災害ボランティアの養成

町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、近隣市町村等との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第25節 積雪期の地震災害予防対策

1 計画の概要

他の季節に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するために関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2 克雪対策

(1) 道路の雪対策（道路除排雪体制の強化）

a 一般国道、県道、町道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

b 町は、除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を検討する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、融雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

また、町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(4) 消防水利の管理

町は、積雪の多い区域においては、消防水利施設の適切な除雪に努める。

3 緊急活動対策の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 指定避難所等の寒冷対策

町は、指定避難所の運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、指定避難所等で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(4) 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の整備に努める。

4 総合的な雪対策の推進

積雪期の震災対策においては、雪対策の総合的長期的推進が重要であることから、町は、「山形県雪対策基本計画」・「山形県雪対策アクションプラン」及び第4編第1章「雪害対策計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性の高い雪対策を確立する。

第2章 災害応急計画

第1節 防災体制の確立

第1款 災害対策本部の設置

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制について定める。

2 町防災会議の招集

(1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害に関わる応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図る必要がある場合、会長は防災会議を招集することができる。

(2) 会長代理

河北町防災会議条例の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長から指名された委員がその職務を代理する。

(3) 会議の要請

防災会議の委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の開催を要請することができる。

3 災害警戒本部の設置

震度5弱及び5強の地震を観測したとき及び気象警報等が発令され、河北町を含む地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町長は災害警戒本部を設置し、災害警戒対策及び応急対策に従事する職員を配置し、災害警戒対策及び応急対策事務の迅速・的確な推進を図る。

(1) 設置基準

ア 河北町において震度5弱及び5強（山形地方気象台発表）の地震を観測したとき。

イ 河北町を含む地域に地震による相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 特別警報※発表時

（※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）

エ 河北町を含む地域に相当な火災、爆発、その他人的災害が発生し、その必要が認められたとき。

オ その他町長において特に必要があると認めたとき。

(2) 設置権限者

町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長とともに事故があるときは教育長が本部を設置する。

(3) 災害警戒本部設置場所

災害警戒本部は、町庁舎に設置し、事務局は総務課防災・危機管理室に置く。

(4) 災害警戒本部の構成

災害警戒本部は、町長、副町長、教育長、防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹、河北分署長、消防団長、寒河江警察署河北交番所長、災害警戒本部事務局をもって構成する。

(5) 災害警戒本部会議

ア 組織

a 警戒本部長 町長

b 警戒副本部長 副町長

c 警戒本部員 教育長、防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹、河北分署長、消防団長、寒河江警察署河北交番所長

イ 協議事項

a 災害情報の総括に関すること。

b 町が実施する災害警戒対策及び応急対策の総合調整に関すること。

c 災害警戒対策及び応急対策に係る国、県及び公共機関等との調整に関すること。

d その他災害警戒対策及び応急対策上重要な事項に関すること。

(6) 関係課局等職員

関係課局等の職員は、その事務分掌に係る災害情報の把握と災害応急対策に従事するとともに、災害警戒本部会議の指示に従い災害警戒対策及び応急対策を実施する。

(7) 災害警戒本部の廃止

ア 災害警戒本部長は、町において、災害が発生する危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害警戒本部を廃止し、引き続き関係課・局に対処を命じる。

イ 災害警戒本部長は、町において、大規模な災害が発生し、災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置

町長は、震度6弱以上の地震を観測するなど町に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2の規定により、町本部(以下、「本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置し、災害対策事務の迅速、的確な推進を図る。

本部は、河北町災害対策本部条例(昭和38年条例第5号)及び次の計画に基づいて設置する。

(1) 設置基準

- ア 河北町で震度6弱（山形地方気象台発表）以上の地震が観測されたとき。
- イ 河北町を含む地域に地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ウ 河北町を含む地域に大規模な火災、爆発、その他重大な人的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- エ 河北町を含む地域に暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、総合対策を必要とするとき。
- オ 災害救助法(昭和22年法律第108号)を適用する災害が発生したとき。
- カ その他町長において特に必要があると認めたとき。

(2) 設置権限者

町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長とともに事故があるときは教育長が本部を設置する。

(3) 本部設置場所

- ア 本部は、町庁舎に設置する。
- イ 町庁舎が被災し、本部を設置できないときは、河北町総合交流センターサハトベに花に設置する。
- ウ 本部が設置されたときは本部を設置した建物の玄関等見やすい場所に「河北町災害対策本部」の標示板を掲示する。

(4) 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、警察機関及び消防機関等に通報する。

(5) 本部の組織及び事務分掌

ア 組織編制表

災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長
本部員	教育長（教育部統括者） 防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹 消防団長 消防署河北分署長 寒河江警察署河北交番所長
本部事務局	総務課防災・危機管理室

イ 本部要員組織表

◎は部の総括課

総務部

- ◎総務課、新庁舎建設課、企画財政課、まちづくり推進課、会計課、議会事務局

産業建設部

- ◎農林振興課、商工観光課、都市整備課、農業委員会事務局

生活福祉部

- ◎税務町民課、健康福祉課、上下水道課

教育部

- ◎学校教育課、生涯学習課

消防・警察部

- ◎消防署河北分署、消防団
◎寒河江警察署河北交番

※総合子育て支援センター、かほくあい子育てセンター及びひなの子育てセンターは生活福祉部子育て支援班に含む。

新型コロナウイルスワクチン接種対策係は生活福祉部健康づくり班に含む。

※寒河江警察署河北交番所長にあっては代理の者もあり得る。また、寒河江警察署の指揮に応じた活動を優先する。

災害時は各係を班とし、その所属職員（班員）は各部の災害対策要員となる。



総務部

◎総務班

- 1 指定避難所の開設及び避難者誘導の指示に関すること。
- 2 災害報告に関すること。
- 3 各部との連絡調整に関すること。
- 4 関係公共機関等及び諸団体との連絡調整に関すること。
- 5 他市町村及び各種協定等の応援要請に関すること。
- 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- 7 職員の動員、派遣及び国、県職員の受入れ等に関すること。
- 8 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関すること。
- 9 災害対策職員従事職員の健康管理、食料確保に関すること。
- 10 町民への協力要請に関すること。

◎防災・危機管理班

- 1 災害警戒本部及び災害対策本部の庶務に関すること。
- 2 本部の開設及び廃止に関すること。
- 3 避難情報の発令に関すること。
- 4 職員の非常招集に関すること。
- 5 災害対応の総合調整に関すること。
- 6 防災会議に関すること
- 7 気象情報・災害情報の収集及び住民に対する周知に関すること。
- 8 警察機関・消防機関等との連絡調整に関すること。
- 9 災害救助法に関すること。
- 10 災害報告に関すること。

◎復旧・復興推進班

- 1 被災者の支援に関すること。
- 2 災害の復旧・復興に関すること。
- 3 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎庁舎建設班

- 1 公用車等による輸送の確保に関すること。
- 2 町有施設の災害のとりまとめ及び対策に関すること。
- 3 庁舎機能の保全及び公用車の配車・運行等に関すること。
- 4 電気に関すること。
- 5 電話に関すること。
- 6 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎総合政策班

- 1 災害応急対策等の予算措置に関すること。
- 2 救援物資の管理に関すること。
- 3 災害関係の国・県に対する要望書、陳情書等の資料作成に関すること。

- 4 開発計画区域内の災害対策に関すること。
- 5 各ボランティア団体との連絡体制の確立に関すること。
- 6 指定避難所の開設、運営に関すること。
- 7 指定避難所以外の避難所の把握、連絡、調整に関すること。

◎契約管財班

- 1 町有財産の被害調査に関すること。
- 2 仮設住宅用地の確保に関すること。
- 3 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎広報広聴・統計班

- 1 災害状況の写真撮影及び記録のとりまとめに関すること。
- 2 住民等からの電話対応、報道機関との連絡調整及び広報に関すること。
- 3 避難所等での安否情報に関すること。
- 4 災害の情報収集及び広報に関すること。

◎若者・女性・町民総活躍推進班

- 1 一般家屋等の被害状況の把握に関すること。
- 2 住宅等の応急修理に関すること。
- 3 住宅金融支援機構融資(旧住宅金融公庫資金)のあっせんに関すること。
- 4 仮設住宅の建設に関すること。
- 5 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。
- 6 被災建築物危険度判定業務の協力に関すること。

◎生活環境班

- 1 災害時の清掃、し尿処理に関すること。
- 2 死亡獣畜処理、畜犬等の死体処理に関すること
- 3 廃棄物等の収集及び処分に関すること。
- 4 遺体の収容及び火(埋)葬等に関すること。
- 5 ペット、野犬対応及び避難所等での飼養に関すること。
- 6 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎会計班

- 1 義援金の受入れ窓口の開設、出納、保管及び周知に関すること。
- 2 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎議事班

- 1 町議会との連絡に関すること。
- 2 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。
- 3 町民及び避難者の要望事項の集約、伝達に関すること。

産業建設部

◎農業振興班

- 1 農地及び農産物・農業用施設等の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 被害農家の営農指導に関すること。
- 3 災害時における農作物、果樹等の病害虫発生予防及び防疫に関すること。
- 4 災害復旧対策事業の資金融資等に関すること。
- 5 農業団体との連絡調整に関すること。
- 6 被害状況の写真撮影に関すること。
- 7 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎農村整備班

- 1 農村整備事業関係の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 林産施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 3 林道の災害復旧対策及び林業の災害融資に関すること。
- 4 土石流、山腹崩壊等危険防止対策及び応急復旧対策に関すること。
- 5 災害対策用木材の払い下げに関すること。
- 6 被害状況の写真撮影に関すること。
- 7 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎農業委員会班

- 1 救援食料、物資等の手配、確保、運搬に関すること。
- 2 食料、物資等（支援物資を含む。）の管理、保管に関すること。
- 3 備蓄食料の分配及び運搬に関すること。
- 4 ボランティア協力員等への食料等の調達に関すること。
- 5 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。

◎地域産業振興班

- 1 罷災商工業者の被害調査に関すること。
- 2 食料品、生活必需品の調達及び救援物資の受入れ供給に関すること。
- 3 罷災商工業者の経営相談及び指導並びに融資斡旋に関すること。
- 4 災害時における労働雇用対策に関すること。
- 5 商工団体との連絡調整に関すること。
- 6 施設利用者の保護に関すること。
- 7 被害状況の写真撮影に関すること。
- 8 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎観光振興班

- 1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。
- 3 被害状況の写真撮影に関すること。
- 4 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎都市整備管理班

- 1 土木全般の被害調査に関すること。
- 2 町営住宅の被害状況の把握と入居者の安否、避難状況の調査に関するこ
と。
- 3 土砂災害等危険区域等の被害調査及び災害対策に関するこ
と。
- 4 河川、水路、道路における地すべりや雪崩等での応急復旧対策に関する
こと。
- 5 道路の交通確保及び災害対策に関するこ
と。
- 6 施設の被害調査及び災害対策に関するこ
と。
- 7 施設の応急修繕に関するこ
と。
- 8 被災建築物応急危険度判定実施計画策定及び支援要請に関するこ
と。
- 9 障害物の除去に関するこ
と。
- 10 被害状況の写真撮影に関するこ
と。

◎都市整備班

- 1 災害対策のための労働力確保に関するこ
と。
- 2 建設資機材の調達、輸送に関するこ
と。
- 3 救出に必要な機械等の調達に関するこ
と。
- 4 災害復旧に伴う用地取得、補償に関するこ
と。
- 5 土木全般の災害復旧に関するこ
と。
- 6 被災建築物応急危険度判定業務の協力に関するこ
と。
- 7 被害状況の写真撮影に関するこ
と。
- 8 施設を指定避難所にする場合の協力に関するこ
と。

生 活 福祉 部

◎納税管理班

- 1 被災場所の公簿確認及び罹災納税者の調査に関するこ
と。
- 2 指定避難所等及び他施設等の要配慮者に関するこ
と。
- 3 施設を指定避難所にする場合の協力に関するこ
と。

◎町民税班

- 1 罷災者に対する税の取り扱いに関するこ
と。
- 2 災害に伴う町民税の減免に関するこ
と。
- 3 避難所の避難者名簿の作成等に関するこ
と。
- 4 在宅及び車による避難者の把握に関するこ
と。
- 5 要配慮者の避難誘導の協力に関するこ
と。
- 6 施設を指定避難所にする場合の協力に関するこ
と。

◎固定資産税班

- 1 被害家屋、土地等の固定資産調査に関するこ
と。
- 2 罷災住民の相談に関するこ
と。
- 3 被災建築物応急危険度判定業務の協力に関するこ
と。

- 4 前号の判定結果の集計・分析に関すること。
- 5 罹災台帳の整備及び罹災証明書の発行に関すること。
- 6 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎町民班

- 1 死体埋葬の許可に関すること。
- 2 火葬場の使用許可に関すること。
- 3 避難者状況と避難者の人数の把握に関すること。
- 4 罹災者に対する年金保険料の減免に関すること。
- 5 年金に関すること。
- 6 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。
- 7 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎国保医療班

- 1 要配慮者及び要支援者へ避難等情報を伝達する場合の協力に関するこ
と。
- 2 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。
- 3 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎社会福祉班

- 1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 各ボランティア団体と民生委員・児童委員との連絡体制の確立に関するこ
と。
- 3 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- 4 災害ボランティアセンターの設立及び連絡調整に関すること。
- 5 要配慮者の避難誘導及び安否確認に関すること。
- 6 罹災者の福祉手当・生活援助に関すること。
- 7 被害状況の写真撮影に関すること。
- 8 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
- 9 福祉相談窓口の設置に関すること。

◎子育て支援班

- 1 未就学児（児童保育施設）の避難誘導に関すること。
- 2 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。
- 3 児童の安否確認に関すること。
- 4 被害状況の写真撮影に関すること。
- 5 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎健康づくり班

- 1 死傷者発生状況の把握に関すること。
- 2 災害医療薬品、衛生材料の確保配分に関すること。
- 3 救護所の開設に関すること。
- 4 罹災傷病者の医療措置及び助産に関すること。

- 5 河北町医師会看護師、日本赤十字社、県医療救護班の協力要請に関すること。
- 6 被災地における保健指導及び避難者の救護に関すること。
- 7 災害時における防疫に関すること。
- 8 医薬品等の調達確保に関すること。
- 9 臨時予防接種に関すること。
- 10 被害状況の写真撮影に関すること。
- 11 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎高齢者福祉班

- 1 要配慮者及び要支援者への避難等情報の伝達に関すること。
- 2 福祉避難所の開設及び環境整備に関すること。
- 3 要配慮者の避難誘導の協力に関すること。
- 4 被害状況の写真撮影に関すること。

◎上下水道業務班

- 1 配水池の貯水量確保に関すること。
- 2 断水地区への飲料水の供給に関すること。
- 3 罷災者に対する水道料金の減免等に関すること。
- 4 罷災者に対する下水道料金の減免等に関すること。
- 5 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎水道工務班

- 1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 施設の災害復旧に関すること。
- 3 情報の収集に関すること。
- 4 当該施設の保全に関すること。
- 5 被害状況の写真撮影に関すること。

◎下水道工務班

- 1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 2 情報の収集に関すること。
- 3 当該施設の保全に関すること。
- 4 下水道施設の災害復旧及びトイレの設置に関すること。
- 5 農業集落排水の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 6 被害状況の写真撮影に関すること。

教 育 部

◎教育総務班

- 1 未就学児（幼稚園）、児童生徒の避難誘導に関すること。
- 2 生徒の安否確認に関すること。
- 3 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。

- 4 教材等の確保に関すること。
- 5 罹災児童生徒の教育対策に関すること。
- 6 罹災学校の環境衛生に関すること。
- 7 教育職員の動員配備に関すること。
- 8 県教育委員会との連絡調整に関すること。
- 9 被害状況の写真撮影に関すること。
- 10 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

◎学校給食センター班

- 1 災害時における学校給食及び炊き出しの実施に関すること。
- 2 給食器具、施設の被害調査及び災害情報に関すること。
- 3 施設内の衛生管理に関すること。
- 4 救援物資の受入れ・供給・管理に関すること。
- 5 被害状況の写真撮影に関すること。
- 6 災害応急対策に係る応援に関すること。

◎生涯学習班

- 1 施設の被害調査及び災害情報に関すること。
- 2 災害活動に関する社会教育団体との連絡調整に関すること。
- 3 文化財等の被害調査及び保護対策に関すること。
- 4 自治公民館を指定避難所にする場合の協力に関すること。
- 5 河北町総合交流センターサハトベに花の被害調査及び災害情報に関すること。
- 6 施設利用者の保護に関すること。
- 7 図書等の被害調査及び確保に関すること。
- 8 被害状況の写真撮影に関すること。
- 9 施設を避難所にする場合の協力に関すること。

◎社会体育班

- 1 施設の災害復旧対策に関すること。
- 2 施設利用者の保護に関すること。
- 3 被害状況の写真撮影に関すること。
- 4 施設を指定避難所にする場合の協力に関すること。

消防・警察部

◎消防救急災害班

- 1 災害の防ぎよ及び鎮圧に関すること。
- 2 人的被害及び物的、その他の被害調査に関すること。
- 3 避難誘導、救出及び行方不明者の捜索に関すること。
- 4 気象通報の授受及び通信連絡に関すること。
- 5 火災による災害証明書の交付に関すること。
- 6 災害の予防及び事前措置についての指導に関すること。

- 7 消防団員の動員及び派遣に関すること。
- 8 水防、山崩れ等の作業に関すること。
- 9 被害状況の写真撮影に関すること。

◎警察班

- 1 災害情報及び交通情報の収集に関すること。
- 2 避難誘導及び被災者の救助に関すること。
- 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。
- 4 行方不明者の捜索及び死体の検視に関すること。
- 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。

各班共通事務

- 1 本部員会議との連絡調整及び災害対策本部長の命ずる事項に関するこ
と。

(6) 本部開設の通知

本部を設置したときは、その旨を次により通知公表するとともに、本部を設置した建物の玄関等見やすい場所に、「河北町災害対策本部」の標示板を掲示する。

通知及び公表先	通 知 方 法	担 当
町各課	庁内放送、電話、口頭	総務部総務班
防災会議委員	電話、FAX、文書	総務部防災・危機管理班
一般住民	広報車	総務部防災・危機管理班、 消防・警察部消防救急災 害班
町議会議員	FAX、口頭	総務部議事班
県防災危機管理課及び村山総合 支庁総務課	FAX、電話	総務部防災・危機管理班
報道機関	FAX、電話、口頭	総務部広報広聴・統計班
近隣市町	FAX、電話、口頭	総務部総務班、 総務部防災・危機管理班

(7) 本部員会議

- ア 本部員会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員をもって構成し、災害応急対策に関する次のような重要事項を協議する。
- а 災害対策本部配置体制に関すること。
 - б 災害情報及び被害状況の分析に関すること。
 - с 指定避難所の開設に関すること。
 - д 応急対策に関すること。
 - е 自衛隊派遣要請に関すること。
 - ж 災害救助法の適用に関すること。
 - з 県及び他市町村への応援要請に関すること。
 - и 災害対策費の支出に関すること。
 - о その他災害対策の重要な事項に関すること。
- イ 本部員会議は、災害対策本部長が必要に応じて招集し、災害対策本部長が議長を務める。
- ウ 河北交番所長は、警察の規程に従って寒河江警察署に応召し、同署の指揮により参集するものとする。

(8) 本部の廃止

- ア 災害対策本部長は、町において、災害が発生する危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは本部を廃止する。
- イ 繼続して事務処理を必要とするときは、関係課において処理する。
- ウ 対策本部の廃止は前記(5)に準じて通知する。

(9) 災害救助法が適用された場合の体制

災害対策本部長は、知事の委任を受けて、法に基づく救助事務を実施する。

5 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時に

もつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

7 複合災害への対応

- (1) 町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 町及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 町及び防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の津波等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2款 職員の動員配備計画

1 計画の概要

災害応急対策を迅速に推進するため、町職員の動員体制について定める。

2 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

3 配備体制の一般的基準

- (1) 配備体制の一般的基準は、地震及び風水害等とし、災害の処理に関する課、局の長は、あらかじめ職員の配備計画を立て、職員に徹底しておく。
- (2) 配備体制毎にあらかじめ指定した職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。
- (3) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための配備計画のため、「河北町業務計画」により業務継続性の確保を図る。

4 第1次配備（注意配備）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備体制
1 震度4の地震が観測された(山形地方気象台発表)とき。 2 その他町長が必要と認めたとき。	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発令されたとき。 2 その他町長が必要と認めたとき。	必要に応じて被害状況等災害関連情報の収集、伝達活動を行うこと。 地震のときは、被害状況を必ず総務課防災・危機管理室に連絡すること。	防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹及び下記課の指定職員 • 総務課 • 健康福祉課 • 農林振興課 • 商工観光課 • 都市整備課 • 学校教育課 • 生涯学習課 • 上下水道課

5 第2次配備（警戒配備又は災害警戒本部設置の体制）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備体制
1 震度5弱及び5強の地震が観測された（山形地方気象台発表）とき。 2 その他町長が必要と認めたとき。	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発令され、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 2 大雨、風雨等の特別警報が発令されたとき。 3 その他町長が必要と認めたとき。	必要に応じて被害状況等災害関連情報の収集、伝達活動を行うこと。	防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹及び各課、局の指定職員 ただし、風水害のときは、各課長等には、総務課防災・危機管理室が招集の連絡を行うこと。 【災害警戒本部】 警戒本部長：町長 警戒副本部長：副町長 本部員：教育長 防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹 河北分署長 消防団長 河北交番所長 事務局長：防災・危機管理監

6 非常配備（災害対策本部設置の体制）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備体制
1 震度6弱以上の地震が観測された（山形地方気象台発表）とき。	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報等が発令され、大規模な災害が発生し、町内全域に被害が及ぶと予想されるとき。 2 その他町長が必要と認めたとき。	町の組織機構を挙げて対処する体制を構築し、各班が事務分掌による業務に従事すること。	全職員 【災害対策本部】 災害対策本部長：町長 災害対策副本部長：副町長 本部員：教育長 防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹 河北分署長 消防団長 河北交番所長 事務局長：防災・危機管理監

7 地震等による大規模災害発生時の初動体制

町全域において大規模な災害が発生したとき、通常の指揮命令系統の麻痺やライフライン等の寸断の中、速やかに初動体制を確立する必要がある。上記に定めているほか勤務時間外において、大規模な災害が発生した場合、本来の職員配置体制を組むまでの間、全職員は下記の初動体制をとる。

(1) 大規模災害の初動動員体制の活用と判断

ア 活用時期（勤務時間外で、次の状況となったとき活用する。）

　a 地震等による大規模災害が発生し、建築物の倒壊及び道路・橋梁の破損、火災の延焼拡大、ライフラインの機能停止がみられ、本来の動員体制が機能できないとき。

　b 災害対策本部長が災害応急対策の初動対応で必要と判断したとき。

イ 活用判断

　a 山形地方気象台から震度6弱以上の地震の発生が発表されたときは、動員体制が自動的に指示されたものと見なし、職員は直ちに行動をとること。

　b 地震等による大規模災害の初動体制の指示があったときは、職員は直ちにその指示に従い行動すること。

ウ 解除時期

初動体制の解除は災害対策本部長が行う。

(2) 動員方法及び動員範囲

ア 動員方法

勤務時間外の伝達系統方法を用いる。ただし、電話が不通の場合においては(1)イの活用判断のaにより行動する。

イ 動員範囲

全職員を対象とする。

(3) 職員の指定

大規模災害発生時の初動対応として、全職員をあらかじめ次のように指定する。

ア 本部職員

災害対策本部及び各班（各課等）に所属する職員

イ 施設職員

小中学校、学校給食センター及び町庁舎外施設に所属する職員

ウ 地区応援職員

上記のとおり指定された職員のうち、道路、橋梁等の破損のため、所属する勤務地に出動できない職員

(4) 集合場所

ア 本部職員

町庁舎

イ 施設職員

当該職員の所属施設

ウ 地区応援職員

西里地区在住職員は、西里農村環境改善センター、溝延地区在住職員は、溝延研修センター、谷地地区在住職員は、町庁舎、北谷地地区職員は、北谷地構造改善センター、元泉地区在住職員は、畠中農事集落センターとする。

(5) 業務内容

ア 本部職員

各班の事務分掌に定められた業務のうち緊急な業務から従事する。

イ 施設職員

当該施設利用者の安全確保に関すること。

当該施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

災害対策本部の指示業務に関すること。

ウ 地区応援職員

当該施設利用者の安全確保に関すること。

避難者の対応に関すること。

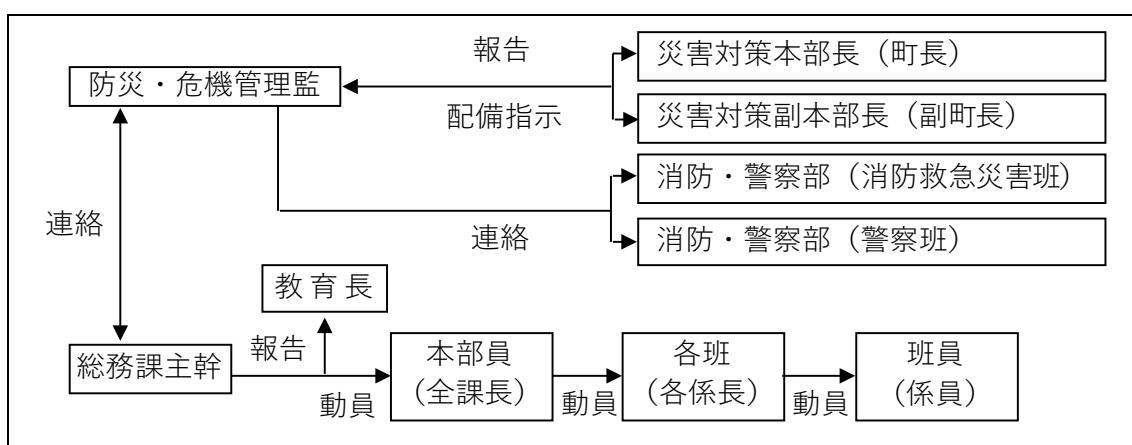
災害による救助者の把握と関係課への連絡に関するこ。

災害対策本部の指示業務に関するこ。

8 職員の動員方法

(1) 勤務時間内における動員方法及び伝達系統

災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき、災害応急措置を迅速に行うために、災害対策本部をいち早く設置できるよう、本部職員等の動員配備の伝達は、庁内放送、庁内電話等により行う。



※消防・警察部警察班にあっては、寒河江警察署を通じた連絡とする。

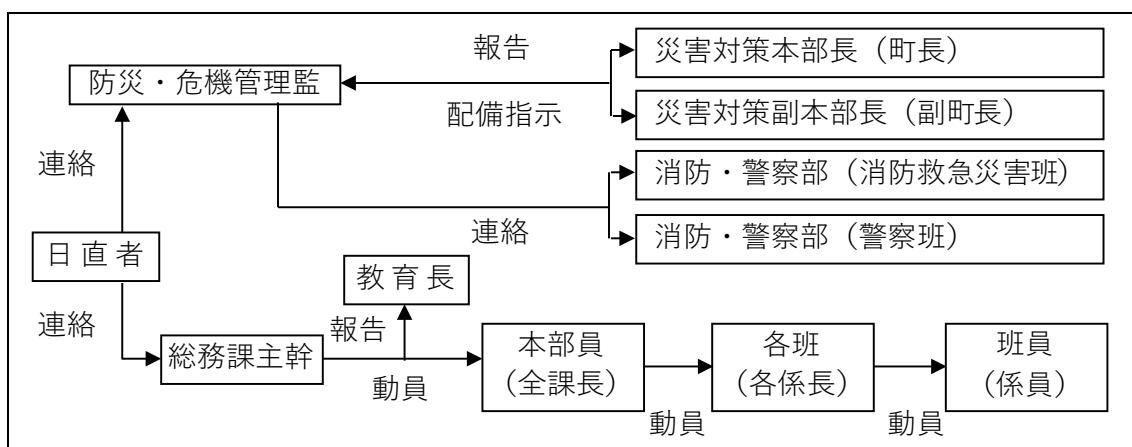
(2) 勤務時間外における動員方法及び伝達系統

勤務時間外の職員の招集のための連絡は、電話等、最も速やかに伝える方法とする。

なお、全課長等は、職員の配備を完了したときは、速やかに防災・危機管理監を通じて災害対策本部長に報告しなければならない。

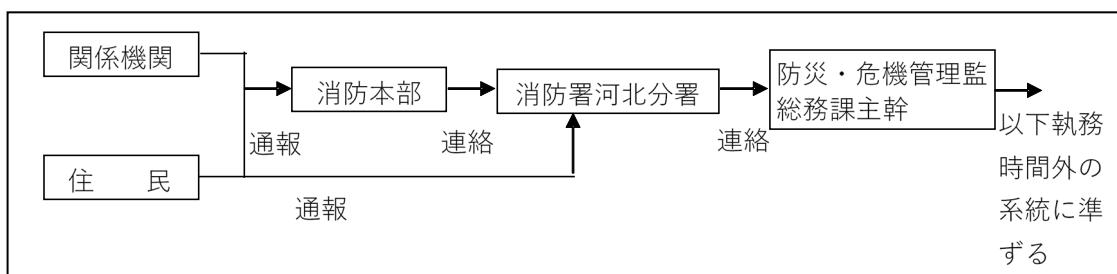
(3) 休日の場合

- ア 日直者は、気象情報その他により災害が発生し、又は発生しようとしていることを知ったときは、直ちに防災・危機管理監及び総務課主幹に連絡する。
- イ 防災・危機管理監及び総務課主幹は、災害対策本部長の指示に基づき、非常配備の種別に応じ、各本部員（各課長等）に対して、電話等により最善の方法で緊急連絡しなければならない。
- ウ 連絡を受けた本部員（全課長等）は直ちに登庁し、各班長（係長）に連絡しなければならない。
- エ 連絡を受けた各班長（係長）は、班員の非常連絡の系統並びに動員計画に基づき、所属の職員に対して周知徹底する。



※消防・警察部警察班にあっては、寒河江警察署を通じた連絡とする。

(4) 夜間における伝達系統



町庁舎の警備業務については委託しているため、気象通報と災害発生又は発生のおそれがある場合の報告は、消防機関に依頼し、連絡体制は上記のとおりとする。

(5) 職員の服務

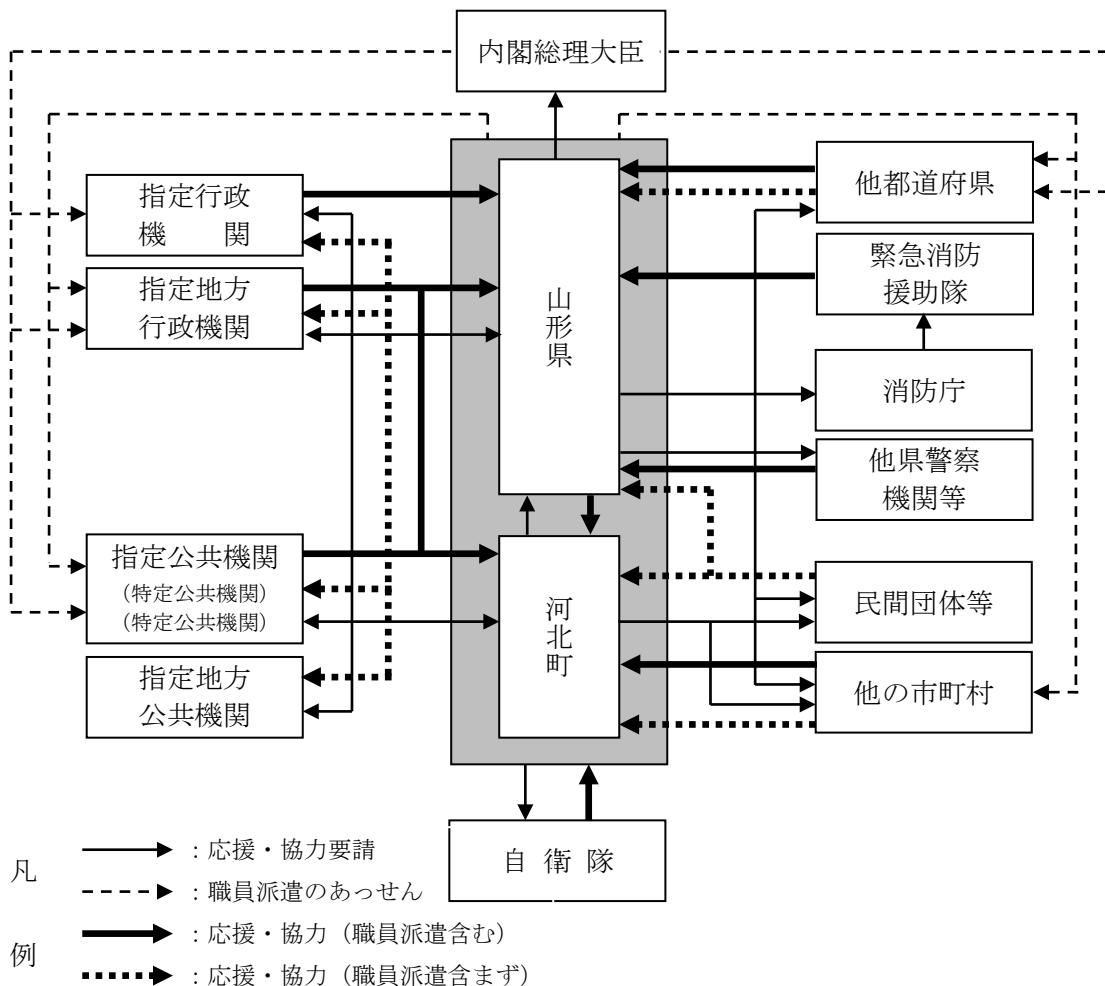
- 職員は、災害対策本部が設置された場合には次の事項を遵守する。
- ア 原則として直ちに各所属で配備に就くこと。ただし、年度当初に災害対策本部が設置され、災害対策本部長の指示があった場合は、人事異動前の班に就くこと（退職者及び新規採用者は除く。）。
 - イ 職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡すること。
 - ウ 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。ただし、本部員及び班長（各係長）は、これに関わらず、直ちに配備に就くこと。
 - エ 配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等を注視し、これを隨時、所属長に連絡すること。この場合において、各所属長は各職員からの連絡で得た情報を速やかに総務部防災・危機管理班へ報告すること。

第3款 広域応援計画

1 計画の概要

被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うために、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 他団体等の広域応援

(1) 他の市町村に対する要請

ア 町長は、応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

イ 町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶなどその体制を整えておく。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対応を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し次により応援を求め、又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

《連絡先及び方法》

村山総合支庁総務課（災害対策本部村山総合支庁が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又はファクシミリにより連絡する。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後、速やかにファクシミリ等で関係文書を送付する。

a 応援要請事項

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする場所
- ③ 応援を必要とする期間
- ④ その他応援に関し必要な事項

b 災害応急対策実施要請事項

- ① 災害応急対策の内容
- ② 災害応急対策の実施場所
- ③ その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 知事への職員派遣のあっせん要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員の派遣についてあっせんを求める。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

(3) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第2編第2章第1節第5款参照）

ア 町長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(4) 指定地方行政機関に対する要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員

- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

(5) 指定地方行政機関からの要請

町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(6) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(7) 災害相互援助協定書締結市町に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、各協定書に基づき応援を要請する。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- ・河北町と東根市との災害相互援助協定書
- ・石巻市、藍住町及び河北町における災害相互応援協定書
- ・河北町及び豊山町における災害相互応援協定書

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 他都道府県に対する応援体制

町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し、他都道府県からの応援要請を依頼する。

(3) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

被災町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受け入れ体制を整備する。

- ア 山形県消防応援活動調整本部の設置
- イ 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ウ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- エ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

《資料編》

- ・山形県広域消防相互応援協定書

5 広域応援・受援体制

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の

地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡及び要請の手順、対策本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察機関・消防機関・自衛隊等の展開及び宿営の拠点、物資搬送設備の救援活動拠点（ヘリポート等）、緊急輸送ルートの確保等に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

町は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。なお、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。なお、災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

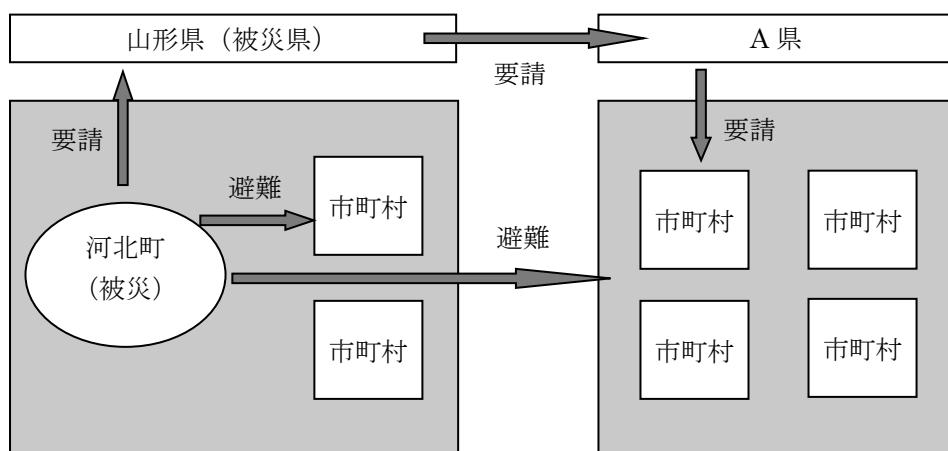
第4款 広域避難計画

1 計画の概要

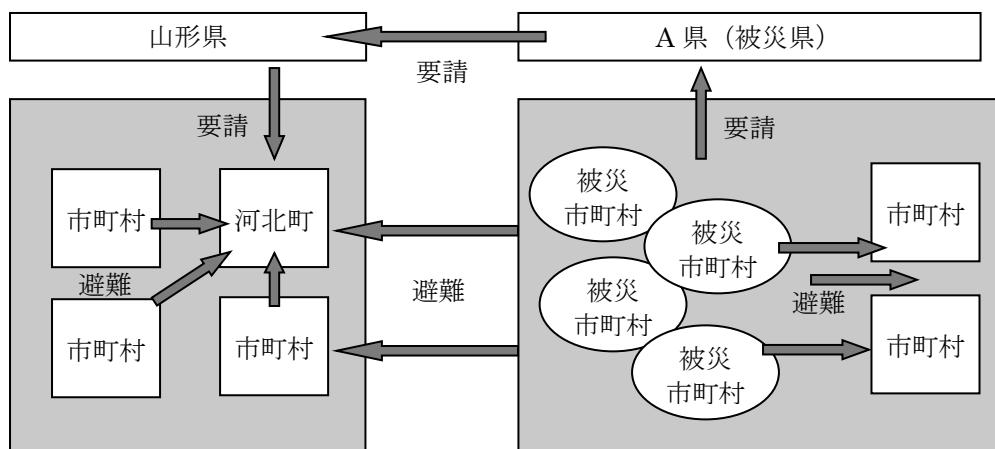
地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県及び県内他市町村からの避難受入れ



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

- ア 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。
- a 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- b 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。
- イ 県は、町から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。
- ウ 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。
- エ 内閣府及び消防庁（政府本部等が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(2) 広域一時滞在

- ア 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。
- a 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- b 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。
- イ 県は、町から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
- ウ 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
- エ 内閣府及び消防庁（政府本部が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

オ 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついたまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(3) 広域避難者への配慮

ア 町は、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 町及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下のとおり被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- a 被害の情報
- b 二次災害の危険性に関する情報
- c 安否情報
- d ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f 各機関が講じている施策に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h 被災者生活支援に関する情報
- i その他の必要な情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

ア 町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

イ 県は、防災関係機関と連携しながら、町が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

4 他の自治体からの避難受入れ

(1) 受入れ要請に係る協議

県は、被災した他県等から受入れ要請があった場合には、町における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、町と協議する。なお、町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努める。

(2) 避難者への情報提供

町及び防災関係機関は、他県等からの被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下のとおり被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

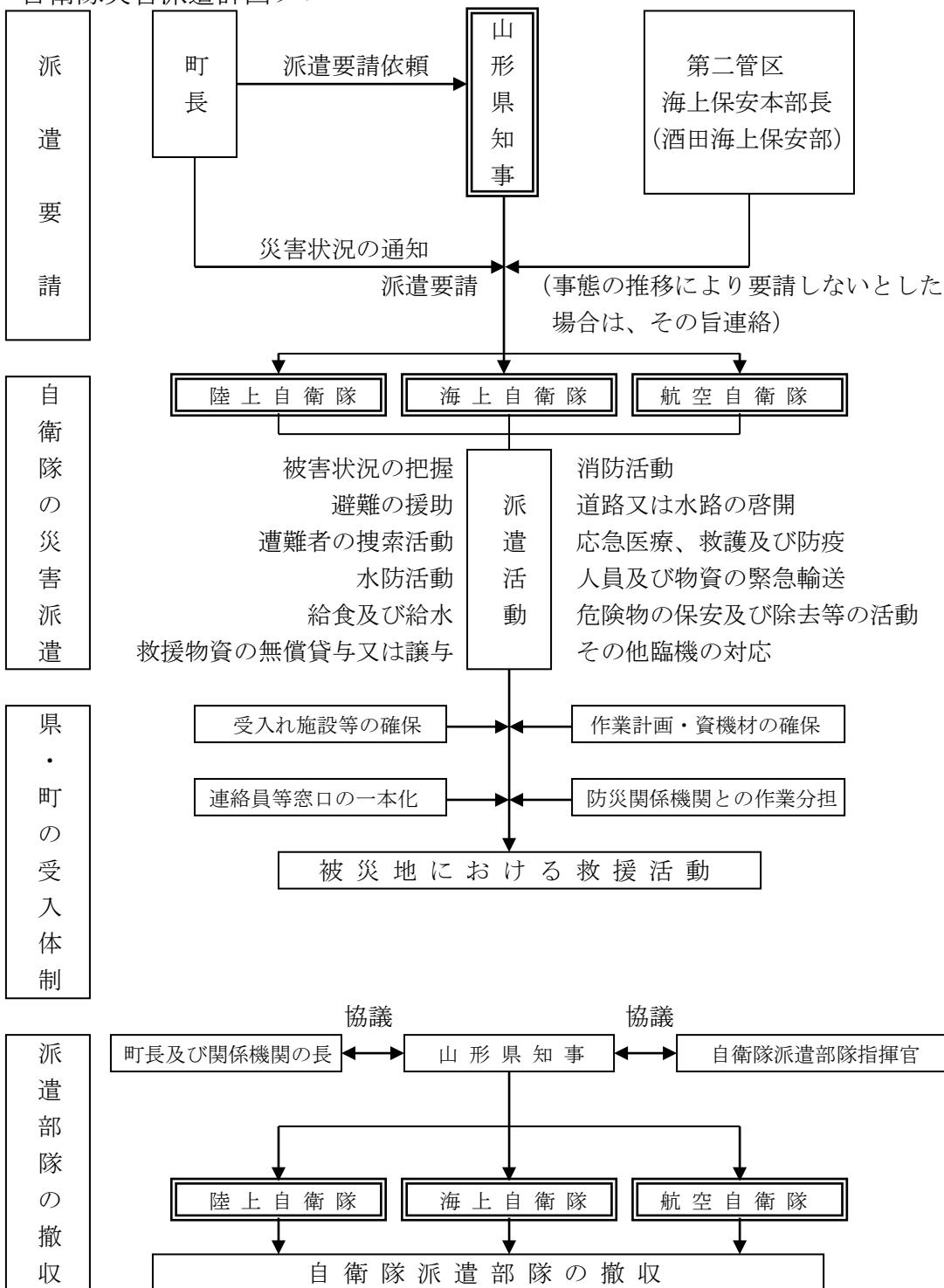
- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他の必要な情報

第5款 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受け入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

(1) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路等交通路上の障害物の排除	道路等が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被害者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適當な手段がない場合。）。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する總理府令」（昭和33年總理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び排除	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

5 自衛隊の災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請依頼

ア 町長は、知事に対して災対法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭で依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

イ 町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、災対法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、災害要請依頼内容及び町に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、災対法第68条の2第2項に基づき、災害要請依頼内容及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまないと認められること。

(2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

(3) 自衛隊法第83条第2項により、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の基に、適切かつ効率的な救護活動の実施に努める。

- (4) 知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、その時点から知事等の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は、知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

- (2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、県と密接に連携し、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

- (3) 受入れ施設等の確保

町長は、知事とともに自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

　a 小型機（O H－6）：周囲に仰角 10 度以上の障害物が存しない直径 30m 以上の空地

　b 中型機（U H－1）：周囲に仰角 8 度以上の障害物が存しない直径 50 m（応急の場合 30m）以上の空地

　c 大型機（C H－47）周囲に仰角 6 度以上の障害物が存しない直径 100 m 以上の空地

ウ 駐車場（車 1 台の基準は 3 m × 8 m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

8 自衛隊派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

9 自衛隊災害派遣部隊の撤収

- (1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し決定する。

- (2) 災害派遣撤収手続き

知事は、電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請し、事後速やかに文書を

送達する。

10 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担する。その内容は概ね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るもの）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るもの）
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

第6款 災害ボランティア活動支援計画

1 計画の概要

地震により被害が発生した場合に増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、ボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 災害ボランティアセンターの設置及び運営

(1) 設置

町は、大規模災害が起きたとき、災害対策本部内に、河北町社会福祉協議会を運営主体とした災害ボランティアセンターを設置する。町は、ボランティアの活動が円滑に行われるよう、活動拠点、資機材の提供等の支援や連絡調整を行う。

(2) 運営

ア ボランティアの受入れ

イ 指定避難所及び被災者の状況調査、被災者のニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

　a 把握した被災者のニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行う。

　b 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

　ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行う。

3 一般ボランティアの活動

災害ボランティアセンターは、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入れ体制整備計画」の一般ボランティアの活動分野により、災害内容及び規模に応じ、適宜、活動内容を指示する。

4 専門ボランティアの活動

災害ボランティアセンターは、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入れ体制整備計画」の専門ボランティアの活動分野により、災害内容及び規模に応じ、適宜、活動内容を指示する。

第2節 情報収集伝達関係

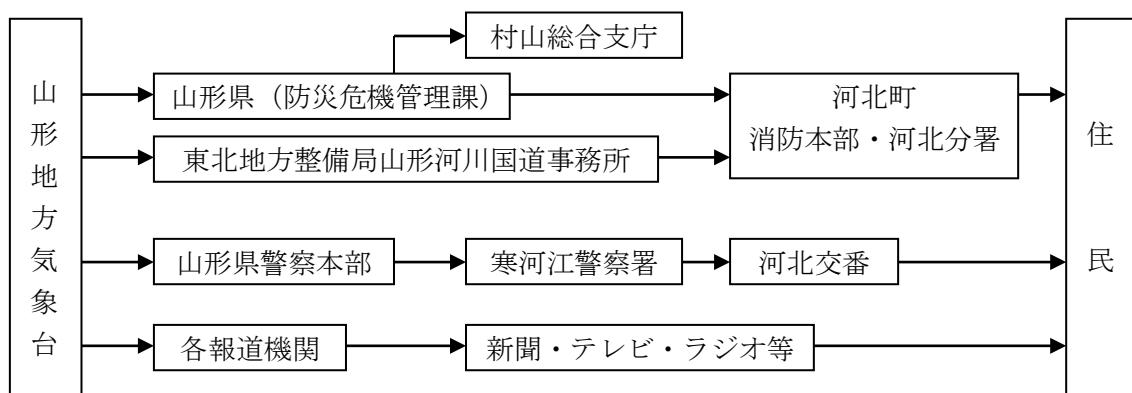
第1款 災害情報収集・伝達計画

1 計画の概要

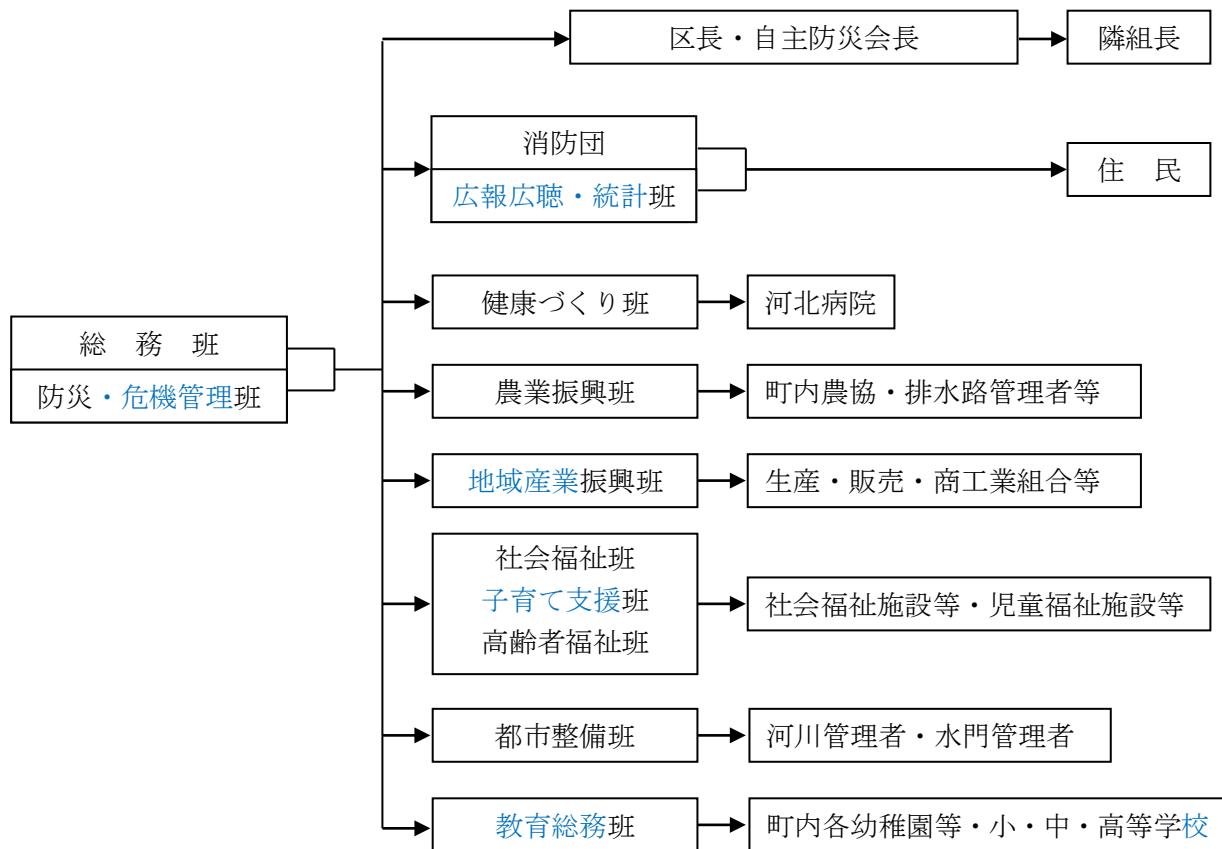
地震災害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集、広報するための計画について定める。

2 災害情報の伝達系統図

(1) 気象注意報警報、特別警報等の伝達系統図



(2) 町が気象注意報、警報、特別警報等を受けたときの住民・その他関係機関への伝達経路（災害対策上、特に必要と認められた情報を発表したとき。）



3 被害状況等情報収集の概要

(1) 情報収集・報告方法

- ア 災害対策本部は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて、消防・警察機関と密接な連携をとり、全町的な被害の状況、ＩＣＴ技術を活用したＪ－ＡＬＥＲＴやＬ－ＡＬＥＲＴ等により、その他災害対策活動に必要な情報を収集し、隨時、災害対策本部長に報告する。
- イ 班所管は情報収集にあたり、各班長はあらかじめ決められた要領により、災害対策本部長に報告する。
- ウ 震度4以上の地震が発生した場合、人的被害、建物等の被害状況並びに火災及び土砂災害の物的被害の発生状況等の情報を収集し、村山総合支庁総務課を通じて、県防災危機管理課に報告する。
- エ 緊急を要する場合は、県防災危機管理課に直接報告する。なお、通信途絶等により県との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁へ報告する。
- オ 災害が同時に多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合、その状況を直ちに県防災危機管理課及び消防庁に報告する。

(2) 情報収集・報告内容

山形県災害報告取扱要領等の定めるところにより、被害情報を次のとおり区分し、被害報告等を行う。ただし、発災直後で被害状況把握が出来ない場合は、数値報告に代えて、具体的な状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

- ア 人的被害
- イ 建物被害
- ウ ライフラインの被害（電気、水道、下水道、電話、道路等）
- エ 公共施設の被害
- オ その他の被害

(3) 情報収集・伝達体制

住民、関係機関への情報の収集伝達は、気象注意報等の要領に準ずる。

(4) 情報収集・報告手段

ア 次の手段で情報収集・伝達を行う。

連絡先	通信手段
災害対策本部各班	庁内放送、電話、メール、口頭、ビジネスチャットツール等
県	防災行政通話ネットワーク・防災情報システム、電話、FAX、メール
関係機関	電話、FAX、メール
一般住民	広報車、サイレン吹鳴装置、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、SNS等
自衛隊 (県との連絡が不通の場合)	防災行政通信ネットワーク、電話、FAX等
消防庁 (県との連絡が不通の場合)	防災行政通信ネットワーク、電話、FAX等

イ 災害時に通信施設が途絶した場合は、次の手段で情報の収集・伝達を行う。

- a 情報の収集及び伝達に際しては、自動車、オートバイ、自転車又は徒歩により行う。
- b アマチュア無線愛好家等に協力を要請し、通信を確保する。
- c 災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災対法、その他関係法令の定めるところに基づき、警察無線、自衛隊無線、その他の機関の通信設備を使用することにより通信を確保する。
- d 町の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

第2款 広報計画

1 計画の概要

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

2 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者等

(3) 広報活動の展開

住民等の円滑な避難行動と安全確保のため、様々な手段を使って広報活動を展開する。

3 広報活動における各機関の役割分担

(1) 町

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- a サイレン吹鳴装置
- b 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- c 各区長、町内会の隣組等を通じた情報伝達
- d 住民相談所の開設
- e 県を通じての報道依頼（L—A L E R T 及び必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- f 防災行政無線、緊急速報メール及びホームページ、インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）の活用等

ウ 項目

- a 安否情報
- b 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- c 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況に関する情報
- d 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- e 被災地支援に関する情報（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- f その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

エ 災害情報拠点

災害対策本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

- a 役場、各地区センター等の公共施設
- b 指定緊急避難場所及び指定避難所

(2) 警察機関

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

イ 手段

- a パトロールカー等による広報
- b 報道機関への報道依頼（必要に応じて県を通じて依頼）

ウ 項目

- a 安否情報
- b 被災者に関する情報
- c 交通規制に関する情報

(3) ライフライン関係機関（電気及び電気通信事業者等）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- a 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- b 利用者相談窓口の開設
- c 町の防災行政無線の活用（町に対して広報依頼）
- d 報道機関への報道依頼（必要に応じて町・県を通じて報道依頼）
- e インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用

ウ 項目

- a 被災区域及び被害状況に関する情報
- b 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
- c 復旧の状況及び復旧の見込みに関する情報

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- a 乗降場等での印刷物の掲示
- b 場内及び車内等での放送
- c 町の防災行政無線の活用（町に対して広報依頼）
- d 報道機関への報道依頼（必要に応じて町・県を通じて報道依頼）
- e インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用

ウ 項目

- a 不通区間及び運行状況に関する情報
- b 復旧の状況及び復旧の見込みに関する情報

4 報道機関による災害時の報道

報道機関は、地震に関する情報を入信したときは、それぞれの計画に基づいて、直ちに災害に関する報道を行う。また、町は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 町は、原則として県を通じて報道機関に対して報道要請を行う。
- (2) 要請は、報道依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

《資料編》

- ・報道機関

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 町民への的確な情報伝達

町は、町民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

6 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 町の広報事項

- a 余震情報
- b 地震時の一般的注意事項に関する情報
- c 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ
- d 災害情報及び被害情報
- e 避難に関する情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 町の広報事項

- a 住民に対する避難指示等
- b 災害情報及び被害情報
- c 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- d 指定避難所の開設状況
- e 緊急交通路確保の協力要請
- f 安否情報
- g ボランティア受入れ情報

イ 警察機関の広報事項

- a 住民に対する避難指示等
- b 被災者に関する情報
- c 安否情報
- d 交通規制に関する情報

ウ ライフライン関係機関の広報事項

- a 被災による使用不能状況
- b 使用可能な設備については、使用上の注意

エ 公共交通機関の広報事項

- a 不通区間及び運休状況の広報事項
- b 臨時ダイヤの運行状況の広報事項

(3) 災害応急対策本部稼動期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 町の広報事項

- a 消毒、衛生及び医療救護情報
- b 小中学校等の授業再開予定に関する情報
- c 被害認定・罹災証明書の発行
- d 応急仮設住宅への入居に関する情報

イ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

- a 復旧見込みに関する情報
- b 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 町の広報事項

- a 罷災証明の発行に関する情報
- b 生活再建資金等の貸付けに関する情報
- c 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等に関する情報
- d その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。また、家族等が被災者の安否を知ることができるよう、安否情報の照会があったときは、照会をした家族等に安否情報を回答する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。また町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるとときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- (2) 町は、死亡者の情報については報道機関を通して公表する。
- (3) 災害発生により、著しく通信が輻輳する場合、安否等の情報を円滑に伝達できるように、東日本電信電話株式会社（以下、この款に限り「NTT」という。）は、災害用伝言ダイヤル「171」を速やかに提供する。また、各移動通信事業者においては「災害用伝言板」を同様に提供する。

8 広報活動実施上の留意点

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者及び誘導員の配置等の措置を講じる。
- (2) 町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳の配置、外国語による放送等の措置を検討する。
- (3) 町は、被災地から一時的に避難した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

9 広聴活動

- (1) 町の対応
 - ア 相談窓口の設置及び実施体制

被災者のための住民相談所を設け、被災住民の相談、要望、苦情等を聴取するとともに、必要に応じて被災地の公共施設や指定避難所に臨時相談所を設置する。

また、広報車等で巡回しながら、自主防災組織及び自治組織等からのニーズの把握や住民生活の状況把握に努める。
 - イ 専門家の協力

借地・借家関係等についての法律相談、税・社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談等については、専門家の知識を求める。
 - ウ 総合災害情報

災害発生後に予想される安否確認、交通状況及びその他の問い合わせに対応するため、総合的な情報を提供する窓口を設置する。

窓口では、支援金、支援施策、国・県の情報についても提供を行う。

(2) 県の対応

ア 相談窓口の設置等

県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、町の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、N T Tに要請して専用電話を設置し、報道関係を通じてその電話番号を県民に周知する。

(3) ライフライン関係機関の対応

ア 相談窓口の設置等

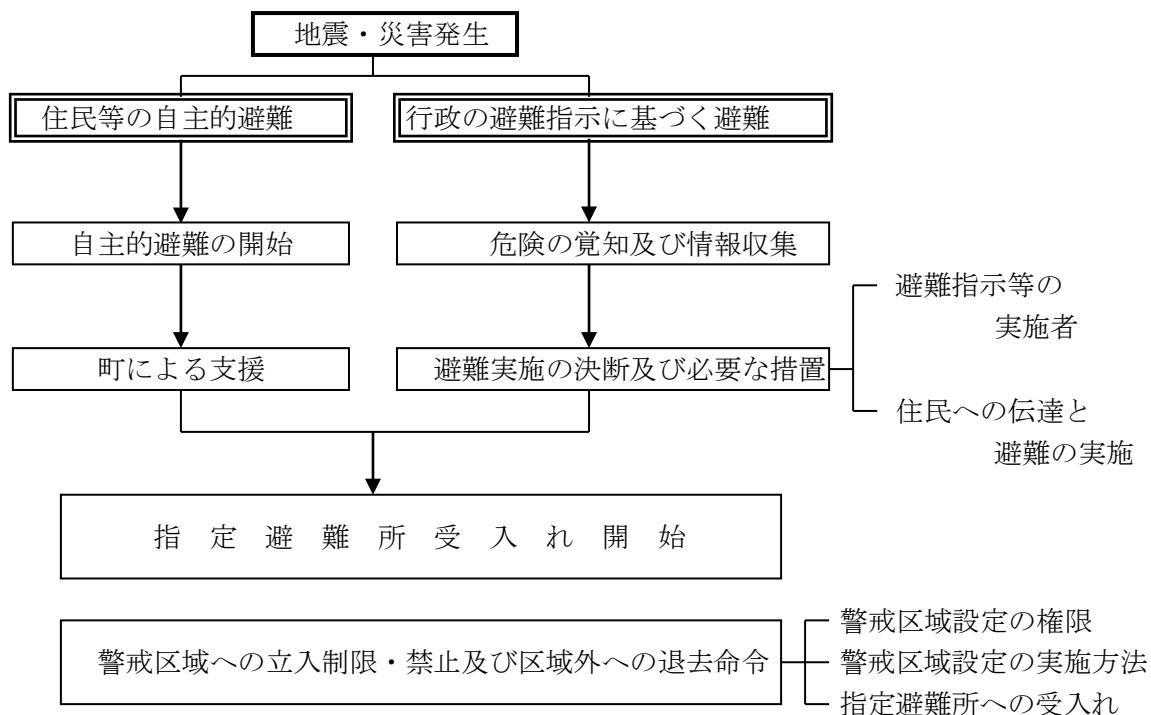
ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3節 避難計画

1 計画の概要

地震や地震に伴う二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が発令する避難行動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民の自主的避難

(1) 自主的避難の開始

住民は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、地区代表を通して町に避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び指定避難所等施設の開放等の措置を講じる。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努め、避難指示等が適切な時期に行われるよう留意する。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除にあたっては、十分な安全性の確保に努めるものとする。

イ 町は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊について、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の発令は、災対法第60条第1項に基づき、原則として町長が行う。

町長は、町内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための避難指示等を行い、速やかにその旨を知事に報告する。

また、必要に応じて警察機関及び消防機関に、住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危機が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難の指示を行うことができないとき、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が避難指示等の発令を実施する場合もある。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

区分	警戒 レベル	災害の 種別	実施 責任者	根拠法令	実施の措置と基準
高齢者等避難	3	災害全般	町長	内閣府ガイドライン	<p>要配慮者等の避難行動開始通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人に対し、避難行動を開始するよう通知する。
避難指示	4	災害全般	町長 (※知事)	災対法第60条 第1項及び同第5項	<p>立退きの指示及び立退き先の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき(※知事は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行する。)。 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
					町長(報告)→知事
緊急安全確保	5	災害全般	町長	災対法第60条 第3項	<p>命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき <p>※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意</p>
避難の指示等		災害全般	警察官	災対法第61条 第1項及び第2項 警察官職務執行法 第4条	<p>立退き及び立退き先の指示警告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置を講じる。
					警察官(通知)→町長(報告)→知事

区分	警戒 レベル	災害の 種別	実施 責任者	根拠法令	実施の措置と基準
		災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	自衛隊法第 94 条	自衛官がその場にいない場合に限り、 「警察官職務執行法第 4 条」による避 難等の措置を講じる。	
					自衛官(報告)→防衛大臣指定者
		洪水	知事、その 命を受けた 県職員又は 水防管理者	水防法第 29 条	立退きの指示 ・洪水により著しい危機が切迫している と認められるとき。
		地すべり			水防管理者→(通知)→警察署長
			知事又はそ の命を受け た県職員	地すべり等防止法 第 25 条	立退きの指示 ・地すべりにより著しい危険が切迫して いると認められるとき。 知事又はその命を受けた県職員→(通 知)→警察署長

イ 地震に伴う二次災害からの避難の指示の発令基準

区分	状況	判断基準
高齢者等 避難	<p>1 災害に関する気象注意報又は警報が発令され、要配慮者等の避難開始が必要と判断されるとき、又は気象注意報等が発令されていない状態であっても、災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 河川の水位が氾濫注意水位に達し、2時間以内に避難判断水位に達すると見込まれるとき。</p> <p>3 各災害が発生する危険があるとき。</p> <p>4 気象条件等により、危険が切迫しているとき。</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「警戒（赤）」が出現した場合</p> <p>2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難指示	<p>1 地震・大雨・洪水・台風等災害に関する気象注意報又は警報が発令され、事前に避難が必要と判断されるとき又は気象注意報等が発令されていない状態であっても、災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</p> <p>3 河川の水位が避難判断水位に達し、洪水のおそれがあるとき又は河川の上流が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。</p> <p>4 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。</p> <p>5 豪雪・雪崩・地すべり等により著しい危険が切迫しているとき。</p> <p>6 その他突発的な災害</p>	<p>1 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「危険（紫）」が出現した場合</p> <p>3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>
緊急安全 確保	<p>1 避難指示等よりさらに状況が悪化し、緊急に安全を確保すると認められるとき。</p> <p>2 災害を覚知し、かつ著しい危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 土砂災害が発生した場合</p> <p>4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を住民に促す必要がある場合</p>

・避難の目安となる5段階のレベル

警戒レベル	避難情報等	状況	住民がとるべき行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生または 切迫	命の危険 直ちに安全確保! 指定された避難場所等へ立退き避難 することがかえって危険である場合は、 自宅や近隣の少しでも安全な場所に移 動して緊急安全確保の行動をとる。 ただし安全を確保できるとは限らな いため警戒レベル4避難指示までに必 ず避難する。
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
警戒レベル 4	避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ 高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれ あり	危険な場所から高齢者等は避難*
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅周辺の災 害リスクを確認したり、指定された避難 場所や避難経路、避難のタイミングなど を再確認する。避難情報を把握する方法 や自分の避難行動をしっかりと確認
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意す る。

*高齢者や障がいのある人、その支援者などは危険な場所から避難する。それ以外の人も状況に応じて
避難の準備を始める。早めの避難が望ましい場合は自主的に避難を開始する。

(3) 指定避難所等

第2編第1章第6節「避難体制整備計画」で定める指定避難所等に避難す
る。

(4) 住民等への伝達

- ア 高齢者等避難及び避難指示等の内容
 - a 警戒レベル
 - b 要避難対象地域
 - c 避難理由
 - d 避難先
 - e 避難経路
 - f 避難時の注意事項
- イ 緊急安全確保の内容
 - a 警戒レベル
 - b 災害発生区域
 - c 災害概況
 - d 命を守るための最善の行動をとること
- ウ 避難の広報
 - a サイレン吹鳴装置（防災行政無線）、警鐘、災害情報共有システム（L－A L E R T）、広報車の巡回、拡声器、口頭及びテレビ、ラジオ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民等に対して、迅速に周知・徹底する。
 - b 避難行動要支援者への周知にあたっては、地域の消防団及び自主防災組織や支援者等を通じ確実に伝達する。
 - c 町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(5) 避難指示等を実施した場合の報告等

- ア 知事等に対する報告
 - a 町長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
 - b 警察官が単独で避難指示等を実施したときは、町長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。
- イ 関係機関等に対する連絡
 - 避難指示等は、警察機関と緊密な連絡をとりながら行う。
- ウ 指定避難所等の管理者に対する連絡
 - 実施責任者は、避難指示等を発令したときは、直ちに指定避難所等として利用する施設の管理者に通報し、町職員と連携し当該施設に指定避難所等の設置を依頼する。

(6) 避難誘導

町は、避難誘導に当たって場所及び避難路や避難先、災害危険箇所（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び警察機関による誘導に当たっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別

避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ア 誘導体制

- a 町は、職員、消防団員の動員及び警察機関の協力を得て、避難所等に誘導員を配置し、住民等を避難誘導する。
- b 町は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を定め、警察機関に通報する。
- c 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- d 警察機関は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させる。
- e 町は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を求める。

イ 避難の順序

- a できるだけ各区、町内会又は職場若しくは学校等を単位とした集団避難を行う。
- b 避難の順位は要配慮者、傷病者等を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

ウ 避難の手段

- a 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難する。
- b 町は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

エ 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品は地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努める。

(7) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。この場合、解除の伝達は、原則として、避難指示等と同様の方法により行う。

《資料編》

- ・大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所一覧

5 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、児童福祉施設、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図る。

6 避難収容計画

(1) 指定避難所への受入れと必要な措置

被災者を指定避難所に誘導する場合又は住民が自主的に避難を開始した場合は、相当する班員は次の応急救護活動にあたる。

ア 避難所の避難者名簿等の作成

指定避難所ごとに避難住民の代表者等と協力して、避難者の人数及びその内訳を把握し、避難所の避難者名簿及び被災者台帳により災害対策本部に報告する。

イ 被災情報の把握

自主防災組織及び被災者から要救出者の有無、被災状況、被害の規模等を聴取し、災害対策本部に報告する。

ウ 食料・生活必需品等の確保計画

避難所の避難者名簿に基づき、第2編第2章第14節第2款「食料供給計画」及び第3款「生活必需品等物資供給計画」に基づいて調達した食料、生活必需品等を配布する。

(2) 指定避難所開設の周知と報告

速やかに住民並びに警察機関及び防災関係機関に設置場所及び設置期間等を周知するとともに、県に対し報告する。

(3) 避難後の状況の変化に応じた措置

ア 避難者が増え続ける場合

a 地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕がある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

b 町内の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を本町以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、他市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

イ さらに危険が迫った場合

被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察機関等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼して移動手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な指定避難所等へ再避難させる。

7 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害の種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	町長は又はその委任受けて町長の職權を行う町の職員 (※知事)	災対法第 63 条第 1 項 (第 73 条第 1 項)	※知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。
	警察官	災対法第 63 条第 2 項	町長は又はその委任を受けて町長の職權を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	災対法第 63 条第 3 項	町長又はその委任を受けて町長の職權を行う町の職員が現場にいない場合に限る。
火災	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条	
	警察官	消防法第 28 条第 2 項	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水害	水防団長・水防団員	水防法第 21 条	
	消防吏員・消防団員	水防法第 21 条	
	警察官	水防法第 21 条第 2 項	水防団長若しくは水防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水害以外	消防吏員・消防団員	消防法第 36 条	
	警察官	消防法第 36 条	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

- ア 警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内から区域外への退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。
- イ 警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 指定避難所等への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がいる場合、町長は、必要に応じて指定避難所等を開設し、これらの者を受入れる。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段・経路を通じて避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行・復旧状況等、帰宅手段に関する情報の提供に努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者・出張者に対し多様な言語及び手段・経路を通じて避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行・復旧状況等、移動手段に関する情報の提供に努める。

第4節 指定避難所運営計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 指定避難所への受入れと必要な措置

(1) 指定避難所の開設

町は、住民に避難指示等した場合、又は指定緊急避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の指定避難所からの誘導を図る。

(2) 避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定

める。)をとる必要がある。

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の被災者台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 指定避難所の運営リーダーの選出

町は、指定避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

町は、指定避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を第2編第2章第15節「生活支援関係」により早急に行う。

エ 通信手段の確保

町は、指定避難所と町役場等との通信手段を確保する。

オ 指定避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情によりやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健診相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察機関及び消防機関に設置場所及び設置期間等を周知し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、指定避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び指定避難所名称

ウ 避難者数

3 指定避難所管理運営

町は、指定避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により指定避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び指定避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた指定避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、指定避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、障がいを持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。

また、発信専用の特設公衆電話やテレビを指定避難所に設置するよう努める。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、指定避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

4 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕がある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町内の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、他市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察機関等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼して、移動手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、指定避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、指定避難所から退去する場合は、必ず指定避難所の運営管理チームに届け出る。

また、指定避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次、町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

5 指定避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

a 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

b 衛生、給食及び給水等対策

- ① 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- ② 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- ③ 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- ④ トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

c 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

d 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- ① 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- ② 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- ③ 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- ④ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

e 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

f 男女のニーズの違い等に配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

g 各機関等への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

h 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールの遵守

ウ その他指定避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第5節 孤立集落の応急計画

1 計画の基本的な考え方

大規模災害における孤立集落の要因は、大別して情報通信途絶による孤立と交通手段途絶等による孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にし、また、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想されることから、関係機関の連携のもと、被害実態の早期確認、救急・救助活動の迅速な実施、緊急物資の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保など、優先順位をもってあたる孤立集落対策について定める。

2 対策活動の内容

(1) 孤立実態の把握

ア 発災時には、平素からの孤立地域予想に基づき、直ちに各集落と連絡を取り合い、孤立の有無と被害状況について確認する。

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況報告が不可能となるので応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

イ 町は、孤立が予想される集落に対しNTT回線、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機及び防災行政無線等を活用して、孤立集落の発生状況及び被害の概要について情報収集をおこなうとともに、県に対して直ちに報告するものとする。

(2) 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立集落からの救出を実施する。

ア 県が実施する対策

県は、町からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するもとし、町に対し臨時ヘリポート及び要員の確保について指示を行うとともに、負傷者等の搬送の場合は町と連携し救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。

また、町からの要請に基づき、孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等について、早期に救出できるよう手配する。

イ 町が実施する対策

町は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況に関し出来る限り多くの情報を収集して報告する。

また、負傷者が多い場合は、医師等を現地派遣するとともに、孤立の状況、避難場所有無について検討し、必要応じて県又は他の市町村の応援を得て救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

NTT回線が不通となった場合、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機及び防災行政無線で必要な情報を伝達する。また、アマチュア無線を活用し収集・伝達を行う。また、各関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を図る。

ア 県が実施する対策

県は、電気通信事業者に対し、衛星携帯電話等の臨時配置について協力を求めるとともに、アマチュア無線災害時応援協定に基づき、日本アマチュア無線連盟山形県支部に対し、情報の収集・伝達について協力を依頼する。

イ 町が実施する対策

町は、孤立した集落に職員を速やかに派遣するともに、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用など、あらゆる方法によって情報の収集・伝達手段の確保を図る。

ウ 関係機関が実施する対策

東日本電信電話株式会社は、災害対策機器により町指定の避難場所に特設公衆電話を設置するものとする。

エ 集落住民が実施する対策

農道、林道の使用可能な迂回路の活用及び携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機、アマチュア無線など使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努めるものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立集落住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合ヘリコプターによる空輸を効率的に実施する。

また、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

ア 県が実施する対策

県は、生活必需物資の輸送について、町から要請があった場合は、各種ヘリコプターの手配及び調整を行うとともに、陸上輸送力の確保についても手配する。

イ 町が実施する対策

町は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの確保を要請する。

ウ 集落住民が実施する対策

孤立集落内においては、食料品等を相互に融通し合うとともに、隣接する集落と連携を取り合いながら、集落全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立集落に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送用道路を確保する。

ア 県が実施する対策

県は、孤立集落に通じる県管理道路について、速やかに応急復旧に努める。

町が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

イ 町が実施する対策

町は、孤立集落に通じる道路の被災状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通の確保に努める。

ウ 関係機関が実施する対策

道路管理者の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第6節 救助・救急計画

1 計画の概要

地震等による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を救出し、救急搬送するための対策について定める。

2 救出の対象者

災害が直接の原因となって、早急に救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者を、救出する。

- (1) 火災が発生し、火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 土砂崩れにより生き埋めになった者
- (4) 流出家屋及び孤立した場所で救出を必要とする者
- (5) 大規模な爆発、交通事故等の発生により救出を必要とする者

3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに町、消防機関及び警察機関等に通報するよう努めなければならない。特に生埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

警察機関、消防機関等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の行方不明者を捜索する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の構成等

消防機関は、町消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編制する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における警察機関、消防機関、地域住民及び自主防災組織・住民等のボランティア団体等の協力を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 医療機関の状況の確認

消防機関は、最寄りの救急病院等の重傷者等受入れの可否を直接確認する。

(3) 応援要請

被害が甚大な場合又は同時多発火災が発生した場合は、災害対策本部だけでは対応が困難なときは、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」に

に基づき、関係機関に応援協力を要請する。

ア 消防機関への要請

町長及び消防の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

イ 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

警察機関は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び警察機関は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、警察機関及び消防機関の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 消防機関、警察機関及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。

また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

エ 災害現場の状況に応じて機材を投入して、迅速に救出活動を行う。

オ 救出した負傷者には応急手当を施し、直ちに救急車及び緊急車両を活用して、救護所へ搬送する。

(4) 慢性ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の慢性ストレス対策の実施に努める。

(5) 職員の健康管理

災害現場で活動する消防機関、警察機関及び自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

災害現場から最寄りの救護所までの搬送は、災害対策本部内の消防救急災害班が、警察機関、消防機関、自主防災組織等の協力を得ながら実施する。

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察機関に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第7節 医療救護計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護体制

(1) 応急医療体制

町は、住民の生命を守ることを最優先とするため、次の応急医療体制に係る措置を講じる。

- ア 施設の確保
- イ 医療の確保
- ウ 看護師の確保
- エ 医療救護班の編制
- オ 医療品及び医療器具の確保
- カ 救急搬送体制の確立

(2) 医療救護班の編制

ア 町長は、応急の医療を実施するため、次の機関へ派遣要請を行ない、医療救護班を編制する。

- a 河北町医師会災害救護班（町医師会会长）
- b 日本赤十字社災害救護班（県立河北病院）

イ 医療救護班1班あたりの編制は原則として次のとおりとする。

医 師	看護師長	看護師	事務職員	自動車操作要員	計
1	1	2	1	1	6

(3) 応援要請

災害が大規模で、本部医療救護班で対応ができない場合、町長は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」により、県を通じて、日本赤十字社医療救護班及び医療ボランティア等の派遣を要請する。

3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 町は、医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

- ア 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況
- ウ 医療救護所の設置状況

(2) 町は、収集した情報を適宜住民、町内の医療機関・医療救護所・搬送機関、県とその災害拠点病院等に対し提供する。

4 救護所の設置

(1) 設置場所

指定避難所等その他の災害地域周辺で安全な場所又は医療機関のうち、適當と思われる場所に救護所を設置する。

(2) 医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が、救護所において、次により実施する。

- ア 傷病者の傷害等の区分の判別（トリアージ・タグによる。）
- イ 疾病者に対する応急処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 搬送が困難な傷病者及び軽傷者に対する医療
- オ 助産救護
- カ 死亡の確認及び遺体の処置

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、町、町医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応じる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急性に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療や健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

a 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続き、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

b 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

c 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院へ搬送する。また、被災地内で機能を維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障が生じる場合は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を県に要請する。

d 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点精神科病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- a 24時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること。
- b 急性期の精神障がい者の優先受入れ及び診療を実施すること。
- c 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること。
- d D P A T活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること。
- e 他関係機関との調整を図ること。

(2) 要配慮者への対応の調整

町は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 応急医療活動に必要な医薬品等の調達は次により行う。

- a 医療救護班の医師が携行する。
- b 町内業者等から調達する。

イ 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

ウ 町は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

(4) 負傷者等の搬送

ア 搬送体制

災害現場から最寄りの救護所までの搬送は、災害対策本部の消防救急災害班が警察機関、消防機関、自主防災組織等の協力を得ながら実施する。

イ 搬送方法

- a 病院へ収容する必要のある重症傷病者の後方医療施設への搬送は、消防救急災害班が行う。
- b 消防救急災害班において対応が困難なときは、第2編第2章第10節「交通輸送計画」により搬送車両等を調達する。
- c 本部において対応が困難な場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」に基づき、山形県消防長会会長を通して近隣市町等に応援を要請する。
- d 道路網の寸断等により負傷者の搬送が速やかに実施されない状況と判断されるときは、広域応援計画により県を通し、ヘリコプター等の派遣を要請する。

《資料編》

- ・山形県広域消防相互応援協定書
- ・臨時ヘリポート

(5) 傷病者等の受け入れ及び搬送の調整

ア　傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に搬送先を調整したうえで、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバスやジャンボタクシーなどの搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。

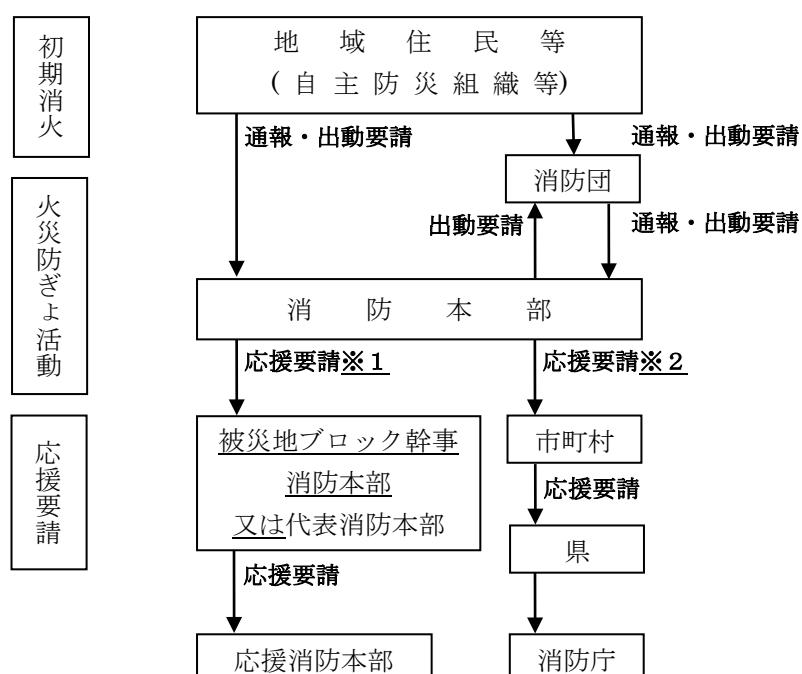
イ　町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

第8節 消火活動計画

1 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、町、住民及び自主防災組織等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動フロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

3 初期消火

(1) 住民等による初期消火

地震が発生したときは、家庭、職場等においては、出火防止及び初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは速やかに消防機関へ通報する。また、ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による初期消火

地域、職場等の自主防災組織等は、自身の安全を確保しながら、消防機関が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編制等により、貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の救助活動を行う。

4 消防団による火災防ぎよ活動

- ア 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。
- イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。
- ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。
- エ 火災防ぎよ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、消防機関が到着した場合は、消防機関の長の下、協力して活動する。

5 消防機関による火災防ぎよ活動

火災防ぎよ活動にあたっては、消防団、地域住民及び自主防災組織等と協力して活動する。

6 応援要請

大規模な地震により同時多発火災が発生し、町だけでは対応が困難な場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」により、関係機関に応援を要請する。

《資料編》

- ・山形県広域消防相互応援協定書

第9節 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設の災害応急対策

(1) 町の応急対策

ア 町は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立退きの指示を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(2) 危険物等取扱事業所等の応急対策

ア 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所等は、地震により被災した場合、警察機関、消防機関、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

イ 住民への広報

危険物等取扱事業所等は、地域住民の安全のため、必要な場合は、町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

ウ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所等は、あらかじめ定められた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

エ 危険物等施設の応急措置

a 危険物等取扱事業所等は、地震発生時には、危険物等の取扱作業の停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設の補修又は危険物等の除去等適切な措置を行う。

b 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

c 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等を警告するとともに、警察機関及び消防機関等に連絡する。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれがある場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講じるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木質部分に防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告し、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管を委託する。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視をしながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、警察機関、消防機関、町及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を標示するとともに、見張り人を置いて関係者以外立入禁止とする。

4 危険物等の流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、警察機関、消防機関等の関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスを検知し、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び町は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

(4) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、町、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第10節 行方不明者等の搜索及び遺体の 収容・埋葬計画

1 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊及び火災等により行方不明になっている者の搜索及び遺体の処置・収容・埋葬するための災害応急対策について定める。

2 行方不明者等の搜索

(1) 搜索依頼等の受付

ア 町は、災害による行方不明者等の問合せ及び搜索依頼等について警察機関と協力のうえ、聴取、記録する。

イ 町は、災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により行方不明者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

(2) 搜索班の編制

町は、警察機関と連絡をとり、消防団、自主防災組織等の協力を得て、班を編制して、搜索する。

(3) 搜索用機材

災害対策本部が所有する搜索機材で不足するときは、建設業者等の協力を得て、搜索に必要な車両その他機械器具等を借り上げて、搜索を実施する。

(4) 搜索

搜索班は、要搜索者リスト等により、行方不明者を搜索する。

ア 遺体を発見したときは、災害対策本部長及び警察署長に報告する。

イ 発見した遺体は、警察署長の許可を得たうえで、現地の一定の場所に集め、所要の監視を行う。

ウ 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告する。

3 遺体発見時の対応

町は、遺体を発見した旨の報告があった場合、速やかに警察機関に連絡し、その検視（死体見分）を待ち、必要に応じて次の方法により、遺体を搬送する。

ア 遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）は現地等において、医療救護班が医師会等の協力を得て実施し、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な措置を行う。

イ 検案を行った遺体は、各防災機関の協力を得て、町が設置する安置所に搬送する。

4 遺体の収容・安置

(1) 遺体の収容・安置

町は、警察機関、町内会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。

ア 遺体の安置所は、指定避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置するものとし、設置等に際しては以下の事項に考慮する。

　a 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。

　b 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所とする。

イ 遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

エ 遺族その他から遺体の引受けの申出があった場合は、遺体整理票及び遺留品整理票により整理のうえ、引き渡す。

(2) 身元不明遺体の考え方

身元不明の遺体については、町が警察機関その他関係機関に連絡し協議したうえで、行旅死亡人とする。

(3) 遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

5 遺体の火（埋）葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体を火（埋）葬する。

(2) 河北町ほか2市広域斎場事務組合の施設の能力を確認し、死亡者が多数のため、その能力を超える場合は、県と協議するとともに、近隣市町へ火葬の協力を要請する。

(3) 遺体埋葬する者がいないとき又は判明しないときは、町が火（埋）葬を行う。

(4) 町は、適切に埋葬されるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援する。

(5) 町は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きの簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議する。

(6) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急処置程度のものとし、棺及び骨つぼ等の現物を実際に火（埋）葬する者に支給する。

《資料編》

・火葬場等の能力

6 広域応援体制

災害対策本部は、自らの力により行方不明者等の搜索、遺体の収容等が困難なときは、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」及び第5款「自衛隊災害派遣計画」により、応援を要請する。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- ・山形県広域消防相互応援協定書

第11節 交通輸送計画

1 計画の概要

地震や地震に伴う二次災害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通輸送機関等の事故を防止し、救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する生活物資の供給等に迅速な展開するための計画について定める。

2 交通計画

(1) 被害調査

町は、地震発生後の巡回等を行い、速やかに町内の道路等の被害状況について情報を収集するとともに、町が管理する道路について、直ちに点検し被災実態を把握する。

(2)迂回路の選定

町は、調査による被災状況に応じて警察機関と協議し、適切な迂回路の選定を行う。

(3) 交通規制

被災地における道路の混乱防止、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び道路の保全と交通の危険防止のため、次により速やかに被災地内での交通を規制する。

規制行為	実施責任者	根拠法令	備考
緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)	警察官	災対法第76条 道路交通法第4条、5条、6条	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認められるとき。
	自衛官	災対法第76条の3第3項	・上記において警察官がその場にいない場合に限る。
	消防吏員	災対法第76条の3第4項	・上記において警察官がその場にいない場合に限る。
道路の通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)	町	道路法第46条	・道路の保全と交通の危険防止のため、次に掲げる場合 1 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(4) 災害時における車両の移動等について

町は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があるときは道路外の場所へ移動すること、その他必要な措置をとることを命じることができる。また、町は運転者がいない場合、自ら車両の移動等を行うことができる。

(5) 地域住民等への広報

道路・橋梁の被害状況、迂回路、交通規制等の情報については、第2編第2章第2節第2款「広報計画」により周知に努める。

3 輸送計画

(1) 輸送車両の調達

町有車両で不足する場合は、次の機関等から車両を借り上げる。

- ア 公共機関
- イ 町内業者（タクシー事業者・運送事業者等）
- ウ 山形県トラック協会（県を通じて借り上げる。）
- エ バス事業者

(2) 輸送の緊急度の優先順位

災害発生時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

- ア 総括的に優先されるもの
 - a 人命の救助及び安全の確保
 - b 被害の拡大防止
 - c 災害応急対策の円滑な実施
- イ 災害発生後の各段階において優先されるもの
 - a 第1段階（地震・災害発生直後の初動期）
 - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
 - ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者
 - ④ 食料及び水等避難生活に必要な物資
 - ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
 - ⑥ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに物資
 - ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
 - b 第2段階（復旧活動期）
 - ① 上記aの続行
 - ② 災害復旧に必要な人員・物資
 - ③ 生活用品
 - ④ 郵便物
 - ⑤ 廃棄物の搬出

(3) 輸送の方法

ア 車両による輸送

各部班の配車要請を取りまとめ、町有車両及び借上車両を手配して配車する。

イ ヘリコプターによる輸送

a 陸路による輸送が不可能で町外から緊急輸送を必要とするときは、県を通して、防災関係機関が保有するヘリコプターによる輸送を要請する。

b この場合、県と連携して、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

(4) 物資集積場所

ア 物資の輸送を円滑に実施するため、物資は、物資集積場所に輸送する。
(第2編第1章第18節「輸送体制整備計画」参照)

イ 物資集積場所が避難地等として使用され、集積場所として利用できない場合は、隣接の公共施設等に設置する。

(5) 輸送ルートの選定

被災地への輸送ルート及び被災地からの輸送ルートについては、警察機関及び各関係機関と協議してルートを選定し、道路啓開及び交通規制を実施しながら緊急ルートを確保する。

(6) 応援の要請

災害対策本部による応急対策だけでは対応が困難なときは、災害対策本部長は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」により、次の事項等を明らかにして、他の市町村又は県へ輸送車両の調達についての協力を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集積場所及び日時

オ その他必要事項

《資料編》

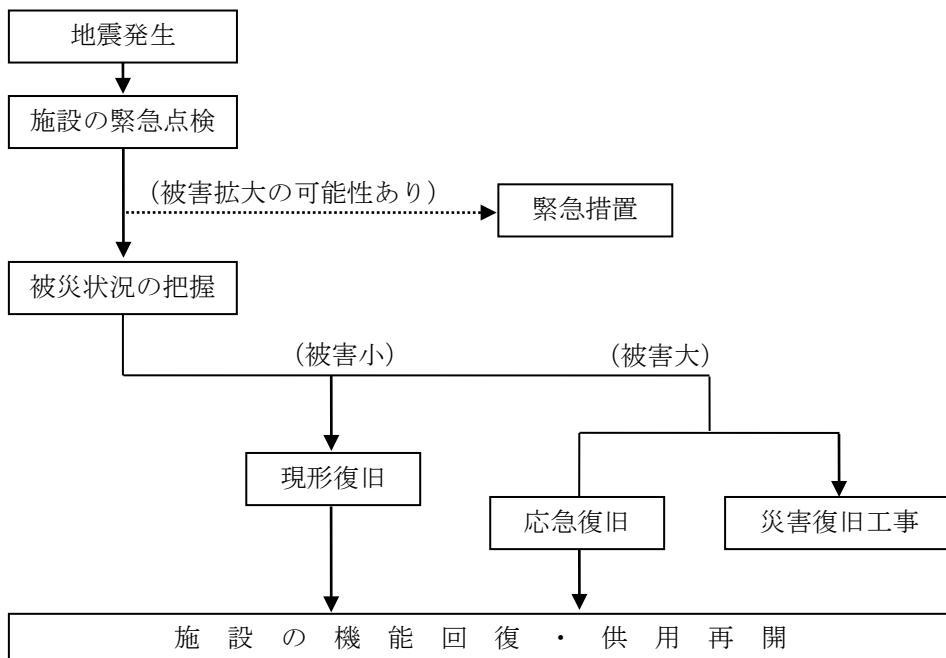
- ・町有車両保有台数
- ・ヘリコプター発着陸予定場所

第12節 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちに巡回を実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察機関及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

(1) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

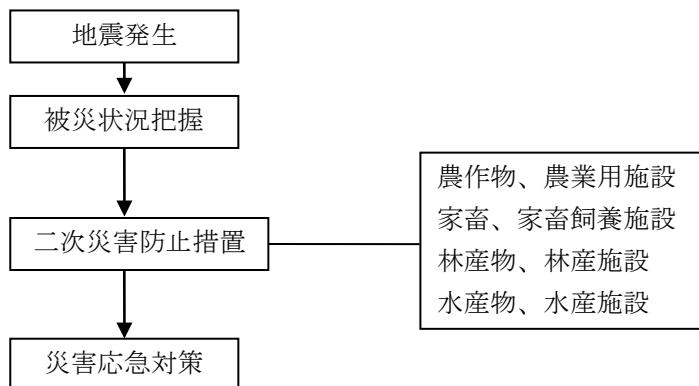
- ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、町及び警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。
 - イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ウ 施設管理者は、必要に応じ、余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。
その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。
 - エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について巡回要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。
 - オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (2) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第13節 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー



3 被害状況の把握

町は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示する。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講じるよう指導又は指示する。

(4) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次のとおり指導又は指示するとともに、必要な場合は、県、警察機関及び消防機関と連携し、必要な措置を講じる。

- ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
- イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

5 災害応急対策

町は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病害虫発生予防措置
- イ 病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、農業協同組合等と連携し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - a 家畜死体の受入れ体制の確保
 - b 家畜死体の埋却許可
 - c 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - d 家畜廃用認定（県農業共済組合）
 - e 家畜緊急輸送車両の確保（県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - a 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - b 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - c 家畜伝染病予防接種体制の確保（県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部、県酪農業協同組合、県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

森林管理署、町は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導をする。

- ア 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- イ 苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置
- ウ 病害虫発生予防用薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

(4) 水産物及び水産施設

町は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力を要請する。

- ア 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- ウ 冷凍・冷蔵水産物の受入先の確保及び移送
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 養殖水産物の移送
- カ 水産物の廃棄処分

第14節 ライフライン施設の応急対策計画

第1款 水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、水道の減断水を最小限にとどめ、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 活動体制の確立

町は、関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下、「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下、「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を確立する。

- (1) 第2編第2章第1節第2款「職員の動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。
- (2) 災害対策本部のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入れ体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、指定水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

《資料編》

- ・日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

3 被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡回点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握
- (4) 地震、災害の規模や範囲、道路等の被災状況の把握

4 緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 配水池等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 塩素ガス等の漏出防止対策を講じる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、仕切弁等の開閉により配水区域を切り離し、配水池等の漏水防止を図る。

5 応急対策

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、指定水道工事事業者に委託して、次により迅速に応急復旧を行う。

(1) 応急復旧計画の準備

- ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備
- イ 復旧用資機材の調達

(2) 復旧作業手順

原則として取水施設、配水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

(3) 優先順位

医療施設、福祉施設、老人施設、指定避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

(4) 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化する。

6 住民への広報等

住民に対し、次の事項について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 被災直後の広報

局地的な減断水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を第2編第2章第2節第2款「広報計画」により、迅速に広報する。

(2) 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を町の広報紙、報道関係及びインターネット等を利用して広報する。

(3) 情報連絡体制の確立

町は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、県との相互連絡体制を確立する。

第2款 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するための災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 活動体制の確立

- (1) 第2編第2章第1節第2款「職員の動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。
- (2) 必要な場合は、県内の下水道管理者及び下水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

3 被害状況の把握

(1) 段階ごとの被災調査

町は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道本来の機能よりも道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

4 応急復旧対策

- (1) 前項の調査結果を基に、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間、一時的に処理及び排除機能を確保することを目的とする。
- (2) 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の敷設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠については、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。
- (3) 処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、

構造的な施設被害を復旧する。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的とする。

5 住民への広報等

町は、住民に対し、次の事項について第2編第2章第2節第2款「広報計画」により、広報する。

(1) 被災直後の広報

被災状況や復旧見通し等の情報を迅速に広報する。

(2) 長期的復旧計画等の広報

ア 下水道施設の汚水排除機能が停止したり、処理場の処理機能が低下したりすることにより、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。

イ 利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関へ通報するよう呼びかけを行う。

ウ 長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を町の広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

6 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、被害状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、県に支援要請を行う。

第3款 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者（東日本電信電話株式会社等）が実施する災害応急対策について定める。

2 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

町内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ 関連会社等による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等を広報し、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用電源装置

ウ 応急ケーブル

エ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第4款 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、従業員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報を交換する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な

資材は、次のいずれかの方法によりできるだけ速やかに確保する。

- a 現地調達
 - b 災害対策組織相互の融通
 - c 他電力会社からの融通
- イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。
- ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。
- (2) 危険予防措置
- 電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、警察機関及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。
- (3) 電力の広域融通
- 電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。
- (4) 応急工事
- 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急性を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

5 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、電力設備ごとの被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧する。

第15節 生活支援関係

第1款 応急給水計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合、水道施設の損壊、停電等により飲料水及び生活用水等の供給停止が予想されるため、被害の状況に応じた被災地域における住民への飲料水等の供給について定める。

2 給水の基準

災害発生の混乱期に必要な給水量は1日1人最低3リットルである。このことから、現に飲料水を得ることができない者に対し、当該給水量を基準として提供する。

3 応急給水計画

町は、衛生対策及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水等を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

指定避難所に給水施設を設置して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

エ 応急給水

自己水源である水源地に応急給水設備を設置して給水する。

オ 備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

(3) 優先順位

医療施設、福祉施設、老人施設及び指定避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は、水源地等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

町業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、応援協定に基づき、速やかに日本水道協会山形県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、消毒を徹底したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(7) 生活用水の確保

町は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等について、飲料水以外に利用する。

(8) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

《資料編》

- ・日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

第2款 食料供給計画

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合の災害応急対策について定める。

2 供給の基準

(1) 食料供給の方法

備蓄食料の放出及び製造・流通関係業者等から簡易処理食品等を調達し、配布するとともに、米飯の炊き出しを行う。

(2) 配布の対象者

ア 避難所等の避難者

イ 住宅に被害を受け、炊事できない者

ウ 応急対策に従事する者

エ その他、町内の一時滞在者等で、町長が特に必要と認めた者

(3) 供給品目

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席めん・そば・うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク（粉乳）、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）

エ 調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

3 調達の方法

(1) 米穀、弁当類

協定を締結しているさがえ西村山農業協同組合、河北町商工会のほか、山形県米穀商業協同組合、小売業者及び製造業者等と平常時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合、速やかに調達する。

(2) その他の食品

パン類、乾めん類、副食品、粉乳等については、製造・流通関係業者等と平常時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合、速やかに調達する。

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

4 配布の方法

(1) 配布の方法

調達した食料の輸送方法及び地域内輸送拠点等は、第11節「交通輸送計画」によるものとし、食料品は各避難所等で配布する。

(2) 食料の配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

5 炊き出しの実施

- (1) 学校給食センターにおける炊き出し
学校給食センターを利用して炊き出しを行い、避難所等へ輸送する。
- (2) 避難所等における炊き出し
 - ア 被災者が収容されている指定避難所又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して炊き出しを実施する。
 - イ 自主防災組織、町内会、ボランティア及びその他の民間協力者に要請して炊き出しを実施する。

6 広域応援体制

町は、自らのみで対応できない場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」及び第5款「自衛隊災害派遣計画」により、近隣市町、県又は日本赤十字社に対して、次の手順でこれらの業務に要する要員、資機材及び食料等の確保について、応援を要請する。

- (1) 広域相互応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援を要請する。
- (2) 応援要請する際は、次の事項を明示する。
 - ア 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
 - イ 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項等
- (3) 被害が広範囲に及び、市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援を要請する。
- (4) 震災初期等、大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

7 国によるプッシュ型支援

国は、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始することとなっている。(プッシュ型支援)

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第3款 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合、生活必需品等の物資（以下、「物資等」という。）を住民等に供給するための計画について定める。

2 供給の基準

(1) 配布の対象者

ア 避難収容者

イ 住宅に被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

ウ その他生活必需品を災害で失い、日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給の内容

物 資 名	品 目
寝 具	毛布、布団 ほか
被 服	下着 ほか
炊 事 用 具	鍋、炊飯器、包丁 ほか
食 器	茶碗、皿、はし ほか
保育用品	ほ乳びん、紙おむつ ほか
光熱材料	懐中電灯、乾電池、マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス ほか
日 用 品	石けん、タオル、ちり紙、ポリ袋、ポリバケツ、歯ブラシ、生理用品、大人用紙おむつ、弾性ストッキング、マスク、消毒液 ほか
医 薬 品	包帯、救急絆創膏、三角巾、副木、体温計、災害用ハサミ ほか
ト イ レ	簡易トイレ
暖房器具	石油ストーブ等

3 調達の方法

(1) 調達の方法

町内の流通、協定を締結する小売関係業者等と平常時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合、速やかに調達する。

(2) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

4 配布の方法

(1) 配布の方法

調達した物資等の輸送方法及び地域内輸送拠点等は、第2編第2章第11節「交通輸送計画」によるものとし、物資等は各避難所等で配布する。

(2) 物資等の配分

被災住民への物資等の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における物資等の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 指定避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

5 広域応援体制

町は、自らのみで対応できない場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」により、他市町村又は県等に対して、次の手順で物資等の確保について、応援を要請する。

(1) 広域相互応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援を要請する。

(2) 応援要請する際は、次の事項を明示する。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資等の供給応援を要請する。

6 国によるプッシュ型支援

国は、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始することとなっている。(プッシュ型支援)

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第4款 保健・防疫計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つための防疫等の保健衛生対策について定める。

2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 指定避難所の設置及び受入れ状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資機材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編制

町及び村山保健所（以下、「保健所」という。）は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編制する。

(2) 防疫班の編制

ア 災害の状況により、防疫対策の必要が生じたときは、必要により保健所及び町医師会等に協力を依頼し、災害対策本部内に防疫班を編制する。

イ 防疫班は、概ね、医師1名、保健師及び看護師2名、事務員2名を1班として編制する。

ウ 防疫活動の実施にあたっては、被災戸数及び防疫活動の実態について、保健所へ速やかに連絡する。

4 防疫対策

(1) 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、指定避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア ポスター、チラシ等を利用して、飲み水や食べ物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの清掃、消毒を指導する。

イ 指定避難所設置後は、直ちにトイレ、その他の不潔な場所を適宜消毒する。

ウ 被災家屋、下水及びその他の不潔な場所を消毒し又は消毒液を配布して、消毒を指導する。

エ 道路、橋梁及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

オ 県が定めた地域内でねずみや害虫等を駆除する。

5 保健活動の実施

町は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、N P O・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 検病調査及び健康診断

防疫班は、指定避難所の被災者及び災害発生地区住民に対して、必要により、緊急度の高いところから検病調査を実施し、調査の結果必要な場合は健康診断を実施する。

(2) 予防接種の実施

災害により疾病が流行するおそれがある場合は、保健所に報告し、その指示に基づいて、臨時に予防接種を行う。

(3) 感染症発生時の対策

ア 被災地区において感染症患者又は無症状病原体保有者を確認した場合は、速やかに保健所に報告する。保健所は、動向及び原因を明らかにする必要がある場合は、疫学調査を行うとともに、まん延防止のために必要があると認めるときは医療機関への入院を勧告する。

イ 感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件については、保健所の指示により消毒する。

(4) 保健指導及び健康相談

保健所の協力を得て、災害発生現場及びその周辺地区住民並びに指定避難所の被災者の健康状態を把握するとともに、高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

(5) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

指定避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

(6) 栄養相談・栄養指導

町は、保健所と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出しの実施現場へ管理栄養士等を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への

食事内容の指導を実施

- イ 巡回栄養相談
 - 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施
- ウ 要配慮者への栄養指導
 - 乳幼児、妊娠婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施
- エ 特定給食施設等への指導
 - 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

6 防疫用薬剤及び資機材等の確保

- (1) 町内の薬局、薬店から調達する。
- (2) 町内での調達が困難な場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」により他市町村、県又は保健所に対して、調達を要請する。

7 食品衛生監視活動の実施

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、県に食品衛生監視員の派遣を要請し、適時の監視活動を行う。

8 被災動物対策

動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を講じるとともに、町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

- (1) 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに指定避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。
- (2) 危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。

(3) 被災地域における動物の保護要請

町は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容を保健所へ要請する。

第5款 環境衛生計画

1 計画の概要

地震に伴い発生する廃棄物を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための廃棄物処理対策について定める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物を処理する。

ア 町は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

イ 町は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 仮置場の確保

ア 損壊建築数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量をコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、土砂等の種別毎に推計する。

イ 建設廃棄物の処理には分別解体を行うために長時間を要する場合があることから、事前に策定しておいた一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、必要により、生活環境及び環境保全上支障のない場所に保管し、選別可能な仮置場を確保する。

(4) 損壊建物の解体・撤去

ア 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

イ 地震等により損壊した建物から発生した建設廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所又は仮置場に搬入する。

ウ 町は、放置された損壊建物や建設廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについて、適切な場所に移動する。

エ 運搬及び処理に必要な人員及び車両等が不足する場合には、町建設業協会、一般廃棄物収集運搬許可業者、一般社団法人山形県産業資源循環協会などに協力を要請する。

3 ごみ処理

(1) 体制の確立

- ア 東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下、「処理組合」という。）と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。
- イ 処理組合と協議し、緊急のごみ収集・処理計画を策定する。
- ウ 災害により大量のごみが発生し、短期間に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所（以下、「一時保管場所」という。）を設置する。
- エ 第2編第2章第2節第2款「広報計画」により住民への広報に努める。

(2) ごみの処理

- ア 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ウ 町は、避難者の生活に支障を生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して円滑な収集を行うとともに、処理組合に最優先で処理するように要請する。
- エ 損壊建物からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り残材等については、住民に仮置場への搬入協力を依頼する。
- オ 町は、一時保管場所に集積されたごみの管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分に配慮するほか、分別種別毎に処理組合等の施設に搬入する。
- カ 可能な限り再生利用と減量化を図るため、一時保管場所に集積されたごみの処理を早期に完了させるために、必要な人材及び資機材を調達するよう処理組合に要請する。
- キ 運搬等に必要な人員及び車両等が不足する場合には、町建設業協会、一般廃棄物収集運搬許可業者、公益社団法人山形県産業廃棄物協会などに協力要請を行う。
- ク 廃棄物処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

4 し尿処理

(1) 体制の確立

- ア 処理組合と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。
- イ 処理組合と協議し、緊急のし尿処理・収集計画を策定する。

(2) し尿の処理

- ア 被災状況及び避難所等の人員を確認し、処理すべきし尿の排出量を推計する。

イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に障害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

(3) 仮設（簡易）トイレの設置

水道、下水道及び農業集落排水施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

ア 設置場所は次のとおりとし、避難所等に優先して設置する。

- a 指定避難所及びその他の被災者を収容している施設
- b 集合住宅団地、住宅密集地等でトイレが不足している場所又は使用不可能な場所
- c 汚み取り処理地域及び下水道が使用不可能となった地域

イ 仮設（簡易）トイレの調達

設置機材は、レンタル業者から調達する。

(4) 収集・処理の実施

処理組合に対して、非常時の収集を要請し、被災地域及び避難所等を優先して行う。

5 広域応援体制

町は、自らのみで対応できない場合は、第2編第2章第1節第3款「広域応援計画」及び「緊急時における廃棄物処分相互援助協定書」により、他市町村及び一部事務組合に対して応援を要請する。また、他市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第6款 義援金品受入れ・配分計画

1 計画の概要

地震による被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受入れ及び配分するための対策について定める。

2 義援金

(1) 義援金の受入れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れを行う。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収証を発行する。

(2) 義援金の保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、会計課へ一時保管する。

(3) 義援金の配分

ア 町は、県、他の市町村及び支援関係団体等と協力して、義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金配分委員会は、各窓口で募集した義援金を一括管理し、被災情報等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。

3 義援物資

(1) 受入れの基本方針

町は、必要に応じて義援物資の受入れ体制を構築する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 義援物資の受入れ

ア 義援物資の受入れ及び照会窓口を開設するとともに受入れ要員を確保し、受入れを行う。

イ 県及び報道関係機関を通じ、支援を要請する品目や受入れる期間を周知する。

また、義援物資受入れの必要がなくなった場合も、必要に応じその旨を周知する。

(3) 義援物資の輸送

義援物資集積配分拠点から町の一時集積場所への輸送は、県が行う。また、一時集積場所から避難所への輸送は、町が行う。

(4) 義援物資の保管

義援物資は、第2編第2章第10節「交通輸送計画」による一時集積場所に保管する。

(5) 義援物資の配分

- ア 自己調達物資及び応援要請物資を調整し、被災地におけるニーズに配慮し、義援物資を効果的に配分する。
- イ 配分にあたっては、町内会、自主防災組織・ボランティア等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

第16節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 町は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。

イ 町は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(3) 町の措置

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有質物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で「河北町災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場・最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等より、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えてボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行う。

ウ 損壊建物数の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、

町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切に解体・撤去する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び一般社団法人山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

ク 特定の大規模災害が発生し、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域として町が指定された場合は、町長は町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって国が行うよう、要請する。

ケ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 ごみ処理

(1) 体制の確立

ア 処理組合と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。

イ 避難所等におけるごみ及び災害により発生するごみの排出量を推計する。

ウ 第2節第2款「広報計画」により住民への広報に努める。

(2) ごみの処理

ア 町は、避難者の生活に支障が生じないよう、避難所等における生活ごみ処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて処理組合に最優先で処理するように要請する。また、一般社団法人山形県産業資源循環協会に協力依頼し、民間の焼却施設又は埋立施設で処理する。

- イ 損壊建物からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り残材等については、住民に仮置場への搬入協力を依頼する。
- ウ 町は、一時保管場所に集積されたごみを、種目ごとに分別し処理組合の施設に搬入する。
- エ 一時保管場所に集積されたごみの処理を早期に完了させるために、必要な人材及び資機材を調達するよう処理組合に要請する。
- オ 運搬等に必要な人員及び車両等が不足する場合は、町建設業協会、町一般廃棄物許可業者、一般社団法人山形県産業資源循環協会等に協力要請を行う。

4 し尿処理

(1) 体制の確立

- ア 処理組合と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。
- イ 被災状況及び避難所等の人員を確認し、処理すべきし尿の排出量を推計する。
- ウ 処理組合と協議し、し尿処理・収集計画を作成する。

(2) 仮設（簡易）トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう町民に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

ア 設置場所は次のとおりとし、避難場所等に優先して設置する。

- a 避難所及びその他の被災者を収容している施設
- b 集合住宅団地、住宅密集地でトイレが不足又は使用不可能な場所
- c 汚み取り処理地域、下水道が使用不可能な地域

イ 設置機材は、県及びレンタル業者から調達するものとする。

(3) 収集・処理の実施

処理組合に対して、非常時の収集を要請し被災地域及び避難所等を優先して行うものとする。

5 広域応援体制

町は、自らのみで対応できない場合は、第1節3款「広域応援計画」及び「緊急時における廃棄物処分相互協定書」により、他市町村及び一部事務組合に対して、これらの業務に要する要員、車両及び資機材等の確保について要請する。

《資料編》

- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- ・災害廃棄物対策指針（環境省ホームページ参照）

第17節 障害物の除去計画

1 計画の概要

地震災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等が、日常生活に著しい支障を与えている場合、これらの障害物を除去するための災害応急対策について定める。

2 道路及び河川障害物の除去

(1) 町管理の道路、河川の障害物

町管理の道路、河川については、町において除去を実施するが、障害物の状況に応じては、町建設クラブ及び町内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

(2) 国、県管理の道路、河川の障害物

国、県管理の道路、河川の障害物について、早急に除去が必要な場合は、国及び県に対して速やかな除去を要請する。

(3) 私道の障害物

私道における障害物の除去は、住民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で住民から要請があった場合は、業者をあっせんする。

3 住宅障害物の除去

(1) 対象世帯

対象となる世帯は、次の要件の全部に該当する世帯である。

ア 災害のため住居が半壊又は床上浸水し、土石、竹木等が流入したもの。

イ 流入した場所が居間、台所等で日常生活が営めない状態にあるもの。

ウ 自ら障害物を除去する資力を有しないもの。

(2) 除去の方法

対象となる世帯を調査し、町建設クラブ、町内建設業者及びボランティア等に依頼し、最小限度の範囲で除去する。

第18節 文教対策

1 計画の概要

地震発生時における児童生徒の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るための災害応急対策について定める。

2 体制

(1) 町教育委員会

被害情報の収集、衛生管理指導及び被害施設の応急・復旧対策を実施する。

(2) 施設管理責任者

各施設管理責任者（以下、「管理者」という。）は、児童生徒、教職員等入館者及び各施設の被害状況を把握し、町に報告する。

(3) 教職員

校長の指揮に従い、児童生徒の安全を最優先に災害対策活動にあたる。

3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、指定避難所として指定を受けた学校においては、可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒の安全確保

ア 地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒が避難・集合し次第、人員を点呼し、負傷者を手当てる。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに警察機関及び消防機関等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ、保護者に連絡する。避難してきた児童生徒から状況を聴き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒の情報を得たときは、直ちに警察機関及び消防機関等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ 執務時間外の措置

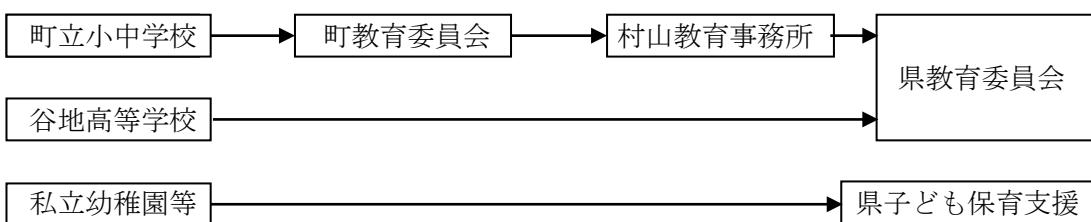
校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童生徒の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童生徒を速やかに下校させる。こども園、私立幼稚園及び小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、児童生徒の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童生徒の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。



(3) 応急教育の実施

校長は、施設の被害状況を確認し、教職員を動員して施設整備の応急対策を実施し必要に応じて、地域住民の協力を要請する。

施設において授業を実施することが困難な場合は、次のとおり応急教育を実施する。

- ア 施設が使用不可能な場合は、他の施設で授業を実施する。
- イ 施設が使用不可能だが数日で復旧が見込める場合は、臨時休校等の措置をとり家庭学習を指導する。
- ウ 施設が一部使用不可能な場合は、時差式の二部授業又は公民館等を併用して分散授業を実施する。
- エ 町教育委員会及び福祉、保健部局等は相互に連携し、被災した児童生徒の不安除去のため、専門家によるカウンセリングや電話相談等、心のケア対策を推進する。

4 教材、学用品等の調達及び配給

校長は、罹災した児童生徒、喪失した教材、学用品等について調査し、被害状況を町教育委員会に報告する。

(1) 納付の対象者

災害により住居の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により学用品を喪失又は破損し、就学上支障のある児童生徒

(2) 納付の方法

ア 校長は、児童生徒の被災及び学用品の喪失又は破損状況を調査し、町教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、学用品等の不足の報告に基づき、品目別数量と個人別表により把握集計して、購入・配給計画を策定し、購入する。

ウ 教科書については、直ちに販売店に連絡し、調達・配給する。販売店等で調達が不可能な場合は、教育事務所を通じて、県にあっせんを要請する。

(3) 給付する品目

ア 教科書（教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を含む。）

イ 文房具

ウ 通学用品

5 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒に危害が生じた場合において、当該児童生徒及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

6 学校給食センターの応急対策

(1) 学校給食センターが被災した場合には、町教育委員会は被災状況について調査し、速やかに応急対策を実施し、復旧に努める。

(2) 食材の確保については、さがえ西村山農業協同組合、山形米穀商業協同組合、山形県学校給食会及び町内納入組合等の協力を得て、速やかに調達する。

また、次の点に特に留意する。

ア 安全な給食物資を確保する。

イ 給食従事者を確保する。

ウ 食中毒の予防に万全を期す。

7 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

(1) 施設内の入館者等に状況を伝えるとともに、施設外のほうが安全だと判断した場合は直ちに避難させる。

(2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、警察機関及び消防機関等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当てなどを行う。

(3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

(4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。

(5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示

があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

8 文化財の応急対策

国、県及び町指定文化財の所有者（又は管理者）は、災害が発生した場合、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

- (1) 建造物及び搬出不可能な文化財については、防災設備もしくは所有者（又は管理者）の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
- (2) 搬出可能な文化財については、指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者を定め、搬出する。
- (3) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を優先的に行う。
- (4) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会に報告し、被害拡大防止のための応急措置をとる。

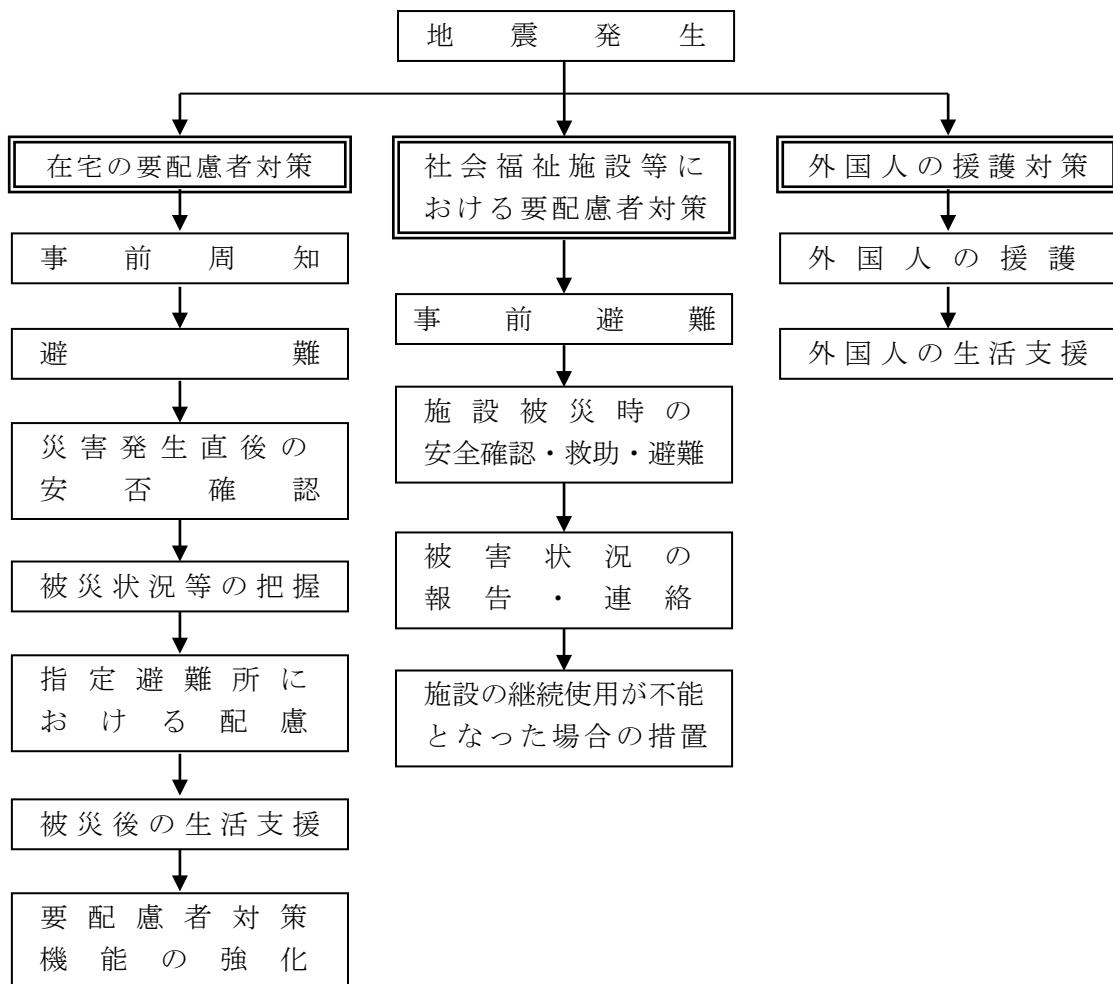
また、町は国、県指定文化財の被害状況の報告を受けたときは、その内容を直ちに県に対し報告する。

第19節 要配慮者の応急対策

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、自主防災組織、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 災害が発生するおそれがある場合の事前周知

災害が発生するおそれがあるときは、自主防災組織等の協力を得て、あらかじめ援護する必要がある者への事前周知のための巡回を行うなど、災害発生に備えた対策を講じる。

(2) 避難誘導等

ア 災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者については、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づ

き適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

イ 避難の誘導にあたっては、要配慮者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(4) 被災状況等の把握

指定避難所や避難行動要支援者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 避難行動要支援者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）の被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具（品）の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な障がい者や車椅子使用者については、手話通訳や移動介助等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

a 町は、県の指導・助言を受け、在宅避難行動要支援者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

b 被災した要配慮者に対しては、ボランティアの活用等により継続的

な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、町等から避難指示等があった場合又は入(通)所者を避難させる必要があると判断した場合は、直ちに職員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 施設長は、災害時の状況に応じて、適切な指定避難所等（屋内、屋外）を選択し、避難を誘導する。

ウ 夜間又は休日等で、施設にいる職員の数が少ない場合は、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、救助するとともに、必要に応じ消防機関等へ出動を要請する。

ウ 施設の被災により、入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、入(通)所者の家族等に被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

ア 施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設へ緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、家族等による引取り等の手続きを講じる。

イ 町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備し、情報を提供する。

第20節 応急住宅対策

1 計画の概要

大規模な地震により住宅が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するための災害応急対策について定める。

2 被災住宅状況等の把握

(1) 被災建築物応急危険度判定

町は、必要により県の各種の支援を得ながら、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、次により被災建築物の応急危険度判定業務を行う。

ア 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

イ 判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等を優先とし、次いで被災地の住宅について判定し、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

ウ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

エ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

オ 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

カ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

キ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

3 被災住宅の応急修理

(1) 修理の対象者

災害により、住宅が滅失し、自己の資力では応急修理ができない次の者に対して町が修理を代行する。

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない高齢者及び障がい者

ウ 前各号に準じる者

(2) 基準

日常生活に必要な居室、台所、トイレ等について最小限の修理とする。

(3) 修理の方法

町による対象者調査に基づき、町が設計のうえ、請負が建設業者に、災害発生の日から3ヶ月以内に修理する。

4 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害救助法等が適用された場合に、県災害救助法施行細則の定めるところにより建設供給する。

ただし、災害救助法等が適用されない場合で、町長が特に必要と認めた場合、町は、災害救助法等に準じて実施する。

(2) 公営住宅、民間賃貸住宅の空き家等のあっせん等

町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように努める。

5 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

- a 障害物の除去の範囲は、居室、台所及びトイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- b 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

- a 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内とする。
- b 交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了できない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間延長ができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- a 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままで当面の日常生活を営むことができない者であること。
- b 自己の資力では、障害物を除去できない次の者であること。
 - ① 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ② 特定の資産のない高齢者及び障がい者

- ③ 前各号に準じる者
- イ 対象者の選定
町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第21節 技術者等動員計画

1 計画の概要

地震災害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、災害応急活動に必要な技術者等の確保について定める。

2 技術者等の従事命令等

(1) 技術者等の従事命令等

町長は、応急措置のため緊急の必要があると認められるときは、現場にいる者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させる。また、技術者の確保が困難な場合、町長は、知事へ技術者の派遣を要請する。

なお、知事が技術者等の従事命令を町長に委任した場合には、次の技術者について公用令書を用いて救助に関する業務に従事させる。従事者の実費弁償及び死亡・傷害の補償等は、災害救助法及び県災害救助法施行細則の定めによる。

ア 医師及び歯科医師

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

エ 救急救命士

オ 大工、左官及びとび職

カ 土木業者、建築業者及びその従事者

キ 自動車運送業者及びその従事者

(2) 協力命令の実施

町長は、知事から従事命令に関して委任を受けた場合は、災害発生現場の近隣の住民に対して協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続きは、知事が執行する従事命令の手続きと同様である。

(3) 命令の執行者と種類

法令に基づく防災関係機関の従事命令等は、次のとおりである。

ア 町長が執行する命令

災害応急対策業務従事命令（災対法第65条第1項）

イ 知事及び知事の委任を受けた町長が執行する命令

災害救助業務従事命令、災害救助業務協力命令（災害救助法第7条及び8条）災害応急対策業務従事命令及び災害応急対策業務協力命令（災対法第71条）

ウ 警察官

災害応急対策業務従事命令（警察官職務執行法第4条）

エ 消防吏員及び消防団員

消防業務従事命令（消防法第29条第5項）

- オ 水防管理者及び消防長
水防業務従事命令（水防法第17条）
- カ 自衛官
災害応急対策業務従事命令（災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ。）（自衛隊法第94条第1項）

3 労務者の確保

災害応急業務にあたる労務者については、ハローワーク（寒河江公共職業安定所）を通して確保を図るとともに、急を要する場合は、建設業者等に協力を依頼する。

第22節 水害対策

1 計画の概要

地震により被災した河川、ため池施設等の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに巡回を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに立入禁止措置をとる。さらに、町、警察機関及び消防機関等へ通報し、警戒避難体制をとる等必要な措置を講じる。

4 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を講じる。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を講じる。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の措置を講じる。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者へ適切に指導・助言をする。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急措置を講じるとともに、町及び周辺施設の管理者と協議し、二次災害の防止に努

める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災発生時は、応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域使用の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項を優先する。

(2) 農業用施設

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町及び警察機関等に通報するとともに、通行禁止の措置を講じる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について巡回要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。

5 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

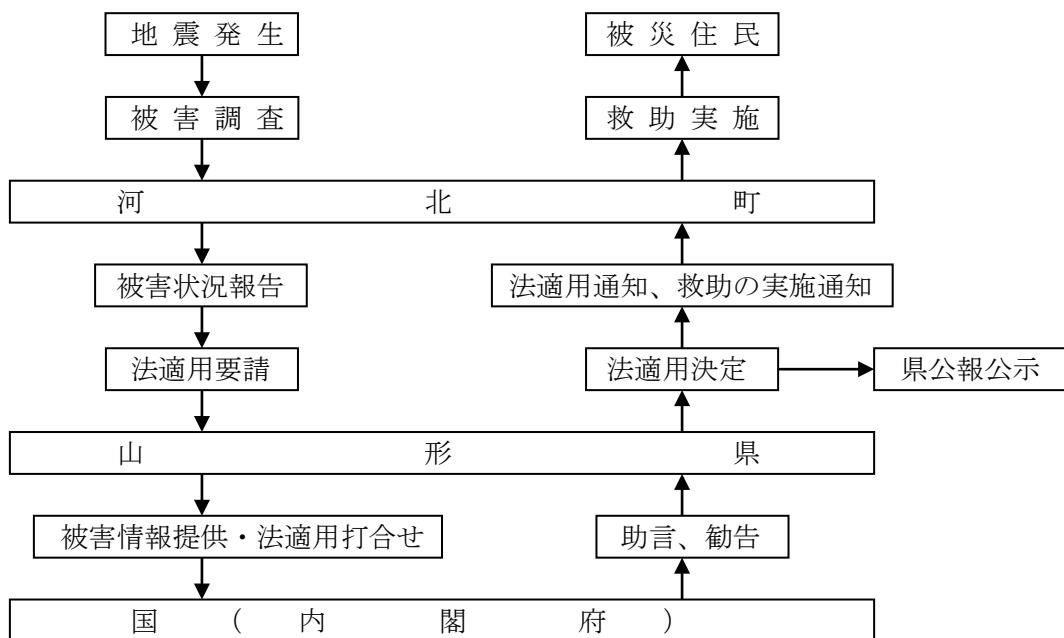
また、町は、被害の状況からやむを得ず緊急に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第23節 災害救助法の適用

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（以下、「法」という。）に基づく災害応急対策について定める。

2 法による救助フロー



3 適用基準

- (1) 法は、災害の状況が市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本町における適用基準は、次のとおりである（令和2年国勢調査時点）。
 - ア 本町域内において50世帯以上の住家が滅失したとき。
 - イ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、町内の滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
 - ウ 被害が全県にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、町内において多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - エ 本町域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めたとき。
 - a 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - b 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 減失世帯の算定

住家が減失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が減失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う。

$$\text{減失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

(3) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

- a 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
- b 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害について、住家全体に対する損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

- a 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害について、住家全体に対する損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

- a 浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- b 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(4) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

- a 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
- b マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それを一つの世帯として取り扱う。
- c 企業（事業所等）又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

- a 台所、浴場、トイレ及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- b 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がいる場合は、それを住家とする。
- c 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

4 実施責任者

法が適用された場合の救助は、知事の委任を受けた町長が実施。なお、その経費は県災害救助法施行細則で定められた範囲内で知事が負担する。

5 法による救助

(1) 救助の種類

- ア 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の供与）
 - イ 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の給与
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ※ 災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。
- ク 学用品の給与
 - ケ 埋葬
 - コ 遺体の搜索及び処理
 - サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

(2) 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（災害救助法第4条2項）。

(3) 救助程度、方法及び期間等

町防災計画資料編のとおり

《資料編》

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

6 法の適用手続き

町長は、本町における被害の程度が法の適用基準に該当し、又は該当する

見込みである場合は、次により被害状況を知事に報告し、法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

7 実施状況の報告

法の規定により応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

- (1) 災害対策本部の各部班は、法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を災害対策本部長に報告する。
- (2) 災害対策本部長は、報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告する。

8 被災者台帳及び罹災証明

- (1) 町は、災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者がいるときは、その被災状況を取りまとめ、被災者台帳を作成、整備する。
- (2) 町は、被災者から、罹災証明を求められたときは、罹災者台帳に基づき発行する。

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害のほか事業所被害の調査や罹災証明書の交付の担当係等を定め、被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付の方法について検討する。

(罹災証明発行手順)



火災については、申請書受理から発行まで西村山広域行政事務組合消防本部が行う。

(3) 被災者等の生活再建等の支援

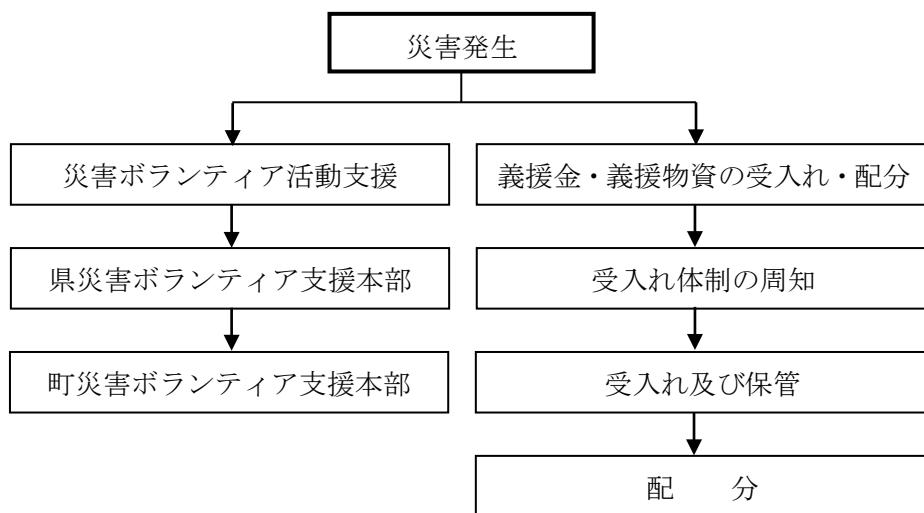
町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第24節 自発的支援の受入れ

1 計画の概要

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、町及び関係機関が実施する対策について定める。

2 自発的支援の受入れ計画フロー



3 災害ボランティア活動支援

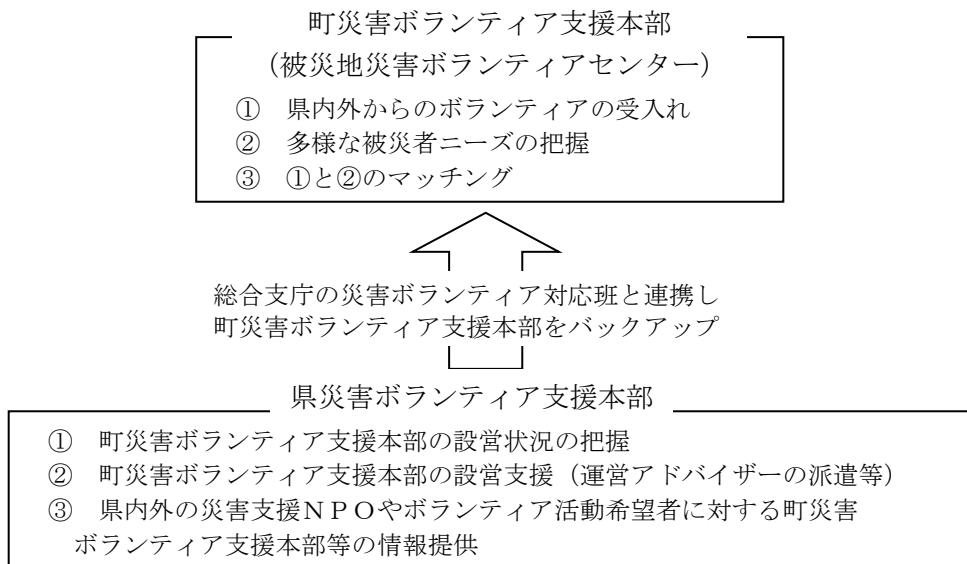
地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づくボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

《資料編》

- ・山形県災害ボランティア活動支援指針

(1) 災害ボランティア活動支援体系図



(2) ボランティア支援本部の設置

町は、大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティアによる活動が必要と見込まれる場合は、河北町災害ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）を設置し、河北町社会福祉協議会にその運営を要請する。河北町社会福祉協議会は、町及び関係機関の連携のもと、河北町ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）を運営し、次の業務を行う。

ア ボランティアの受入れと登録のための窓口設置

駆けつけたボランティアを積極的に受入れるために、河北町社会福祉協議会内に窓口を開設し、登録事務を行う。

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

避難所及び被災者の状況等を調査し、具体的なボランティアに対するニーズを把握する。

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

a 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

b 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。特に、専門ボランティアについては、特殊な技術を要することから、早急に要請するとともに、事前に配置等を的確に行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行うとともに、活動上の安全確保を図る。

オ 関係機関、団体等の連携

支援本部の運営に当たっては、日本赤十字社ほかボランティア関係機関、団体、特にNPO及びボランティアコーディネーター組織と十分連携を図り、被災地における多様なニーズに対応していく。

(3) 一般ボランティアの活動

- ア 避難所等における運営の協力や救援物資、食料の配達・配分作業
- イ 軽易な応急作業や復旧作業
- ウ 災害情報、生活情報などの収集や伝達
- エ その他、関連する災害活動

(4) 専門ボランティアの活動

- ア 医療機関における医療支援活動や避難所等における要配慮者への支援
- イ 手話通訳、外国語通訳による情報提供活動
- ウ 初期消火活動や救急救助活動
- エ ライフラインなどの復旧のための技術作業
- オ 被災建築物、被災住宅地の危険度判定調査活動や土砂災害危険箇所の危険度の点検判定
- カ アマチュア無線による被災地の情報伝達や情報収集
- キ 負傷動物及び飼い主不明動物等の救護
- ク その他、関連する専門的な災害復旧活動

4 義援金・物資の受入れ・配分

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金及び義援物資を円滑かつ適正に受入れ、配分するために実施する対策について定める。

(1) 義援金の受入れ等の処理

ア 受入れ体制の周知

町は県及び日本赤十字社山形支部と連携し、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入れ窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

イ 受入れ

町は義援金の受入れ窓口を開設し、受入れを行う。また、一般から直接受領した義援金については、寄託者から求められた場合には領収書を発行する。

ウ 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、出納機関へ一時預託して保管する。

エ 配分方法

a 町は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

b 町、県及び日本赤十字社山形支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

(2) 義援物資の受入れの処理

町は、必要に応じて義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

ア 受入れ体制の周知

町は県と連携し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

イ 受入れ

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入れ窓口を開設するとともに、物資を受入れ、(一時的に)保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

ウ 保管

義援物資を保管するため、第11節「交通輸送計画」による一時集積場所等、輸送、保管に適した集積場所を確保する。

エ 配分方法

- a 自己調達物資及び受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。
- b 義援物資の配送・管理に当たっては、必要に応じて公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たっては、町内会、自主防災組織、ボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等を迅速かつ適正に復旧するための計画について定める。

2 公共施設の復旧方法

公共施設の復旧は、施設を単に復するのみでなく、災害予防のための施設の新設及び耐震化改良工事等についても十分検討のうえ、実施する。

3 公共施設の復旧事業費等の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく復旧事業

ア 河川復旧事業

- a 河川法が適用され若しくは準用される河川又はその他の河川の復旧
- b 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床上及びその他の施設の復旧

イ 砂防設備復旧事業

- a 砂防法第1条に規定する砂防設備の復旧
- b 砂防法が準用される砂防のための施設若しくは天然の河岸の復旧

ウ 林地荒廃防止施設復旧事業

山林砂防施設の復旧（立木を除く。）

エ 地すべり防止施設復旧事業

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設の復旧

オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の復旧

カ 道路復旧事業

道路法第2条第1項の規定する道路の復旧

キ 下水道復旧事業

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水道の復旧

ク 公園復旧事業

都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたものの復旧

(2) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく復旧事業

ア 農地・農業用施設復旧事業

イ 林業用施設復旧事業

- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく公立学校復旧事業
- (4) 公営住宅法に基づく公営住宅復旧事業
- (5) 児童福祉法に基づく児童福祉施設復旧事業
- (6) 老人福祉法に基づく老人福祉施設復旧事業
- (7) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者厚生施設、知的障害者授産施設復旧事業
- (8) し尿処理施設復旧事業
- (9) ごみ処理施設復旧事業
- (10) 公的医療機関復旧事業
- (11) 災害清掃事業

4 被害状況の調査と県への報告

地震により災害復旧事業に係る公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町（県施設の場合は県も。）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対し報告する。

5 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、県を通じて、技術者の派遣を要請する。

詳細については、第2編第2章第19節「技術者等動員計画」を準用する。

6 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国及び県の負担金、補助金を利用するほか次の制度により臨時資金の調達に努める。

(1) 地方債の発行

歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税の交付

普通交付税の繰上交付、特別交付税の交付

(3) 一時借入金の利用

金融機関からの一時借入

災害応急融資（山形財務事務所及び日本郵政株式会社）

7 権限代行制度による工事

町長は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興のため高度な技術又は機械力を要する場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、国及び県へ町長に代わって工事ができる権限代行制度による支援を要請する。

第2節 被災者の生活安定対策

1 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るための対策について定める。

2 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、役場及び指定避難所に相談所を開設し、県及び他の防災機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、災害救助法に基づき県が行った被災者の救助の被災者情報の提供を県に要請する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住

家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが生存しない場合に限る。）
支給限度額	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 〔支給の制限〕 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令策374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	町

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 〔支給の制限〕 1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかつたこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	町

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2																																																				
支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																																				
支給限度額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th rowspan="2">基礎支援金 (住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の再建方法)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (損害割合 50%以上)</td> <td rowspan="3">100 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊 (損害割合 40%台)</td> <td rowspan="3">50 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊 (損害割合 30%台)</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25 万円</td> <td>25 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p> <p>※自然災害により、政府の制度の対象被害である中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合は、山形県被災者生活再建支援事業により支援金支給する。</p> <p>豪雨や地震など、災害により被害を受けた世帯主に対し、県から見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>全壊（損害割合 50%以上）</td> <td>30 万円以内</td> </tr> <tr> <td>半壊（損害割合 20～40%台）</td> <td>20 万円以内</td> </tr> <tr> <td>一部損壊・床上浸水</td> <td>10 万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金		計	(住宅の再建方法)		全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	解体	補修	100 万円	200 万円	長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円	大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円		補修	100 万円	150 万円		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円	中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円		補修	50 万円	50 万円		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円	全壊（損害割合 50%以上）	30 万円以内	半壊（損害割合 20～40%台）	20 万円以内	一部損壊・床上浸水	10 万円以内
被害程度	基礎支援金 (住宅の被害程度)			加算支援金			計																																														
		(住宅の再建方法)																																																			
全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円																																																	
解体		補修	100 万円	200 万円																																																	
長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円																																																	
大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円																																																	
		補修	100 万円	150 万円																																																	
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円																																																	
中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円																																																	
		補修	50 万円	50 万円																																																	
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円																																																	
全壊（損害割合 50%以上）	30 万円以内																																																				
半壊（損害割合 20～40%台）	20 万円以内																																																				
一部損壊・床上浸水	10 万円以内																																																				
窓口	町																																																				

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年） 2 償還期間 10年（据置期間を含む） 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%以内（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年10.75%
窓口	町

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 河北町社会福祉協議会（民生委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯 150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熟意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかつた償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条第37条														
特例措置の内 容	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <table> <tr> <td>(1) 事業開始資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000円以上 30,000円未満</td> <td>6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業継続資金・住宅資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,000円以上 30,000円未満</td> <td>6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上 45,000円未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>45,000円以上</td> <td>1年6ヶ月</td> </tr> </table>	(1) 事業開始資金		15,000円以上 30,000円未満	6ヶ月	30,000円以上	1年	(2) 事業継続資金・住宅資金		15,000円以上 30,000円未満	6ヶ月	30,000円以上 45,000円未満	1年	45,000円以上	1年6ヶ月
(1) 事業開始資金															
15,000円以上 30,000円未満	6ヶ月														
30,000円以上	1年														
(2) 事業継続資金・住宅資金															
15,000円以上 30,000円未満	6ヶ月														
30,000円以上 45,000円未満	1年														
45,000円以上	1年6ヶ月														
備 考	災害救助法の適用は要しない。														

4 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機関に対して負うべき債務を保証するよう努める。

融資対象	<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 <p>2 建設 床面積に関する制限なし</p> <p>3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅</p> <p>4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅</p> <p>5 補修 床面積・築年数に関する制限なし</p>
融資限度額	<p>1 建設資金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地を取得する場合 3,700万円 (2) 土地を取得しない場合 2,700万円 <p>2 新築・中古住宅購入資金 3,700万円</p> <p>3 補修資金 1,200万円</p>
貸付条件	<p>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いざれか短い年数以内 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長） <p>2 補修</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いざれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間

※金額は、令和3年4月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 住宅福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	1 低所得世帯（概ね市民税非課税程度又は生活保護基準額の2倍以下） 2 障がい者世帯（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者の属する世帯（所得制限あり）） 3 高齢者世帯（日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり））
根拠法令等	1 生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 河北町社会福祉協議会（民生委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯250万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

貸付対象	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠令等	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び36条 2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 1世帯200万円
貸付条件	1 災害救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6ヶ月 3 償還期間 7年以内 4 貸付利率 無利子

5 税の減免及び徵収猶予

(1) 町税の減免

被災した住民から申請があり、必要と認めるときは、河北町町税条例の規定により、減免の措置を講じることができる。

(2) 町税の徵収猶予

被災したため、所定の期日までに町税の申告、書類の提出及び税の納入ができないときは、被災者の申請により、書類の提出期限等の延長又は税の徵収を猶予することができる。

(3) 国税、県税等減免及び徵収猶予

国税通則法、地方税法、山形県税条例等の規定により、国税及び県税についても減免、徵収猶予の申請を行うことができる。

6 介護保険料の減免及び徵収猶予

(1) 介護保険料の減免

被災した住民から申請があり、必要と認めるときは、河北町介護保険条例の規定により、減免の措置を講じることができる。

(2) 介護保険料の徵収猶予

被災したため、所定の期日までに保険料の申告、書類の提出及び保険料の納入ができないときは、被災者の申請により、書類の提出期限等の延長又は介護保険料の徵収を猶予することができる。

7 被災者への各種措置の周知

町、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第3節 企業（事業所等）への融資

1 計画の概要

地震により被害を受けた農林水産業者及び中小企業等（以下、「事業所等」という。）の早期復旧及び事業経営の安定維持を図るための金融支援対策について定める。

2 融資計画

(1) 融資制度の周知

町は、地震で被災した事業所等が関係機関を通じて利用できる融資制度について、周知を図る。

(2) 融資の促進

事業所等が各制度を利用しようとするときは、町は、被害の実情に応じて融資手続きの簡素化及び迅速な融資を関係金融機関等に働きかける。

3 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項目	概要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項目	概要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

4 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となつた事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	-	-

（注）1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって

決定。

- 2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。
- 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市町村は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害による被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(要綱で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者
貸付利率 (年利)	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内(天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)
償還期間のうち 据置期間	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって

決定。

- 2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円） 個人、()内は法人
農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者		500(2,500)
	一般農業者		200(2,000)
	林業者		200(2,000)
漁業者	漁具購入資金		5,000
	漁船建造・取得資金		500(2,500)
	水産動植物養殖資金		500(2,500)
	一般漁業者		200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

日本政策金融公庫災害復旧資金の融資（1/2）

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16～0.30%	15年以内	3年以内
		(2) 災害を受けた果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～0.45%	35年以内	20年以内
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16～0.30%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.30～0.45%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設の復旧	林業を営む者	0.30～0.45%	15年以内	3年以内

日本政策金融公庫災害復旧資金の融資（2/2）

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合、水産振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合	0.16～0.24%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者であって農林漁業所得が総所得(法人にあっては農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者 認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者等	0.16%	10年以内	3年以内
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額 農業セーフティネット資金：600万円 農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（特例600万円、漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額</p> <p>※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

5 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要等の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、商工会、政府系金融機関及び民間金融機関等と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要等を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金等の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めた場合は、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関する融資制度として、次の制度を活用することができる。

災害関連融資制度による融資（商工関係）（1/2）

機関名	資金名	融資条件等		申込窓口
山形県 （商業振興・経営支援課）	山形県商工業振興資金 （災害対策資金）	<p>1 資金使途</p> <p>2 貸付対象</p> <p>3 貸付限度</p> <p>4 貸付利率</p> <p>5 貸付期間</p> <p>6 取扱期間</p>	<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	取扱金融機関 •県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 •七十七銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
	山形県商工業振興資金 （経営安定資金第4号）	<p>1 資金使途</p> <p>2 貸付対象</p> <p>3 貸付限度</p> <p>4 貸付利率</p> <p>5 貸付期間</p> <p>6 取扱期間</p>	<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</p> <p>8,000万円以内</p> <p>年1.6%</p> <p>10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>県がその都度指定</p>	

災害関連融資制度による融資（商工関係）（2/2）

機関名	資金名	融資条件等	申込窓口
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	災害貸付	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 それぞれの融資制度の融資限度額に、1 災害につき 3,000 万円を加えた額</p> <p>4 貸付利率 各融資制度に定められた利率</p> <p>5 貸付期間 一般貸付：設備資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）</p> <p>特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫 （中小企業事業）	災害復旧貸付	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>3 貸付限度 直接貸付：別枠 1 億 5,000 万円 代理貸付：上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円</p> <p>4 貸付利率 基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。</p> <p>5 貸付期間 設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	<p>1 資金使途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 所定の金額</p> <p>4 貸付利率 所定の利率</p> <p>5 貸付期間 設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内）</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	商工組合中央金庫各支店及び代理店

6 医療機関に対する災害復旧資金の融資 独立行政法人福祉医療機構法による貸付

第4節 激甚災害指定による復旧

1 計画の概要

地震による被害が甚大である場合、激甚法により激甚災害の指定を受けて速やかに復旧事業を実施するための計画について定める。

2 激甚災害指定の手続き

地震による災害が発生し、激甚災害の指定を受けようとする場合の手続きは、次のとおりとなる。

- (1) 町長は、災害の状況及び応急対策の概要を知事に直ちに報告する。
- (2) 知事は、前号の報告を受けたとき、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、前号の報告を受けたとき、中央防災会議の意見を聞いて、必要と認めるときは、激甚災害の指定を行い、当該災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行う。

3 激甚災害指定による援助の種類

(1) 公共土木施設の災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設及び同法第3条で定める施設で、国の負担割合が3分の2未満の災害発生防止のための新設又は改良に関する事業による施設

(2) 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 児童福祉法第35条第2項から同条第4項までの規定により設置された児童福祉施設

イ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

ウ 知的障害者福祉法第19条の規定により設置された知的障害者厚生施設又は知的障害者授産施設

(3) 農林施設の災害復旧事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道に関する事業

(4) 教育施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担金の規定により適用される公立学校の施設

(5) 公営住宅の災害復旧事業

ア 公営住宅法第8条第3項の規定より適用される公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

イ 被災者公営住宅建設事業に対する特例補助

(6) その他の災害復旧事業

- ア 河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業
- イ 町が指定した場所に搬入された土砂の排除事業
- ウ 滞水の排除事業
- エ 水防資機材費の特例補助

第5節 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 復興対策組織体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、必要に応じて、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、県、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

3 復興基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

4 復興計画の策定

災害の再発防止と快適な都市環境を目指し、町総合計画等の上位計画や他の個別避難計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業については、事業着手までの間、建築規制等について住民の協力を得て、都市計画決定を行う。

5 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災と快適さの観点から、市街地

再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を持つ公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園及び河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

6 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 基本方針

この計画は、風水害の未然防止と被害の軽減を図り、町及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2 風水害対策の具体的方針

- (1) 「自分の身体は自分で守る」（自助）の理解と家庭、職場の防災力強化を図る。
- (2) 「減災」の考え方を基本に、風水害による被害を軽減するための防災対策に取り組んでいく。
- (3) 住宅、公共施設、設備等の充実により防災力の向上を図る。
- (4) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (5) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (6) 災害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (7) 被災時の速やかな救助活動のための体制づくりを進める。
- (8) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (9) 総合的、計画的に風水害対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び町の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、町全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

3 住民に対する防災知識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、国、県及び町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

- a 住宅の安全点検
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- d 自動車へのこまめな満タン給油
- e 携帯電話等へのこまめな充電
- f 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- g 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- h ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- i 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- j 本町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- k マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- a 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- b 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

- c 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の災害のおそれのない適切な避難場所や避難経路等
- d 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- e 応急救護の方法
- f 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- g 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- h ライフライン途絶時の対策
- i 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- j 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- k 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 企業（事業所）等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して企業（事業所）等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

風水害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発する。

ア 災害時の備えについての啓発事項

- a 事業所等の安全点検

- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - c 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック※の活用）
 - d 自動車へのこまめな満タン給油
 - e 携帯電話等へのこまめな充電
 - f 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
 - g 本町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
 - h 地域住民との協力体制の構築
- イ 災害予想区域図の周知
- 町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。
- また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
- ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項
- a 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - b 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - c 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の災害のおそれのない適切な避難場所や避難経路等
 - d 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - e 応急救護の方法
 - f 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - g 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - h ライフライン途絶時の対策
 - i 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - j 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (2) 啓発方法
- 町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとと

もに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒に対する防災教育

校長は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るために力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ア 町教育委員会は、県教育委員会と連携しながら初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等（以下、「危険物等施設」という。）不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化に

による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員等に周知徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員等に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の標示を行う。

7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、被害を軽減するためには、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助及び自助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第3節「地域防災力強化計画」を準用する。

第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画

1 計画の概要

風水害等により大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入れ体制及び活動環境の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入れ体制整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 総合防災訓練

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「2 総合防災訓練」に同じ。

3 学校の防災計画

校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、洪水や土砂災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し訓練を実施しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5 その他の訓練

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「9 その他の訓練」に同じ。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「10 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

風水害による災害は、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、避難体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第7節 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第7節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

第8節 火災予防計画

1 計画の概要

火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

※ 本節については、第2編第1章第8節「火災予防計画」を準用する。

第9節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため町及び医療関係が実施する医療救護体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第9節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第10節「防災用通信施設災害予防計画」を準用する。

第11節 水害予防計画

1 計画の概要

水害の防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び治水事業の推進と、洪水ハザードマップ等を活用した水害予防について定める。

2 治山対策

(1) 方針

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性を考慮して、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治山、利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図る。

(2) 対策

町内各河川の上流水源地帯における林野の安全を図り、土砂の流出を抑制して、下流人家・公共施設・農地等の保全に努めるため、山地治山事業、防災林造成・保安林等の整備を図る。

3 治水対策

(1) 方針

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その量も増大している。このため、中小河川や排水路等が氾濫し、内水による被害を受ける地域が出てきている。これらに対処するためには、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても流水阻害物の除去等を行い、その機能維持に努める。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（一級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していく。

イ 町の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況等を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進する。

(3) 水路

市街地内の堰や一般排水路については、公共下水道雨水事業との調整を図りながら整備を推進する。

ア 市街地においては、浸透性舗装等による雨水の地下浸透を推進し、雨水の流出抑制を図るよう努める。

イ 開発中の地域等では、地形等の変化に伴う雨水の流れを把握し、開発に適応した排水施設の整備、改良を行い、雨水流出量を調整する。

4 情報の収集、伝達体制の確立

町は、現在設置してある場所以外に必要とする箇所への水位計等の設置を検討し、情報収集体制を確立するとともに、町内における降雨・水量等の状況等、必要な情報を県防災危機管理課等へ連絡する。

5 水害防止対策等の実施

洪水予報河川の浸水想定区域の指定等に基づき作成した洪水ハザードマップを活用して、事前の情報提供や災害時の情報の共有化等により水害防止対策を推進する。

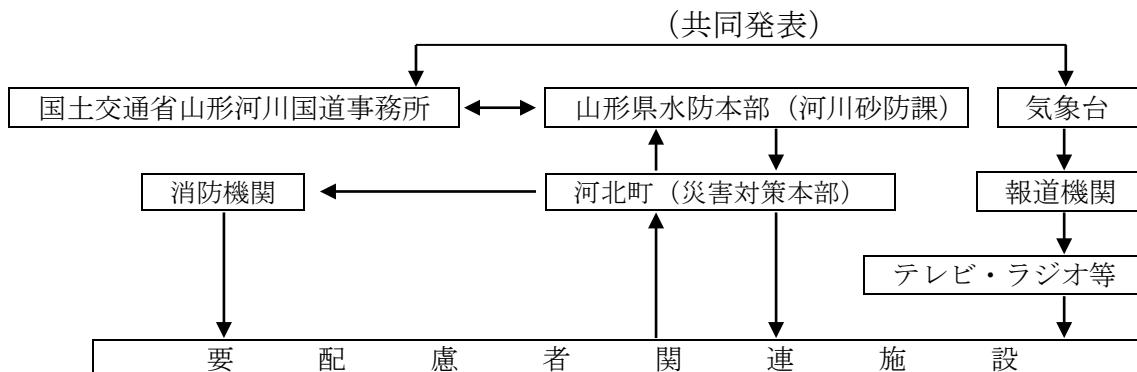
(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

洪水ハザードマップで浸水想定区域及び指定避難所等について住民に対し周知するとともに、洪水予報の伝達方法、避難要領等その他円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な事項を定める。

(2) 浸水想定区域の住民及び要配慮者関連施設への洪水予報等の伝達

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、県土整備部河川課等からの水位又は流量等及び県からの避難判断水位情報（特別警戒水位）の連絡に基づき、洪水のおそれがあるときは、速やかに第3編第2章第4節「避難計画」により、浸水想定区域の住民及び要配慮者が主体に利用する施設に警戒・避難を呼びかける。

ア 情報の伝達経路



イ 水防法第15条に基づく、浸水想定区域内の迅速な避難確保が必要と認められる名称及び所在地

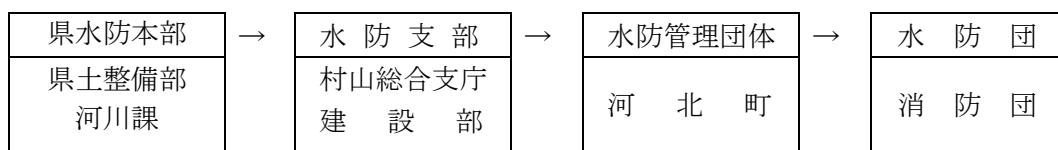
施設名称	所在地	電話／FAX
ケアセンター縁	河北町谷地字東566-1	85-1726 72-5505
地域密着型特別養護老人ホーム 眺葉の家	河北町谷地字東685	73-5030 73-5031
特別養護老人ホーム眺葉園	河北町谷地字東680	73-3890 73-3891
小規模多機能型居宅介護事業所 ロジェおおやま	河北町谷地字東486-1	85-0851 72-2545
社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設紅寿の里	河北町大字溝延字本丸8-1	73-5850 73-5860
共同生活援助 希望が丘河北第1グループホーム	河北町谷地中央三丁目 13-13	73-3240 73-3253
共同生活援助 希望が丘河北第2グループホーム	河北町谷地中央三丁目 13-13	73-3240 73-3253
共同生活援助 グループホームこころ	河北町大字溝延字本丸8-1	73-5853 73-5860
認知症対応型共同生活介護 みやま第2グループホーム	河北町谷地字真木35-1	73-3240 73-3253
認知症対応型共同生活介護 みやま第3グループホーム	河北町谷地字月山堂 390-1	73-3240 73-3253
届出保育施設等 チャイルド第二ホーム	河北町谷地字真木81-3	72-6680 84-0077
届出保育施設等 山形ヤクルト谷地保育所	河北町谷地丁139	73-4585 —
学童保育所 さくらクラブ	河北町谷地荒町東 2-19-11	73-5121 73-5127
(学) 平和学園 ひかり幼稚園認定こども園	河北町谷地乙98	72-2560 72-3492
放課後児童クラブ 溝延さくらクラブ	河北町大字溝延字小堤 45-1	73-6131 73-6131
河北町立溝延小学校	河北町大字溝延小堤 312-1	71-1102 71-1103
河北町立谷地南部小学校	河北町谷地荒町東1-7-1	71-1106 73-1107
認定こども園 ひなっこども園	河北町谷地字月山堂1344	85-1721 85-1722
地域密着型特別養護老人ホーム「ひいなの里」	河北町谷地字月山堂1217-5	71-1880 71-1881
べにばなベビーホーム	河北町谷地字月山堂119-1	72-7163 72-5865
ひかり幼稚園ジュニアクラブ	河北町谷地乙98	72-2560 72-3492

6 水防

(1) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定により、町（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たす責務を有する。

水防管理団体の長である町長（以下、「水防管理者」という。）は、平時から水防組織の整備を図る。

(2) 水防活動の組織



(3) 水防体制の整備

ア 水防活動体制の整備

- a 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。
- b 平時及び増水（出水）期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

イ 水防団等の育成強化

a 水防組織の充実

平時から水防団の研修と訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習得に努める。

b 水防訓練の実施

自主防災組織が常に有効に機能するように、研修を定期的に開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

7 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第12節 土砂災害等予防計画

1 計画の概要

風水害により発生する土石流、地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止又は被害の軽減を図り、治山・砂防施設の維持管理を強化とともに、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行い、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

風水害時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

3 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、土砂災害警戒区域等に関する情報を県に提供し、土砂災害警戒区域等の指定を要請する。

県は、土砂災害を予防するため、土砂災害警戒区域等を指定し、指定地域における開発等の行為に対し適正に指導する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	土砂災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法 (R4.5.20 法改正)	宅地造成規制区域 (山形県該当なし)

(2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を推進する。

ア 砂防事業

国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施する。

イ 町は県と協議のうえ、危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所から、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を図る。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、渓流の縦横侵食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防施設を整備する。

町は、土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次砂防指定地として指定されるよう県に対し要請を行う。また砂防事業を推進するよう県に対し要請する。

イ 急傾斜崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれがあり、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設等を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請する。

ウ 地すべり対策事業

県は、地すべり活動が確認できる区域又はそのおそれのきわめて大きい区域について、地すべり災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要請する。

エ 治山事業

本町には、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区的山地災害危険地区がある。

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

町は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を推進している。

町は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

町は、要配慮者関連施設に関わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

(5) 砂防施設等の維持管理

町は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、風水害による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(6) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査・点検を実施した地すべり、がけ崩れ及び土石流等の危険箇所について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む危険箇所については重視する。

(7) 危険箇所の周知

町は、県から提供される土砂災害危険箇所等に関する資料を活用し、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や広報活動等により、危険区域に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

町は、土砂災害ハザードマップを活用し、地域住民に対し土砂災害危険箇所について、周知徹底を図る。

土砂災害ハザードマップには、県からの危険箇所の資料・情報と土砂災害（特別）警戒区域を基に作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法・避難施設その他の避難場所・避難路その他避難経路に関する事項を記載する。

(8) 警戒避難体制の確立

町は、次の内容について留意し、警戒避難体制の整備を推進する。

- ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用
- イ 適切な避難方法の周知
- ウ 適切な指定避難所等及び避難経路の選定、周知
- エ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- オ 防災意識の普及
- カ 土砂法第8条に基づく、迅速な避難確保をする必要があると認められる名称及び所在地

施 設 名 称	所 在 地	電 話／F A X
河北町立谷地西部小学校	河北町谷地字布田 5 5	7 1 - 1 1 1 1 7 1 - 1 1 1 0

キ 土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく、土砂災害警戒区域内の迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町に報告しなければならない。

(計画修正・変更時も同様とする。)

また、施設の管理者等は、当該避難計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、その結果を町に報告しなければならない。

(9) 情報の収集、伝達体制の確立

県は、土砂災害情報システムの整備等を推進する。

町及び県は、住民及び自主防災組織等と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(10) 土砂災害警戒区域等における防災対策

町及び県並びに関係機関は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを起因として起こる自然災害をいう。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれがある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聞きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居住を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は、土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設以外の用途でないもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等を勧告する。

ウ 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップで指定避難所等、避難経路等について住民に対し周知するとともに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、その他円滑かつ迅速な警戒避難の確保のために、必要な事項を定める。

エ 土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者関連施設への土砂災害警戒情報の伝達、県土整備部砂防・災害対策課からの土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害の発生が懸念される場合には、速やかに第3編第2章第4節「避難計画」により、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者が主に利用する施設に対して土砂災害警戒情報を伝達する。

(11) 緊急用資機材の確保

町は、県とともに、豪雨等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(12) 砂防ボランティアの育成

町は、県と連携し、豪雨等による土砂災害から住民の生命や財産を守るため、斜面や渓流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

5 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、県と連携し、豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

《資料編》

- ・河北町土砂災害危険箇所図
- ・河北町山地灾害危険地区箇所図

第13節 都市防災化計画

1 計画の概要

都市地域を風水害等による被害から守るために、県及び町等が実施する都市計画事業等の推進について定める。

※ 本節については、第2編第1章第15節「都市防災化計画」を準用する。

第14節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

風水害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物の不燃性の強化等を促進するための災害予防対策について定める。

2 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、風水害発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導するとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、スーパー・マーケット、宿泊施設等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

町及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物(大規模小売店舗、旅館等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防火活動の拠点となる建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置付けられる公共建築物

- a 災害対策本部が設置される施設(町庁舎等)
- b 医療救護活動に従事する機関の施設(病院等)
- c 応急対策活動に従事する機関の施設(消防機関等)
- d 指定避難所(学校、体育館等)
- e 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、知的障がい者授産施設等)

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の指定避難所等や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

a 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置講じ、防災機能の強化に努める。

- ① 配管設備類の固定強化
- ② 非常用電源の基本能力の確保
- ③ 飲料水の基本水量の確保
- ④ 消防防災用設備等の充実
- ⑤ 情報・通信システム等の安全性能の向上等

c 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

スーパー・マーケット、宿泊施設等、不特定多数の人が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビル等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

町は、県と連携し、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床上浸水を防止する防止板等の設置の指導

第15節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために迅速かつ効率的な交通輸送体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第18節「輸送体制整備計画」を準用する。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

第1款 水道施設災害予防計画

1 計画の概要

災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるために、町が実施する災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第21節第1款水道施設災害予防計画を準用する。

第2款 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第21節第2款「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信施設、電力、電話、ガス供給等の施設の災害による被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

ア 町は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、電気事業者（東北電力株式会社）、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）及びガス事業者、県、警察機関及び防災関係機関と相互に円滑な情報連絡ができるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

イ 被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整する必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

ウ 被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討する。

第17節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

風水害が発生した場合に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達について定める。

※ 本節については、第2編第1章第22節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第18節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

災害発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・町教育委員会及び学校等施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第23節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

第19節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を、地域社会等が相互に連携して支援する体制を整備するための災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第24節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第2章 災害応急計画

第1節 水害対策計画

第1款 水防活動計画

1 計画の概要

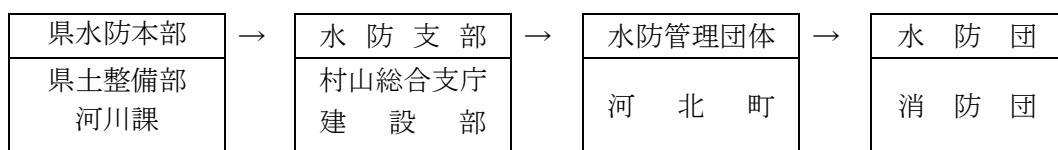
洪水等による水害を防止するための水防活動の整備について定める。

2 水防管理団体の義務

水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、水防管理団体は、その区域における水防を十分に果たすべき責務がある。

水防管理者は、平時から地域水防組織の整備を図る。

3 水防活動の組織



4 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。

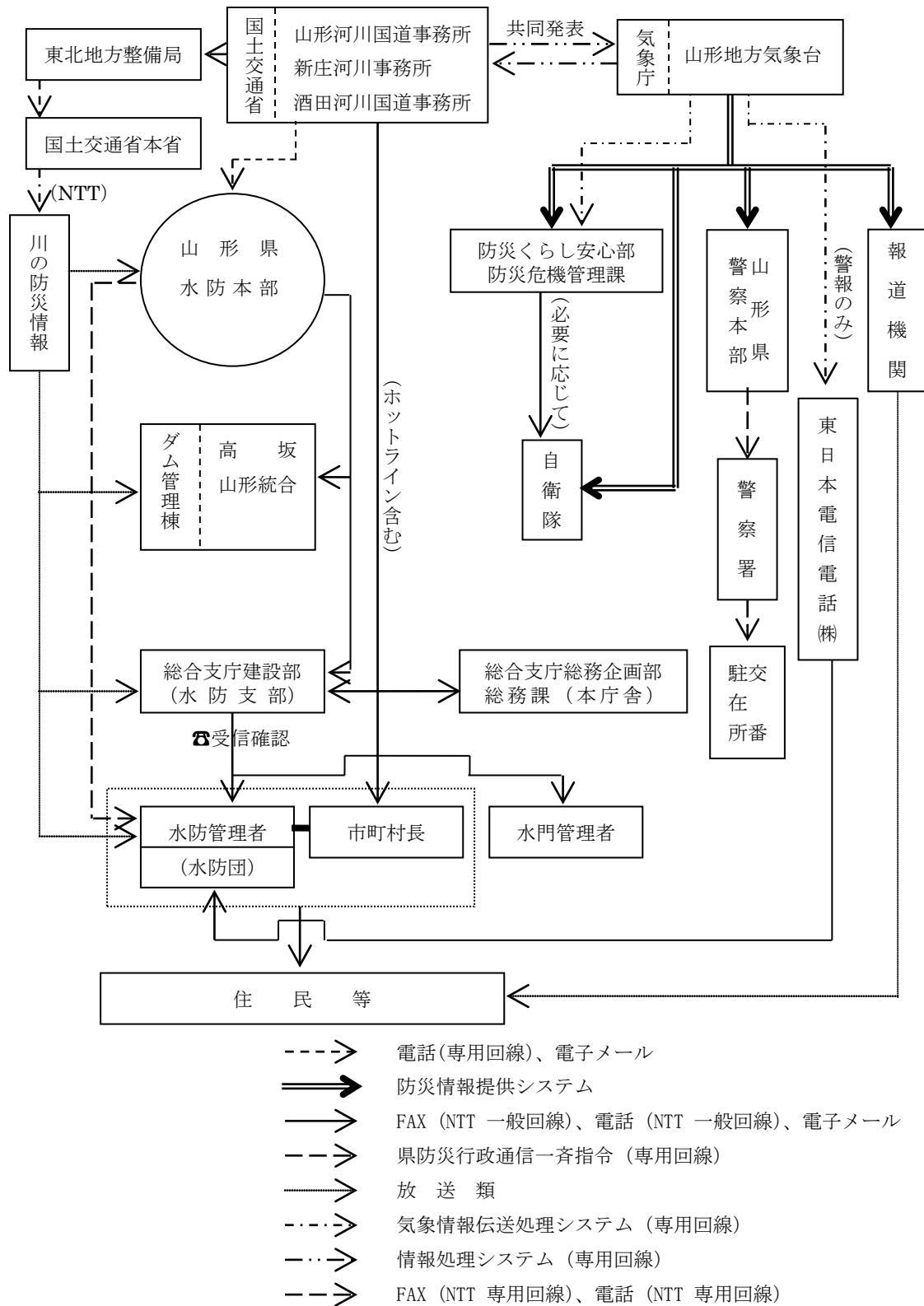
イ 平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

(2) 水防団等の育成強化

ア 平時から水防団等の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習得に努める。

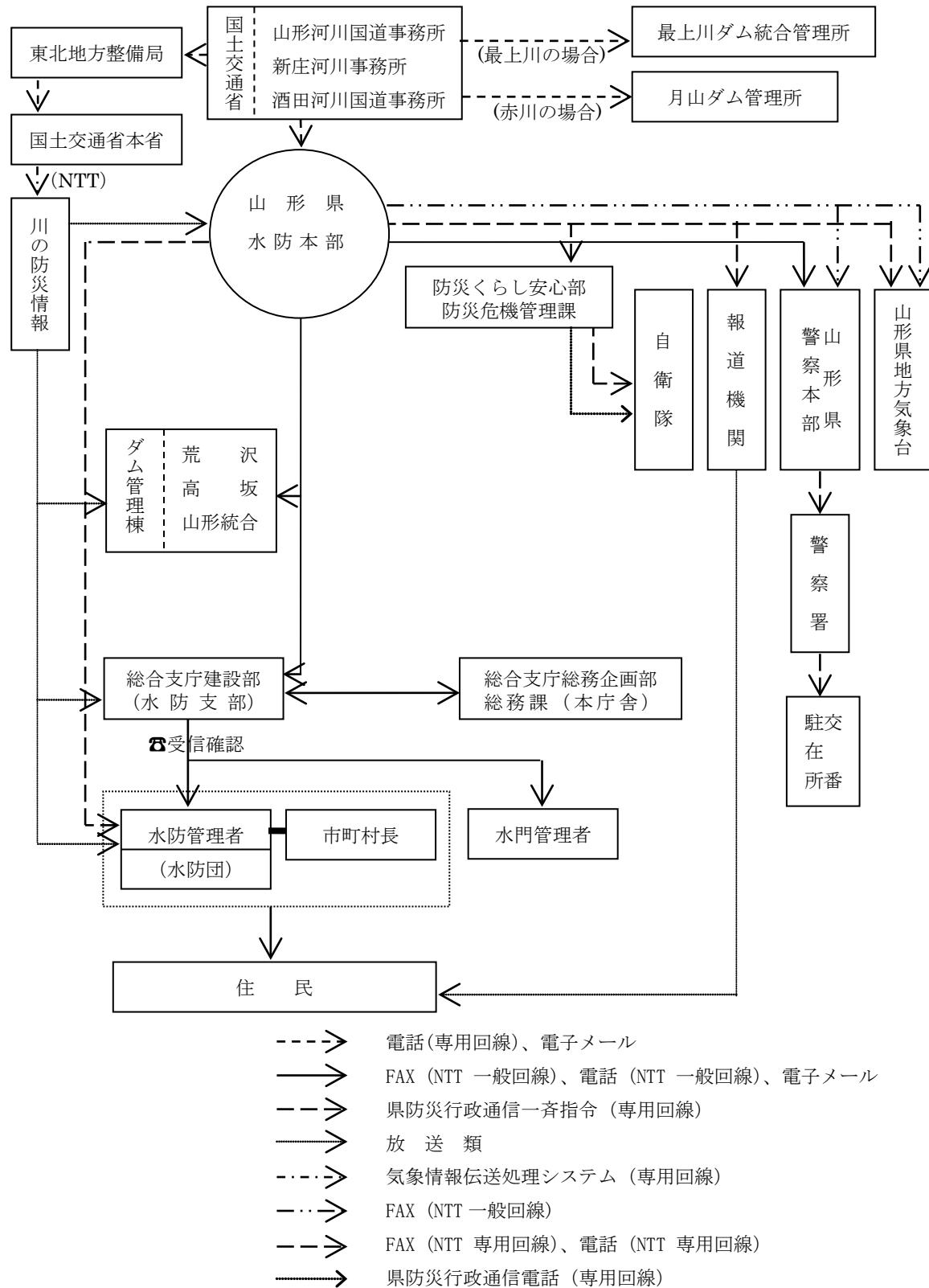
イ 自主防災組織が常に有効に機能するよう、研修を定期的に開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

(3) 最上川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
情報連絡系統図



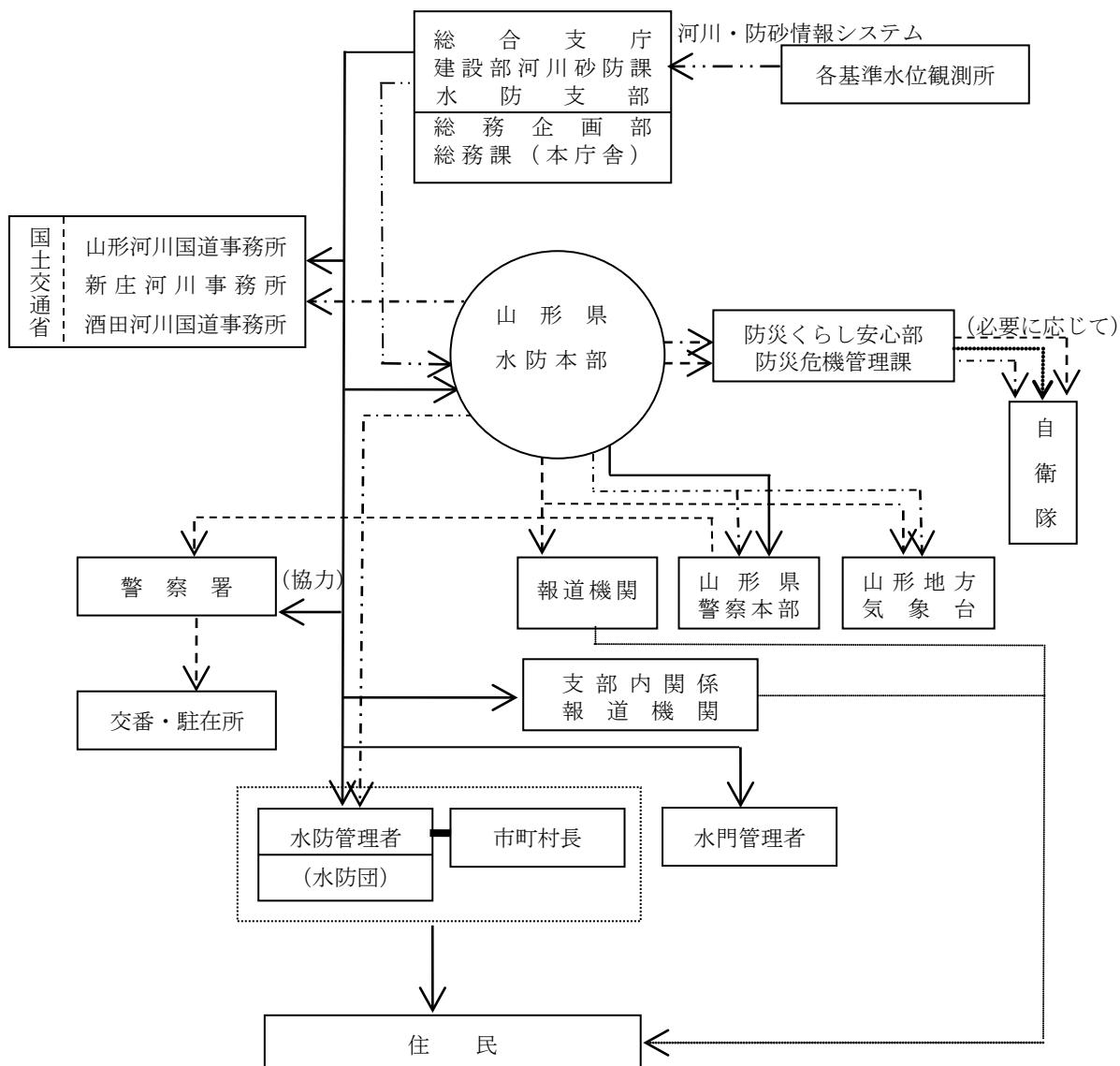
※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

(4) 寒河江川上流水防警報伝達系統図



※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

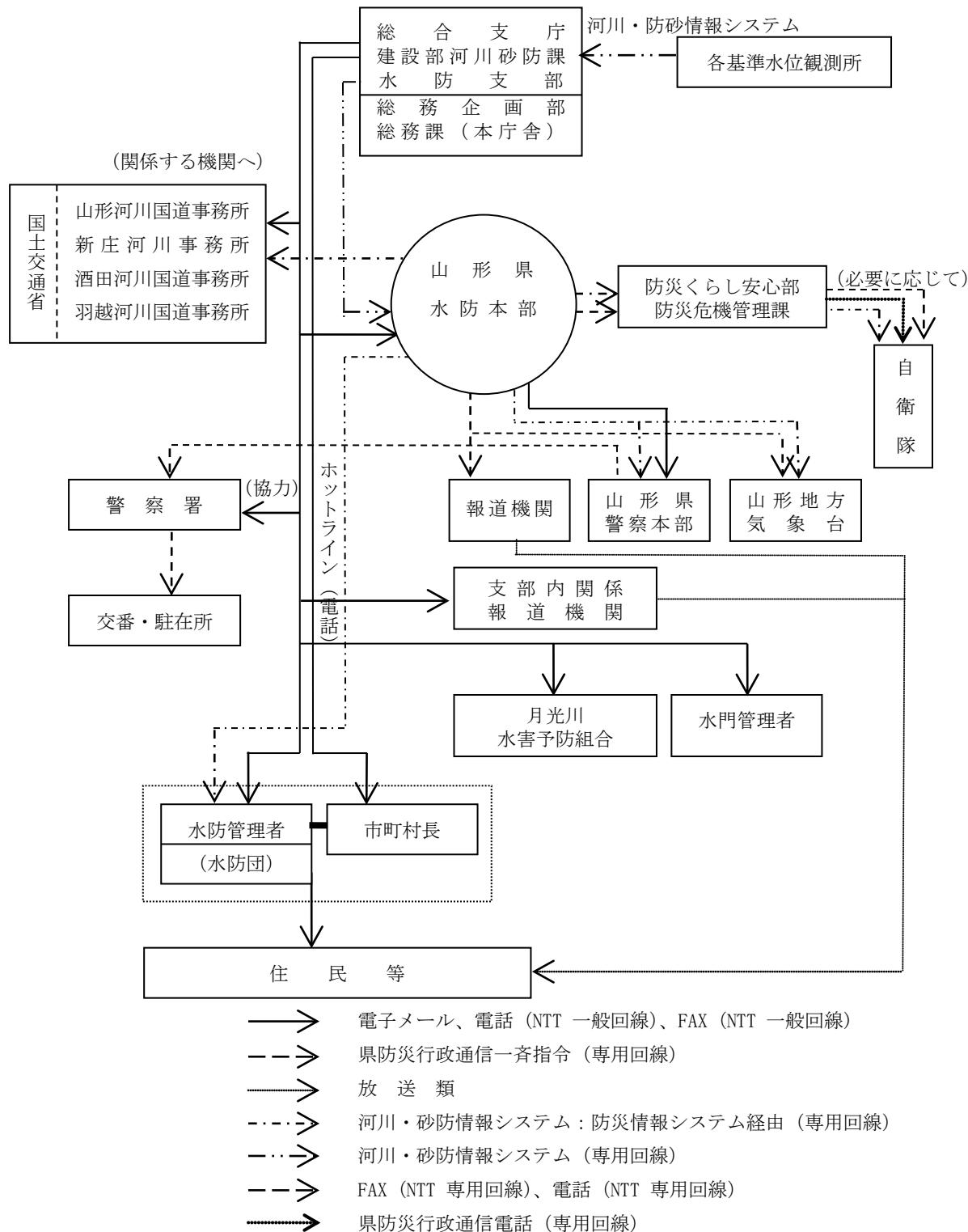
(5) 寒河江川水防警報〔避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)到達情報等〕
連絡系統図（山形県）



- FAX (NTT一般回線)、電話 (NTT一般回線)
 → 県防災行政通信一斉指令 (専用回線)
 → 放送類
 → 河川・砂防情報システム : 防災情報システム経由 (専用回線)
 → 河川・砂防情報システム (専用回線)
 → FAX (NTT専用回線)、電話 (NTT専用回線)
 → 県防災行政通信電話 (専用回線)

※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

(6) 寒河江川氾濫警戒情報等〔避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)到達情報等〕連絡系統図（山形県）



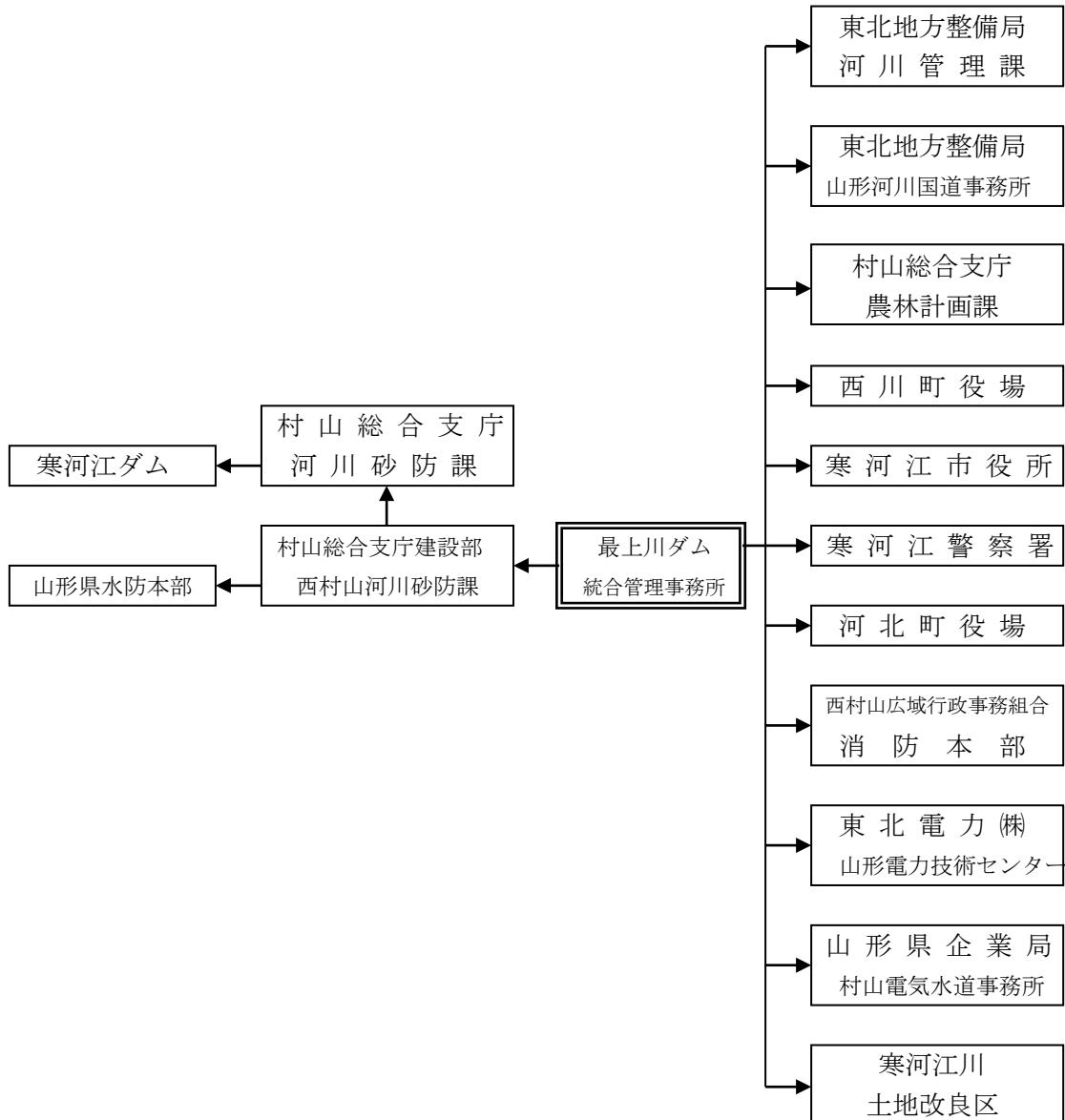
※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

(7) ダム放流による通信連絡系統図

ア 放流による通知の原則

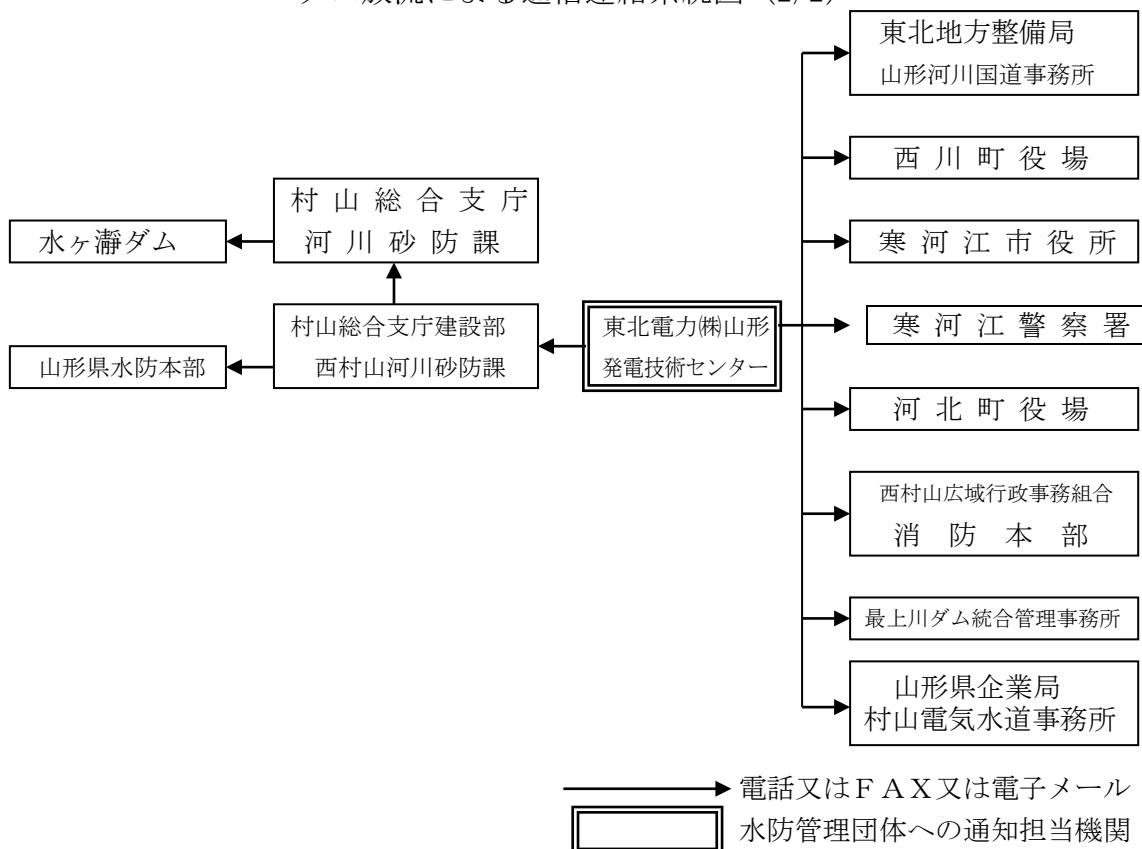
ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化が生じると認められる場合において、必要と認めるところに通知する。

ダム放流による通信連絡系統図 (1/2)



※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

ダム放流による通信連絡系統図 (2/2)



※各機関の連絡先等は、資料編第3編 防災関係機関一覧に記載

5 洪水予報等の発表基準

(1) 洪水予報

国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する河川のうち、河北町の区域は次のとおりである。

ア 予報の河川の区域（下野水位観測所）

水系	河川	実施区域（右岸）	実施区域（左岸）
最上川	最上川 上流	自 天童市藤内新田地区 至 村山市土生田地区	自 中山町川久保地区下流 至 河北町大字吉田地区
	寒河江川		自 河北町大字溝延地区 至 最上川への合流点

イ 洪水予報の基準地点となる下野水位観測所の水位（m）

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
下野 (河北町)	13.30	14.00	16.20	16.70

ウ 注意情報及び警報情報に該当する条件

注意情報及び警報情報に該当する条件（1/2）

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	イの表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 ・氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	イの表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

注意情報及び警報情報に該当する条件（2/2）

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
	氾濫危険情報 〔警戒レベル4相当〕	イの表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	気象情報 〔警戒レベル5相当〕	予報区間において ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 (警報解除)	気象情報 (警戒情報解除)	イの表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位 (16.20m) を下回った場合 (氾濫注意水位 (14.00m) を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位 (16.70m) に達した場合を除く)
洪水注意報解除	気象情報解除	イの表の予報基準地点の水位が、 ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位 (14.00m) を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

(2) 水防警報

水防警報の発令は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的として発令されるもので、このような水防警報が出される河川のうち、河北町に該当する区域は次のとおりである。

ア 國土交通大臣の発する水防警報（法第16条）

a 國土交通省の発する水防警報の対象とする河川の区域

関係機関	河 川	水位観測所名	区 域
山形河川国道事務所	最上川 上 流	下 野 (河北町)	自 中山町川久保地区下流から 至 河北町大字吉田地区まで
	寒河江川		自 河北町大字溝延地区から 至 最上川への合流点まで

b 水防警報発表者と氾濫注意水位（警戒水位）

発表者	水位観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)
山形河川国道事務所長	下 野 (河北町)	13.30	14.00

イ 知事の発する水防警報（法第16条）

a 知事の発する水防警報の対象とする河川の区域

関係機関	河 川	水位観測所名	区 域
西村山河川砂防課	寒河江川	西 根 (河北町)	自 寒河江市大字日和田 県道慈恩寺橋から 至 最上川への合流点まで

b 水防警報発表者と氾濫注意水位（警戒水位）

発表者	水位観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)
山形県知事	下 野 (河北町)	12.00	12.50

ウ 警報の種類・内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団の足留を行う。	雨量、水量、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。

準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出 動	水防団の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位(警戒水位)を超え又は超えるおそれがあり、なお、増水のおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさやその時の時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

6 水防組織の配置体制

(1) 水防団の編制

水防活動を行うため、町に水防団をおく。

ア 組織

水防団は、河北町消防団をもって組織する。

イ 編制

水防団長	消防団長
水防副団長	消防副団長
水防団員	消防団員

ウ 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団を出動させ、水防活動に万全を期する。

種 別	配備基準(風水害等)	活 動 内 容
巡 視	水防管理者又は水防団長は、常時、河川、堤防等を巡視する。	水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
準備態勢	気象警報等が発令され、その内容により、水防上事態の推移を見る必要があると判断されるとき。	速やかに連絡員を配置し、関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて、直ちに招集活動ができる体制にする。
	洪水予報が発せられたとき。	連絡員は水防支部と密接な連携を保ち、合わせて団員の居場所を把握し、出動準備に取りかかること。
警戒態勢	河川の増水が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、又は氾濫注意水位に達することが明らかなとき。	水防区域の監視及び警戒を強化し、出動を準備し団員を待機させる。 また、団員の一部出動を行い、現在工事中の箇所、既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、異常を発見したときは直ちに水防支部に連絡するとともに、水防活動を開始できる体制に入る。
非常態勢	水防警報が発令され(氾濫注意水位(警戒水位)を超える、なお増水のおそれがあるとき)、かつ出動の必要性が予測されるとき。 ※水防警報が発令されない河川においては、水防警報に準じる。	あらかじめ定められた計画により、団員を出動させ、水防作業を開始する。 災害発生時はできる限り被害の拡大を防止するように努める。また、直ちに水防支部、警察機関、その他の関係機関に通報する。

エ 報告

水防管理者は、隨時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実績報告及び災害報告等を、水防支部を経由して県水防本部に提出する。(水防法第35条第2項)

7 水防本部の設置

- (1) 水防管理者は、水防体制を整えるため、必要があると認めるときは、町は水防本部を庁舎内に設置し、事務局は総務課防災・危機管理室に置く。
- (2) 水防本部は、町防災計画による災害警戒本部が設置される以前のものであって、災害警戒本部が設置された場合は、次節「防災体制の確立」により対応する。
- (3) 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌 (1/2)

本 部	部・班名	事務 分 掌
本部長 町長	総務部 総務班	各班間の連絡調整に関すること 職員の動員に関すること 水害情報の通報連絡に関すること 山形県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
副本部長 副町長	防災・危機管理班	水防本部の庶務に関すること 本部の開設及び廃止に関すること 本部員の招集に関すること 水防団の出動指令、伝達に関すること 水位、警報の伝達連絡に関すること 備蓄資機材の点検に関すること 水防協議会に関すること 水防工法の指導に関すること
本部員 教育長 防災・危機管理監、政策推進監 各課長・局長 総務課主幹、まちづくり推進課主幹 消防署河北分署長 水防団長 事務局長 防災・危機管理監 事務局次長 総務課主幹	広報広聴・統計班	災害状況の写真撮影及び記録のとりまとめに関するこ と 住民等からの電話対応、報道機関との連絡調整及び 広報に関するこ と 災害の情報収集及び広報に関するこ
	産業建設部 農業振興班	農地及び農産物・農業用施設等の被害調査及び災害 復旧対策に関するこ と 被害状況の写真撮影に関するこ と 農業団体との連絡調整に関するこ
	都市整備管理班	河川及び管理施設のパトロールに関するこ と 河川の巡視、水位の観測並びに状況連絡に関するこ と 危険箇所の警戒並びに状況連絡に関するこ と 土砂災害等危険区域等の被害調査及び災害対策に関するこ

水防本部の組織及び事務分掌（2/2）

本 部	部・班名	事 務 分 掌
本部長 町長	都市整備班	河川及び管理施設のパトロールに関すること 水防資材並びに器具の調達・輸送に関すること 道路、橋梁、河川、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること 町内建設業者への協力要請に関すること
副本部長 副町長	生活福祉部	
本部員 教育長	子育て支援班	要配慮者利用施設である社会福祉施設への情報伝達に関すること
防災・危機管理監、政策推進監	高齢者福祉班	要配慮者利用施設である社会福祉施設への情報伝達に関すること
各課長・局長 総務課主幹、まちづくり推進課主幹	下水道工務班	下水道（雨水）施設の被害調査及び応急復旧に関すること 農業集落排水の被害調査及び災害復旧対策に関すること
消防署河北分署長	教育部	
水防団長	教育総務班	要配慮者利用施設である学校への情報伝達に関すること
事務局長 防災・危機管理監	消防・警察部	
事務局次長 総務課主幹	水防救急災害	河川の巡視、水位の観測並びに状況連絡に関すること 危険箇所の警戒並びに状況連絡に関すること 地区住民への警報、情報の伝達に関すること 水防活動の実施に関すること 水害及び水防活動状況の連絡に関すること

※ 部の構成は、災害対策本部の構成を準用する。

8 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大のとき又はその前後であるが、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時（水位が最大洪水時の3/4位に減水したときが最も危険。）に生ずる場合が多いため、洪水が最盛期を過ぎても警戒を緩めないようにする。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資機材

水防管理者は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合、町及び警察機関等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退きの指示

第4節「避難計画」による。

10 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命じる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡する。

(3) 関係住民、関係団体にも、周知する。

第2款 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者又は水防団長は、水防のため必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させができる（水防法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察機関に対して警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

3 自衛隊の出動要請

自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して県の水防本部にその旨を要請する。

4 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はできるだけその求めに応じるとともに、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（水防法第23条）。

5 協定

水防管理団体は、前項に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

第2節 防災体制の確立

1 計画の概要

風水害により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制について定める。

※ 本節については、第2編第2章第1節「防災体制の確立」を準用する。

第3節 情報収集伝達関係

1 計画の概要

風水害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集、伝達及び広報するための計画について定める。

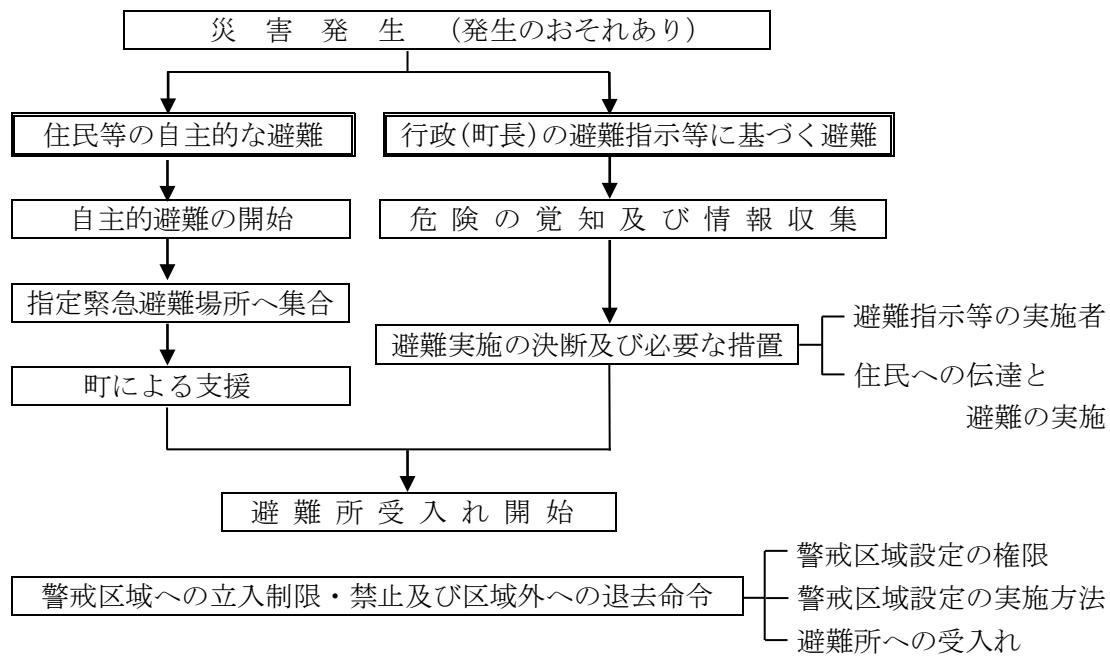
※ 本節においては、第2編第2章第2節「情報収集伝達関係」を準用する。

第4節 避難計画

1 計画の概要

風水害から地域住民の生命・身体等を保護するための住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が発令する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



3 住民の自主的避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

町及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察機関及び消防機関に、住民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には次の表のとおり。

避難指示等発令の実施者（1/2）

区分	警戒 レベル	実施 責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	町長→（報告）→知事 ・町長がその全部又は大部分の業務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				町長→（報告）→知事

避難指示等発令の実施者（2/2）

区分	警戒 レベル	実施 責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
避難の 指示等	知事、その命 を受けた県職 員又は水防管 理者	・立退きの 指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫 していると認められるとき (水防法第29条)	
			水防管理者→(通知)→警察署長	
	知事又は、そ の命を受けた 県職員	・立退きの 指示	・地すべりにより著しい危険が切迫し ていると認められるとき (地すべり等防止法第25条)	
			知事又はその命を受けた県職員 →(通知)→警察署長	
	警察官	・立退き先 の指示	・町長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は町長から要 求があった場合 (災害対策基本法第61条)	
			警察官→(通知)→町長→(報告)→ 知事	
		・避難等の 措置	・重大な被害が切迫すると認める場 合、警告を発し、特に急を要する場 合、危害を受けるおそれがある者に 対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条)	
			警察官→(報告)→公安委員会	
	災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	・避難等の 措置	・警察官がその場にいない場合、「警察 官職務執行法第4条」による避難等 の措置 (自衛隊法第94条)	
			自衛官→(報告)→防衛大臣の指定す る者	

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放して
いることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的か
つ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのよ
うな事態が生じ得ることを住民にも周知する。

《資料編》

- ・避難指示等の判断・伝達マニュアル

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

居住者等がとるべき行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は緊急安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>災害発生又は切迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、町長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

・避難の目安となる5段階のレベル

警 戒 レベル	避難情報等	状 况	住民がとるべき行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生または 切迫	命の危険 直ちに安全確保！ 指定された避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所に移動して緊急安全確保の行動をとる。 ただし安全を確保できるとは限らないため警戒レベル4避難指示までに必ず避難する。

<警戒レベル4までに必ず避難！>

警戒レベル 4	避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ 高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれ あり	危険な場所から高齢者等は避難*
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅周辺の災害リスクを確認したり、指定された避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認する。避難情報を把握する方法や自分の避難行動をしっかりと確認
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する。

*高齢者や障がいのある人、その支援者などは危険な場所から避難する。それ以外の人も状況に応じて避難の準備を始める。早めの避難が望ましい場合は自主的に避難を開始する。

《資料編》

・避難指示等の判断・伝達マニュアル

エ 水害、土砂災害に対する避難指示等の判断基準

a 水害

- ① 警戒すべき箇所、予想される災害、それによる避難すべき避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。
- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
 - ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のための不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断する。
 - ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考としたハザードマップ等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることに留意する。

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」(家屋のある地区のみを対象区域に表示)

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」(1/2)

浸水深	対象区域	災害の様相	対象とする災害
想定浸水深 0.5m未満	塩之渕区 39北宇前新土慶要東幸荒町 之口東慶小路害地町 渕南北町西	床下浸水	最上川又は 寒河江川の 河北町側堤防の 破堤・氾濫
想定浸水深 0.5m~3.0m未満	下124567811北長東荒荒高高高旭杉の県營住宅サン・コー・ボラス河北ひな市通り東改吉造田 模区区区区区区区北西東町北中南中北町下上山	床上浸水～ 2階軒下浸水	最上川又は 寒河江川の 河北町側堤防の 破堤・氾濫

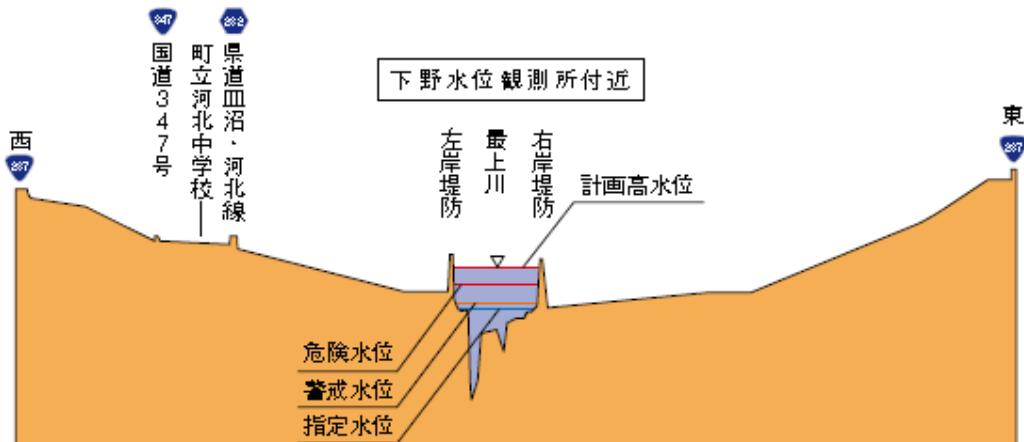
避難指示等の対象となる「避難すべき区域」(2/2)

浸水深	対象区域	災害の様相	対象とする災害
想定浸水深 3.0m～5.0m未満	1 2 区 1 4 区 1 5 区 1 6 区 道 海 押 切 か す み 町	2階床上浸水～ 2階水没	最上川又は 寒河江川の 河北町側堤防の 破堤・氾濫
想定浸水深 5.0m～10.0m未満	山 王 舞 台 吉 野 荒 小 舞 吉 荒 小	2階建て家屋水没	最上川の 東根市側堤防の 破堤・氾濫

※ 対象区域は、河北町災害ハザードマップ（洪水）による浸水想定区域による。

※対象地区の想定浸水深は、河北町洪水ハザードマップを参照

最上川 (下野水位観測所)	
水防団待機水位（通報水位）	13.30m
氾濫注意水位（警戒水位）	14.00m
避難判断水位	16.20m
氾濫危険水位（浸水特別警戒水位）	16.70m
計画高水位	16.99m



② 避難指示等の発令基準

避難指示の発令の判断基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては次の点に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関と密接に情報を交換しながら、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、山形地方気象台による土砂災害警戒情報や山形県河川砂防情報システム等を活用して広域的な状況把握に努める。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、避難指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。

河川名 地域	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	対象地区
最上川左岸 (下野観測所) 無堤防区間 押切地区	① 水位が 14.00m に 達し、なお水位が 14.50m に到達する見 込みのとき	① 避難判断水位(14.50m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある 被災等)を確認したとき	北口北、北口 南、押切、ひな 市通り東、改 目、吉田上
最上川左岸 (下野観測所) 無堤防区間 溝延地区	① 水位が 14.30m に 達し、なお水位が 14.80m に到達する見 込みのとき	① 避難判断水位(14.80m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある 被災等)を確認したとき	2区、4区、6 区、7区、8区、 9区、11区、12 区
最上川左岸 (下野観測所) 谷地橋上流域	① 水位が 15.00m に 達し、なお水位が 15.60m に到達する見 込みのとき	① 水位が 15.60m に到達し、なお水 位の上昇が予想されるとき ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある 被災等)を確認したとき	13区、14区、 15区、16区、 高南、杉の下、 サン・コーポラ ス河北、谷地工 業団地
最上川左岸 (下野観測所) 谷地橋下流域	① 水位が 15.60m に 達し、なお避難判断水 位(16.20m)に到達す る見込みのとき	① 避難判断水位(16.20m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある 被災等)を確認したとき	宇北、前西、前 東、長表西、長 表東、道海、東 町、荒町北、荒 町中、荒町南、 高中、高北、旭 町、新町、土慶 小路、東団地、 幸町、県営住 宅、かすみ町、 荒町西
最上川右岸 (下野観測所) 谷地橋下流域	① 水位が 15.60m に 達し、なお避難判断水 位(16.20m)に到達す る見込みのとき	① 避難判断水位(16.20m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある 被災等)を確認したとき	山王、舞台、吉 野、荒小屋
その他の河 川・水路等	① 地域内の河川等 の増水や、床下浸水、 道路浸水の危険性が 見込まれるとき	① 地域内で床下浸水や道路浸水が 始まり、被害が拡大すると見込まれ るとき ② 排水先の河川水位が高くなり、排 水機場ポンプ停止の状態や逆流によ る内水氾濫の発生が予想されるとき	全城
気象情報等	① 大雨警報(浸水 害)、洪水警報が発表 され、被害が予想され るとき	① 大雨警報(浸水害)、洪水警報が 発表され、被害が拡大すると見込まれ るとき	全城

(※1) 大雨特別警報(浸水害)発表時には、避難指示等の対象地区的範囲が十分であるかどうか等、実施済みの措置の内容を再度確認する。

③ 特に注意を要する区間

最上川と寺川の合流地点

対象とする災害	最上川からのバックウォーターによる溝延地区氾濫
警戒すべき区間	寺川沿川
川の特性	最上川の水位上昇により、外水が寺川を逆流し溢水する。

最上川と柏川の合流地点

対象とする災害	最上川からのバックウォーターによる溝延地区氾濫
警戒すべき区間	柏川沿川
川の特性	最上川の水位上昇により、外水が柏川を逆流し溢水する。

最上川と槇川の合流地点

対象とする災害	槇川樋門閉鎖に伴う田井地区氾濫
警戒すべき区間	槇川沿川
川の特性	槇川樋門の閉鎖により、槇川が氾濫する。

谷地工業団地樋門

対象とする災害	谷地工業団地樋門の閉鎖による工業団地内氾濫
警戒すべき区間	谷地工業団地
川の特性	谷地工業団地排水樋門の閉鎖により、地域内排水路から内水氾濫が発生する。

押切下釜排水機場

対象とする災害	押切下釜排水機場樋門の閉鎖に伴う押切地区氾濫
警戒すべき区間	押切地区
川の特性	押切下釜排水機場樋門の閉鎖により、排水路から内水氾濫が発生する。

最上川と白水川の合流地点

対象とする災害	最上川右岸の破堤による荒小屋地区氾濫
警戒すべき区間	最上川と白水川の合流点
川の特性	最上川の増水により、白水川に逆流し、漏溢水する。

b 土砂災害

① 土砂災害警戒区域

指定区域名	箇所番号	所在地区	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
山口沢	15-7	北谷地地区	土石流	
弥勒寺川	J-K5	谷地西部地区	土石流	○
シノ子沢	15-5	西里地区	土石流	
杉山沢	J-K3	谷地西部地区	土石流	○
滝の沢	15-H01	谷地西部地区	土石流	
高嶋沢	15-1	谷地西部地区	土石流	○
高嶋	J15-H001	谷地西部地区	地すべり	
西の沢	15-2	西里地区	土石流	
大清水	15-6	西里地区	土石流	○
小沢	15-3	西里地区	土石流	○
岩木	1-2204	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	2-2206	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	J15-H002	北谷地地区	地すべり	
上沢畠北	2-2205	谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1－2	1-2203-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1－1	1-2203-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際2	2-2207	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際上	2-2204	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際3	2-2203	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所－4	1-2201-4	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所－3	1-2201-3	西里地区	急傾斜地の崩壊	
両所－2	1-2201-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所－1	1-2201-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上	2-2202	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上2	2-15H0001	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所島	2-2201	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
計	26箇所			19箇所

- ・ 県土砂災害警戒システム危険度到達表及び雨量判定図の情報により、災害発生を事前に予想し、すみやかな避難行動情報発令に活用する。

② 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のための不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断する。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害危険箇所図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が生じる可能性もあることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

③ 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署と町の間で相互に情報交換を行う。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、山形地方気象台による土砂災害警戒情報や山形県河川砂防情報システム等を活用して広域的な情報把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値で明確にできないものも考慮しつつ、避難指示等は以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断し発令する。

発令単位	発令の判断基準
高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「警戒（赤）」が出現した場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「危険（紫）」が出現した場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「災害切迫（黒）」が出現した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を住民に促す必要がある場合

※ 降雨指標値の情報は、山形県河川砂防情報システムの「土砂災害判定図」による合成実効雨量による。

・避難の目安となる 5 段階のレベル

警 戒 レベ ル	避 難情 報 等	状 况	住 民 が と る べき 行 動 等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生または 切迫	命の危険 直ちに安全確保! 指定された避難場所等へ立退き避難 することがかえって危険である場合は、 自宅や近隣の少しでも安全な場所に移 動して緊急安全確保の行動をとる。 ただし安全を確保できるとは限らな いため警戒レベル 4 避難指示までに必 ず避難する。

<警戒レベル 4 までに必ず避難!>

警戒レベル 4	避 難指 示 (町長が発令)	災害のおそれ 高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれ あり	危険な場所から高齢者等は避難*
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅周辺の災 害リスクを確認したり、指定された避 難場所や避難経路、避難のタイミングなど を再確認する。避難情報を把握する方法 や自分の避難行動をしっかりと確認
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意す る。

*高齢者や障がいのある人、その支援者などは危険な場所から避難する。それ以外の人も状況に応じて
避難の準備を始める。早めの避難が望ましい場合は自主的に避難を開始する。

(3) 指定緊急避難場所

第 2 編第 1 章第 6 節「避難体制整備計画」で定める指定避難場所に避難す
る。

(4) 住民等への伝達及び避難の実施

- ア 高齢者等避難及び避難指示の内容
 - a 警戒レベル
 - b 要避難準備対象地域
 - c 避難準備理由
 - d 避難先
 - e 避難経路

f 避難時の注意事項等

イ 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること

ウ 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- b 町は、避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確實に伝達する。
- c 町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- d 町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(5) 高齢者等避難及び避難指示を実施した場合の報告等

ア 知事等に対する報告

- a 町長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- b 警察官が単独で避難指示等を実施したときは、町長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

イ 関係機関等に対する連絡

避難指示等は、警察機関と綿密な連絡を取りながら行う。

ウ 避難者等の管理者に対する連絡

実施責任者は、避難指示等を行ったときは、直ちに指定避難所等として利用する施設の管理者に通報し、町職員と連携し当該施設に指定避難所等の設置を依頼する。

(6) 避難誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び警察機関による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ア 誘導体制

a 町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、職員、警察機関及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。

d 警察機関は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させる。

e 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への避難又は屋内での安全確保措置をとることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 避難の順序

a できるだけ各区、町内会又は職場若しくは学校等を単位とした集団避難を行う。

b 避難の順位は妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

ウ 避難の手段

a 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自己による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難する。

b 町は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

エ 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品は地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努める。

(7) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。この場合、解除の伝達は、原則として、避難指示等の発令と同様の方法により行う。

《資料編》

・大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所一覧

5 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、児童福祉施設、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図る。

6 避難収容計画

(1) 指定避難所への受入れと必要な措置

被災者を指定避難所に誘導する場合又は住民が自主的に避難を開始した場合は、担当する班員は次の応急救護活動にあたる。

ア 避難所の避難者名簿の作成

指定避難所ごとに避難住民の代表者等と協力して、避難者の人数及びその内訳を把握し、避難所の避難者名簿及び被災者台帳により災害対策本部に報告する。

イ 被災情報の把握

被災者から要救出者の有無、被災状況、被害の規模等を聴取し、災害対策本部に報告する。

ウ 食料・生活必需品等の確保計画

避難所の避難者名簿に基づき、第2編第2章第14節第2款「食料供給計画」及び第3款「生活必需品等物資供給計画」に基づき調達した食料・生活必需品等を配布する。

(2) 指定避難所開設の周知と報告

住民並びに警察機関及び防災関係機関に設置場所及び設置期間等を速やかに周知するとともに、県に対し報告する。

(3) 避難後の状況の変化に応じた措置

ア 避難者が増え続ける場合

a 地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕がある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

b 町内の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を本町以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、他市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

c さらに危険が迫った場合

被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察機関等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼して、移動手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させる。

7 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設 定 権 者	根 抠	備 考
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員 (※知事)	災対法第 63 条第 1 項 (第 73 条第 1 項)	※知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。
	警察官	災対法第 63 条第 2 項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき。又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	災対法第 63 条第 3 項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいない場合に限る。
火 災	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条	
	警察官	消防法第 28 条第 2 項	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水 害	水防団長・水防団員	水防法第 21 条	
	消防吏員・消防団員	水防法第 21 条	
	警察官	水防法第 21 条第 2 項	水防団長若しくは水防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水害以外	消防吏員・消防団員	消防法第 36 条	
	警察官	消防法第 36 条	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

ア 警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内から区域外への退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

イ 警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 指定避難所等への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、町長は、必要に応じて指定避難所等を開設し、これらの者を受入れる。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

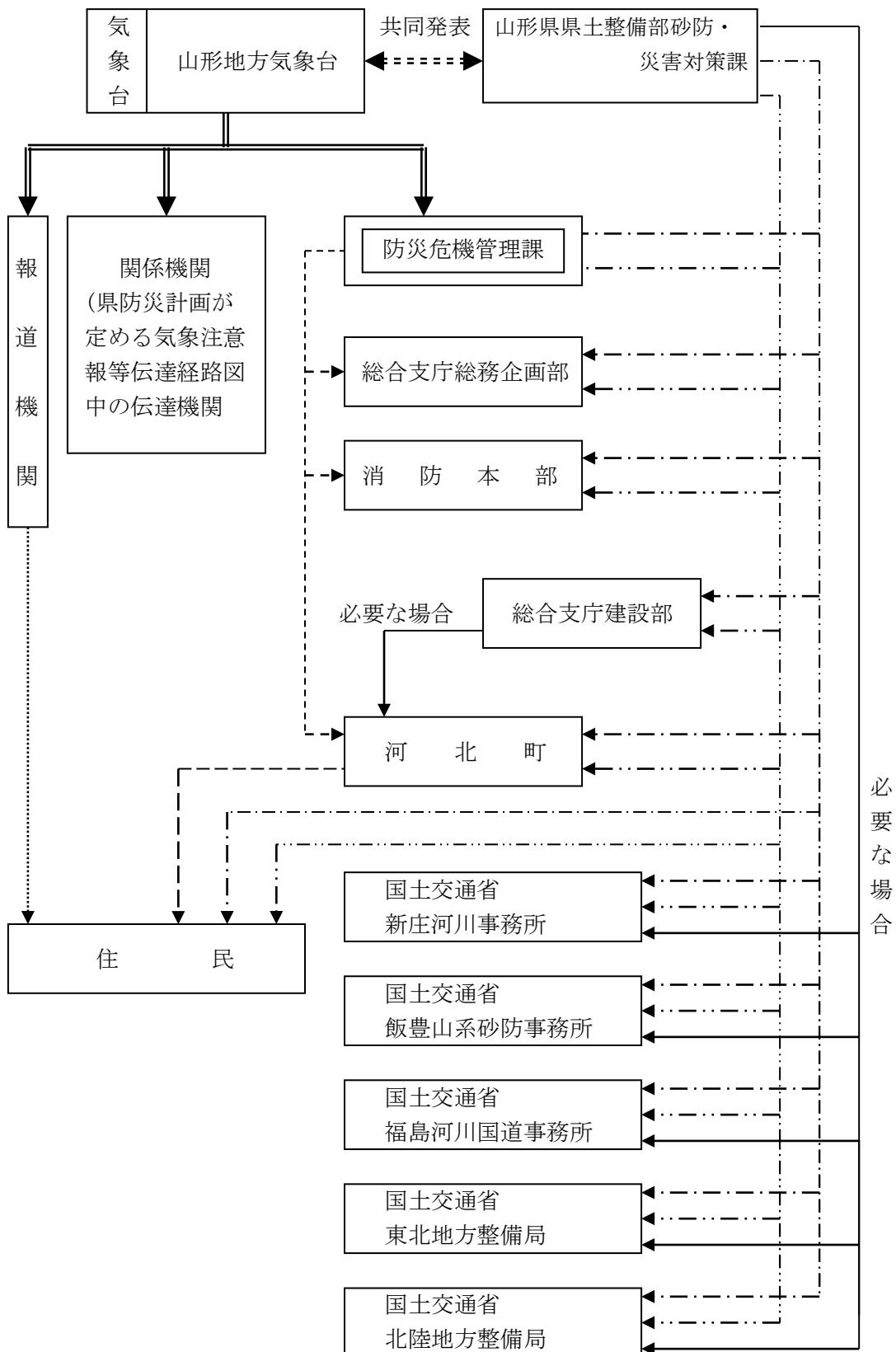
(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段・経路を通じて避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行・復旧状況等、帰宅手段に関する情報の提供に努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者・出張者に対し多様な言語及び手段・経路を通じて避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行・復旧状況等、移動手段に関する情報の提供に努める。

a 「土砂災害警戒情報（共同発表）」の伝達フロー



※気象庁 HP、土砂災害警戒システム
システム(インターネット経由)で、情報
を同時に一般に提供

- ➡ 緊急防災情報ネットワーク(専用回線)
- ➡ 電話又はメール
- ➡ 県防災行政無線 FAX(専用回線)
- ➡ 放送
- ➡ 防災メール通報(登録者)
- ➡ 土砂災害警戒システム
- ➡ 防災行政無線、広報などあらゆる手段

第5節 指定避難所運営計画

1 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

※ 本節については、第2編第2章第4節「指定避難所運営計画」を準用する。

第6節 救助・救急計画

1 計画の概要

風水害による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を救出し、救急搬送するための対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第6節「救助・救急計画」を準用する。

第7節 医療救護計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

※ 本節については、第2編第2章第7節「医療救護計画」を準用する。

第8節 行方不明者等の搜索及び遺体の 収容・埋葬計画

1 計画の概要

風水害により行方不明になっている者の搜索及び遺体の処理・収容・埋葬を実施するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第10節「行方不明者等の搜索及び遺体の収容・埋葬計画」を準用する。

第9節 交通輸送計画

1 計画の概要

風水害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通輸送機関等の事故を防止し、救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する生活物資の供給等を迅速に展開するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第11節「交通輸送計画」を準用する。

第10節 ライフライン施設の応急対策計画

1 計画の概要

風水害によってライフライン施設が被災した場合の応急対策の手順について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節「ライフライン施設の応急対策計画」を準用する。

第11節 応急給水計画

1 計画の概要

風水害により、水道施設の損壊、停電等により飲料水及び生活用水等の供給停止さが予想されるため、被害の状況に応じた被災地域における住民への飲料水等の供給について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第1款「応急給水計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

1 計画の概要

風水害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合の災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第2款「食料供給計画」を準用する。

第13節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

風水害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合において、生活必需品等の物資を住民等に供給するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第14節 保健・防疫計画

1 計画の概要

風水害発生時には、水道の断水、家屋の倒壊、浸水等の被害により感染症等がまん延するおそれがあるため、これらを防止するための防疫等の保健衛生対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第4款「保健・防疫計画」を準用する。

第15節 環境衛生計画

1 計画の概要

風水害発生時には、被災地の廃棄物等を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための廃棄物処理対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第5款「環境衛生計画」を準用する。

第16節 義援金品受入れ・配分計画

1 計画の概要

風水害に伴い、被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受入れ及び配分するための対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節第6款「義援金品受入れ・配分計画」を準用する。

第17節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

風水害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及び屎等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第16節「廃棄物処理計画」を準用する。

第18節 障害物の除去計画

1 計画の概要

風水害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を与えている場合、これらの障害物を除去するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第17節「障害物の除去計画」を準用する。

第19節 文教対策

1 計画の概要

風水害発生時における児童生徒の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第18節「文教対策」を準用する。

第20節 要配慮者の応急対策

1 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第19節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第21節 応急住宅対策

1 計画の概要

風水害により住宅が被災した者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者を援護するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第20節「応急住宅対策」を準用する。

第22節 技術者等動員計画

1 計画の概要

風水害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、災害応急活動に必要な技術者等の確保について定める。

※ 本節については、第2編第2章第21節「技術者等動員計画」を準用する。

第23節 災害救助法の適用

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第23節「災害救助法の適用」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

1 計画の概要

風水害発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復等並びに被災施設等の復旧を図るための計画について定める。

※ 本章については、第2編第3章「災害復旧・復興計画」を準用する。

第1章 雪害対策計画

第1節 雪害予防計画

1 計画の概要

降雪期における住民生活や産業活動の安全な環境を確保し、降雪融雪による被害を予防するための計画について定める。

2 雪害対策の具体的な方針

- (1) 降雪時の交通を確保する。
- (2) 町内会、自主防災組織と連携し、共助による克雪体制を整備する。
- (3) 雪害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (4) 災害応急活動及び被災者支援を速やかに実施するための体制づくりを図る。
- (5) 融雪溝など、雪に強い基盤整備を行う。
- (6) 災害に強いライフライン施設の整備を図る。
- (7) 危険箇所を把握するなど、雪崩防止対策を推進する。
- (8) 総合的、計画的な雪害対策を実施する。

3 気象情報の伝達

防災関係機関に対して降雪に関する気象情報を伝達し、雪害の予防を図る。

《資料編》

- ・気象予警報の種類及び発表基準

4 雪情報の把握

- (1) 町内における気象調査
 - ア 町内の降雪、積雪状況を把握するために、山口地区において、気象調査を実施する。
 - イ 毎日の状況は、都市整備課で集計し、除雪等雪対策に活用する。また、住民に公表する。

5 降雪時及び融雪時の警戒

- ア 降雪、融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関が警戒し、相互に綿密な連絡をとりながら、災害の防止にあたる。
- イ 状況により、当該地域に対する消防団等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、防災関係機関は、相互に連絡のうえ、迅速な出動態勢を整える。

6 降雪期間の要配慮者（高齢者等）の対策

- (1) 雪全般の災害に対応するために、自主防災組織が中心となって、高齢者等の要配慮者世帯の把握に努める。
- (2) 前号の把握にあたっては、日頃の民生委員・児童委員の活動から得られる情報に加えて、区長と連携しながら進める。

7 火災防止

冬期においては、暖房器具の使用や雪の障害による電気、ガス設備などの損傷事故等による火災の危険性があるので、消防活動の支障がないように道路や消火栓、防火水槽の除雪を徹底し、火災予防に努める。

8 住宅除雪の体制の整備

(1) 雪下ろしと克雪住宅の普及

- ア 町は、こまめな雪下ろしを呼びかけるなど、家屋の管理徹底について積極的に広報する。
イ 町は、県と連携して、屋根の雪の重量による倒壊を防止するために、克雪住宅の普及を促進する。

(2) 高齢者等の災害要配慮世帯への助成

町は、屋根の雪下ろしが困難な高齢者に対し、危険回避と除雪費の負担軽減のための助成措置を講じるとともに、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(3) 空き家等の対策

- ア 転居等の事情により、空き家となった家屋については、区長と連携し、屋根の雪の状況など、危険の有無を把握する。
イ 町では、空き家からの落雪等により、町道、通学路、隣家へ危険を及ぼすおそれがある場合には、所有者・管理者に区長と連携して通知し、雪下ろしを勧奨する。
ウ 町は、町道、通学路に危険が迫っているときは、通行人や車両に注意を呼びかけるとともに、学校など関係機関へ連絡する。

第2節 除雪・排雪計画

1 計画の概要

冬期間における地域の民生安定、産業経済活動及び道路交通の確保等を図り、雪害対策を強力に推進するため、組織及び運営並びに活動体制について定める。

2 道路の除雪

道路の除雪は、毎年定める「河北町除雪計画」に基づき実施する。

(1) 除雪路線

冬期間における一般の道路交通に供する道路（町道車道、町道歩道、生活道路）を対象に除雪する。

(2) 除雪作業

ア 出動基準

車道・歩道除雪

午前2時30分以降、新雪深が5cm以上、かつ今後の降雪状況や気象情報等により町道除雪が必要と判断するとき。

イ 作業時間

出動基準に基づき作業を開始し、午前8時の除雪完了を目指とする。

(3) 除雪方法

除雪ドーザー、除雪グレーダー、除雪ロータリーによる機械除雪とし、除雪指定路線について主に業務を委託して実施する。その他、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーティング）により実施する。

3 排雪計画

町は、住宅地等の排雪のため、雪捨場を確保するとともに、指定箇所を周知する。

また、機械除雪等により、道路両端に積雪した雪は、原則として幹線道路の交差点等で障害になるところを、町において排雪する。

4 町豪雪対策本部の設置

(1) 設置基準

山口観測所の積雪が 100 cm に達し、引き続き降雪が見込まれて、住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されたときは、河北町豪雪対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、総合的な豪雪対策を推進する。それに伴い、応急対策に従事する職員を適宜配置する。

(2) 本部の組織、協議事項

ア 構成

- a 本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員をもって構成する。
- b 災害対策本部長は、町長、災害対策副本部長は副町長をもってあてる。
- c 本部員は、教育長、防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹、河北分署長とする。
- d 災害対策本部長は、対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
- e 本部は庁舎内に設置し、事務局は、防災・危機管理室に置く。
- f 本部が設置されたときは、庁舎玄関等見やすい場所に「河北町豪雪対策本部」の標示板等を掲げる。

イ 協議事項

- a 被害状況の把握に関すること。
- b 道路、施設、要配慮者世帯の安全に関すること。
- c 被害広報に関すること。
- d 除雪機械に関すること。
- e 職員の動員に関すること。
- f 予算措置に関すること。
- g その他豪雪対策に関すること。

(3) 本部設置の通知

本部の設置にあたっては、本部会議を開催するとともに、県、警察機関等へ設置を報告する。

(4) 本部の廃止

本部は雪解けを待って、3月を目途に廃止する。融雪等の災害が懸念されるときは、引き続き警戒する。

(5) 災害対策本部への昇格

豪雪のうち特に甚大な被害をもたらしたとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策本部を設置する。その際は第2章第1節第1款「災害対策本部の設置」を準用する。

第2章 道路災害対策計画

1 計画の概要

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速な救急救助活動とともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、町、警察機関、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 被害情報等の伝達

- (1) 町、警察機関及び消防機関のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (2) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町、県、関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他県及び他市町村等に対して応援を要請する。

4 応急対策の実施

町は、二次災害防止のため次の措置を講じる。

(1) 被害拡大防止措置

ア 通行禁止又は制限

町は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときは必要な限度において道路交通法に基づき、一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

町は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び住民等への広報

町は、通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関又は広報車、道路情報提供システム等により広報する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 消防機関は、救助・救出活動のほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、町は、負傷者等の救助・救出及び消火活動のため、必要な協力をを行う。

(3) 危険物の流出、放置に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、警察機関、消防機関及び町は、流出した危険物の名称、性状及び毒性の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

a 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスを検知し、火災、健康被害及び環境汚染の防止に必要な措置を講じる。

b 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び町は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

c 有害物質が河川、公共用海域、地中及び大気中に放出された場合、町及び保健所等は必要に応じて環境を調査する。

イ 住民の安全確保

町及び警察機関等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じる。

第3章 河川災害対策計画

1 計画の概要

河川における大規模災害が発生した場合に、迅速な救急救助活動とともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、町、警察機関、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 被害情報等の伝達

- (1) 町、警察機関及び消防機関のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により河川災害の発生を覚知した機関は、直ちに町及び関係機関に通報する。
- (2) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町、県、関係機関等は、災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他県及び他市町村等に対して応援を要請する。

4 応急対策の実施

町は、二次災害防止のため次の措置を講じる。

(1) 被害拡大防止措置

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置
堤防等河川構造物や、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を講じる。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の措置を講じる。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を講じるとともに、町及び周辺施設の管理者と協議し、二次災害の防止に努める。

(2) 危険物の流出、放置に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、警察機関、消防機関及び町は、流出した危険物の名称、性状及び毒性の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

a 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスを検知し、火災、健康被害及び環境汚染の防止に必要な措置を講じる。

b 有害物質が河川、公共用海域、地中及び大気中に放出された場合、町及び保健所等は必要に応じて環境を調査する。

イ 住民の安全確保

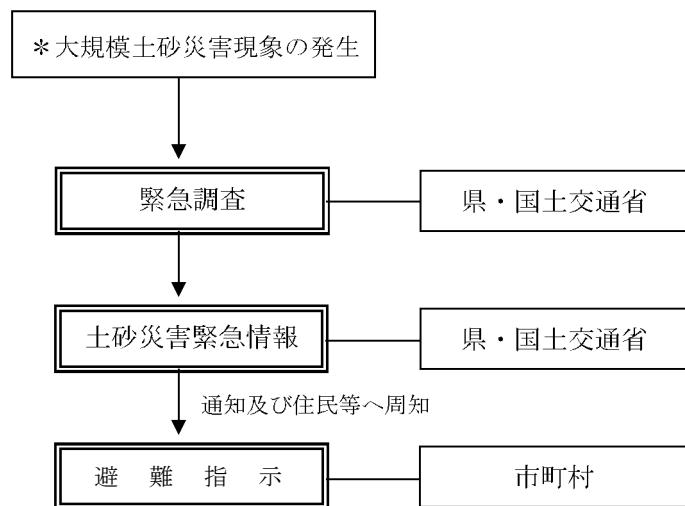
町及び警察機関等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じる。

第4章 大規模土砂災害対策計画

1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー



3 避難指示

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努める。

第5章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

町及び航空事業者は、県及び関係機関との連絡を密にし、災害発生時に一貫した対策ができるよう、情報収集、伝達方法等の体制の整備と徹底を図る。

3 施設の点検

航空事業者は、災害発生時の緊急措置を円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努める。

第2節 航空災害応急計画

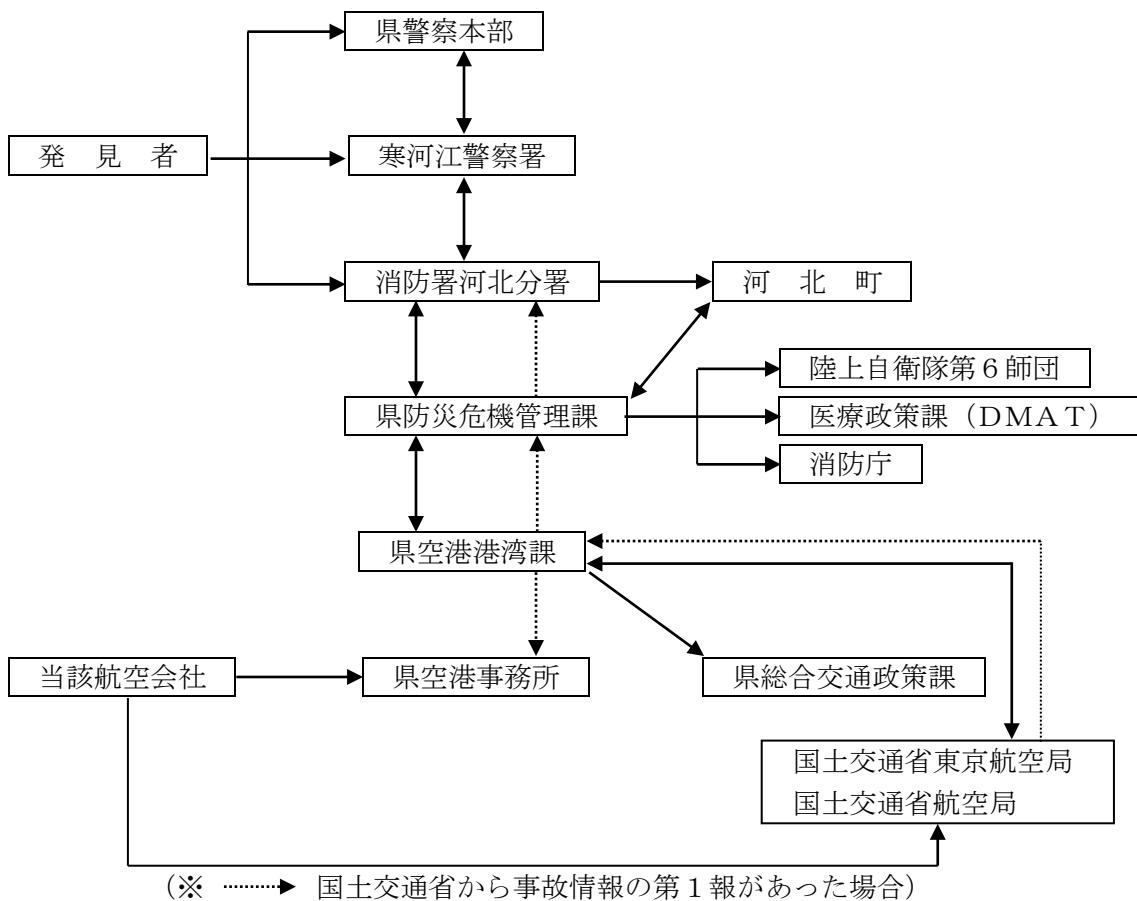
1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るための災害応急対策について定める。

2 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

航空機事故が発生した場合、町及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。



(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動にあたっては、県、警察機関及び防災関係各機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるよう努める。

イ 周辺住民等への広報

町及び警察機関は、県及び警察機関と協議のうえ、防災行政無線・広報車等で、避難指示等について広報する。

3 消火救難活動体制

(1) 町は、県及び関係団体と協議のうえ、第2編第2章「災害応急計画」に準じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 「山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害が、発生した場合の連絡、調整等に関する協定書」に基づき、県との緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、航空機火災の防ぎよに万全の体制を図る。

《資料編》

- ・山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整等に関する協定書

第6章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

県内には原子力施設は立地していないが、隣県には女川原子力発電所、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所が立地し、原子力発電所の事故等が発生した場合には、本町にも影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動搖や混乱が生じるとともに、住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講じる必要がある。

のことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

- 2 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所
 山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石巻市	1号	H30. 12. 21 廃止	
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉

(2) 福島県

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールディングス 株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	H24. 4. 19 廃止	
			2号		
			3号		
			4号		
			5号	H26. 1. 31 廃止	
			6号		
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉

(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールディングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉、ABWR = 改良型沸騰水型軽水炉

3 町の対策等

隣接県にある原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合を想定し、情報伝達訓練などの予防対策や屋内退避及び避難などの応急対策など、町は、住民の生命又は身体を保護するために必要な対策を講じる。

第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 モニタリングの実施

町は、原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、平常時よりモニタリングを行う。

(1) モニタリング体制等の整備

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリング機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

(2) 平常時におけるモニタリング

町は、平常時より、空間放射線量の測定や放射性物質濃度等を検査する。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

町は、山形県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態）（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）平成11年法律第156号第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ 町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

町は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

4 防災知識の普及等

(1) 防災広報

町は、県と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力施設で大規模な事故が発生した場合の緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 町の活動体制

町は、隣接県の原子力施設における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始し、原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

3 モニタリングの強化及び対応

町は、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境に対する影響を把握するため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り替える。

(1) 緊急時のモニタリング体制

ア モニタリングの強化

町は、初期段階においてはOILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

イ 放射能濃度の測定

町は、災害対策本部が設置されると同時に、降下物（雨、雪、ちり等）や土壤等の環境監視、水道水や農畜水産物などの飲食物、粗飼料、堆肥、汚泥などについて県と協力して放射能濃度の測定を開始する。

(2) 環境モニタリングの結果の公表

町は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、ホームページ等により公表する。

(3) 除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、簡易な除染など状況に即した適切な措置を講じる。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、山形県への影響が懸念される場合に早い段階から注意喚起とともに、町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があつた場合には、住民に対して次のとおりに指示する。

(1) 住民への注意喚起

町は、原子力災害による町への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起する。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 町は、原子力緊急事態宣言が発出され、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

　a 防災行政無線、広報車及びホームページなど様々な広報媒体を活用しての広報

　b 児童福祉施設等、学校及び社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

イ 町は、屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定しておく。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、広報車、防災行政無線、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報を提供するとともに、住民の行動に関する必要な事項の確認のために指示する。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 放射線の状況に関する今後の予測

エ 町、県及び防災関係機関の対策状況

オ 住民のとるべき措置及び注意事項

カ その他必要と認める事項

6 自治体の区域を越えた避難者の受け入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受け入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準じる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受け入れ活動にあたる。

第4節 原子力災害復旧計画

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質又は放射線による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定める。

2 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

町は、放射性物質又は放射線による影響の懸念がなくなったため、県から町に対し避難等の指示を解除するよう指示されたときは、町は、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

町は、放射性物質による影響の懸念がなくなったため、県から原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を指示されたときは、直ちに解除する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

町は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続し、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

町は、関係機関とともに、放射性物質又は放射線に汚染されたものの除去及び除染作業を促進する。

(3) 健康に関する相談への対応

町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

4 損害賠償請求等

(1) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。